
忠岡町子ども・子育て応援プラン 2020

(第2期子ども・子育て支援事業計画)

令和2年3月

忠岡町

はじめに

近年、核家族化や少子化等を背景に、子育てに対する価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化等もあり、子育てに不安を抱える保護者も増加しています。また、少子化の影響により幼稚園の園児が減少する一方、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労形態の多様化により保育所ニーズが増加するなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月から子ども・子育てに係る新しい仕組みである「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度のスタートに合わせる形で全国的に子ども・子育て支援事業計画が策定され、本町においては、「忠岡町子ども・子育て応援プラン 2015」を策定しました。

新制度が開始した後においても、これまで以上に質の高い教育・保育の提供を行い、安心して子育てができるまちづくりの推進を図るとともに、効率的な行政運営を推進していくために、これまでの幼稚園と保育所の枠組みにとらわれることなく、「幼保一体化」を検討する必要があることから、平成 28 年 8 月に策定した「忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針」を始め、平成 29 年 3 月の「忠岡町幼保一体化推進基本計画」、平成 30 年 8 月の「東忠岡地区における認定こども園整備基本方針」、平成 31 年 3 月の「(仮称) 東忠岡地区認定こども園整備基本計画」の 4 つの幼保一体化に関する方針と計画に基づき、幼保一体化を進めています。

今回策定した「忠岡町子ども・子育て応援プラン 2020」に基づき、引き続き、幼保一体化を推進するとともに、計画の基本理念である「みんなで子育て、親も子も地域も 笑顔輝く忠岡」の実現に向けて、各施策をさらに推進し、子育て世代の定住促進につなげてまいりたいと考えております。

最後に、この計画の策定に当たり、「忠岡町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、計画策定にご尽力・ご協力いただきました町民の皆様からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

忠岡町長 和田 吉 衛

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の社会的背景	1
2 計画の位置づけ	2
2-1 計画の法的根拠	2
2-2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象	3
4 計画期間	3
5 策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計データからみた現状と課題	5
1-1 人口の状況	5
(1) 総人口の推移	5
(2) 児童人口の推移	7
(3) 出生数の推移	8
1-2 世帯の状況	9
(1) 世帯数の推移	9
(2) 子どものいる世帯	10
(3) ひとり親世帯	10
1-3 女性の就労状況	11
2 第1期計画の取組状況	12
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 計画の基本理念	14
2 計画の基本的な視点	15
3 基本目標	16
4 計画の施策体系	17

第4章 子ども・子育て支援施策の展開.....18

基本目標1	子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり	18
施策1-1	子どもの人権の尊重	18
(1)	人権意識の醸成	18
(2)	児童虐待・DV防止対策及び対応の充実	19
(3)	子どもに対する相談支援体制の充実.....	19
施策1-2	心身を健やかに育む子育て環境の充実.....	20
(1)	家庭や地域の教育力・社会力の向上.....	20
(2)	就学前・学校教育環境の充実	21
(3)	次世代を担う若者の自立支援	22
(4)	子どもの豊かな体験機会の充実	22
(5)	有害環境対策の推進.....	23
基本目標2	子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり.....	24
施策2-1	親子の健康づくり支援.....	24
(1)	親子の健康の確保	24
(2)	食育の推進	25
(3)	思春期からの健康づくり支援	26
(4)	小児医療・予防の充実.....	26
施策2-2	子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実.....	27
(1)	子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成.....	27
(2)	次代の親としての意識の醸成	27
(3)	子育てに関する相談体制・情報提供体制の充実	28
施策2-3	仕事と子育て調和推進.....	29
(1)	地域の子育て支援事業の充実	29
基本目標3	子どもを安心して育てることができる環境づくり	30
施策3-1	子育て家庭への支援の充実.....	30
(1)	地域における多様な交流の促進	30
(2)	地域子育て支援活動の育成・支援	30
施策3-2	援助の必要な家庭や児童への支援	31
(1)	ひとり親家庭の自立支援の推進	31

(2) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援	32
(3) 子どもの貧困対策	33
施策3-3 安全・安心な環境づくり	34
(1) 親子にやさしいまちづくりの推進	34
(2) 交通安全・防犯・防災対策の推進	34
第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定	35
1 子ども・子育て支援事業計画について	35
2 教育・保育の提供区域の設定	36
2-1 教育・保育提供区域とは	36
2-2 忠岡町における教育・保育提供区域	36
3 児童人口の推計	37
4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	38
4-1 保育認定について（保育の必要性の認定について）	38
4-2 計画期間の量の見込みと確保方策	39
(1) 認定区分別の量の見込み	39
(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期	41
(3) 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方	42
(4) 教育・保育の一体的提供の推進	42
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	43
(1) 延長（時間外）保育事業	43
(2) 放課後児童健全育成事業	44
(3) 子育て短期支援事業	46
(4) 地域子育て支援拠点事業	47
(5) 一時預かり事業	48
(6) 病児・病後児保育事業	49
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	49
(8) 利用者支援事業	50
(9) 妊婦健康診査事業	51
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	51

(11) 養育支援訪問事業	52
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	52
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	52
第6章 計画の推進	53
1 計画の推進体制	53
2 計画の点検・評価・改善	53
資料編	54
1 アンケート調査の概要	54
1-1 調査の種類・概要	54
1-2 調査結果の概要（抜粋）	55
(1) 就学前調査	55
(2) 小学生調査	61
(3) 町や地域の子育て環境に関する共通設問	69
2 用語解説	80
2-1 子ども・子育て支援制度に関する用語	80
2-2 その他の用語	82
3 忠岡町子ども・子育て会議	85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の社会的背景

我が国では、少子化が急速に進んでいる一方で、母親の就労率が上昇し、子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状にあり、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から施行されています。

本町では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年（2005年）に「次世代育成支援対策推進行動計画（前期）」を、平成22年（2010年）に「次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実に努めてきました。また、平成27年（2015年）には、子ども・子育て支援法に基づき「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015（第1期計画）」を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、教育・保育事業に対するニーズに応じていくための体制づくりを進めてきました。

そしてこのたび、第1期計画の改定時期を迎え、策定後の「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえる必要があるとともに、更なる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、『忠岡町子ども・子育て支援事業計画』の第2期計画（令和2年度～令和6年度）を策定します。

2 計画の位置づけ

2-1 計画の法的根拠

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める市町村計画です。
- 本計画には、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。
- 本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に記載する「子ども・若者計画」の内容も包含するものとします。

■参考／子ども・子育て支援法の市町村計画について

「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■参考／改正次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画について

「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■参考／子ども・若者計画の作成について

「子ども・若者育成支援推進法」第9条

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

■参考／子ども・若者計画作成にあたっての留意点

- ◎国の大綱を「勘案」して作成とは、地方公共団体の状況や抱えている問題は様々であることや地方分権の観点から、そのまま準拠しなければならないということではない。
- ◎次世代育成支援行動計画の中で、子ども・若者育成支援施策の方針等を定める場合も、子ども・若者計画を作成したこととなる。

2-2 計画の位置づけ

- 本計画は、忠岡町の上位計画である「忠岡町総合計画」の部門別個別計画として位置づけられます。
- 本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律や大阪府子ども総合計画とともに、関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。
- 本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、住民をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

3 計画の対象

- 本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。
- 子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

■参考／子ども・子育て支援法の「子ども」の定義

「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。

ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

5 策定体制

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「忠岡町子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行います。当会議は、町内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されております。会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計データからみた現状と課題

1-1 人口の状況

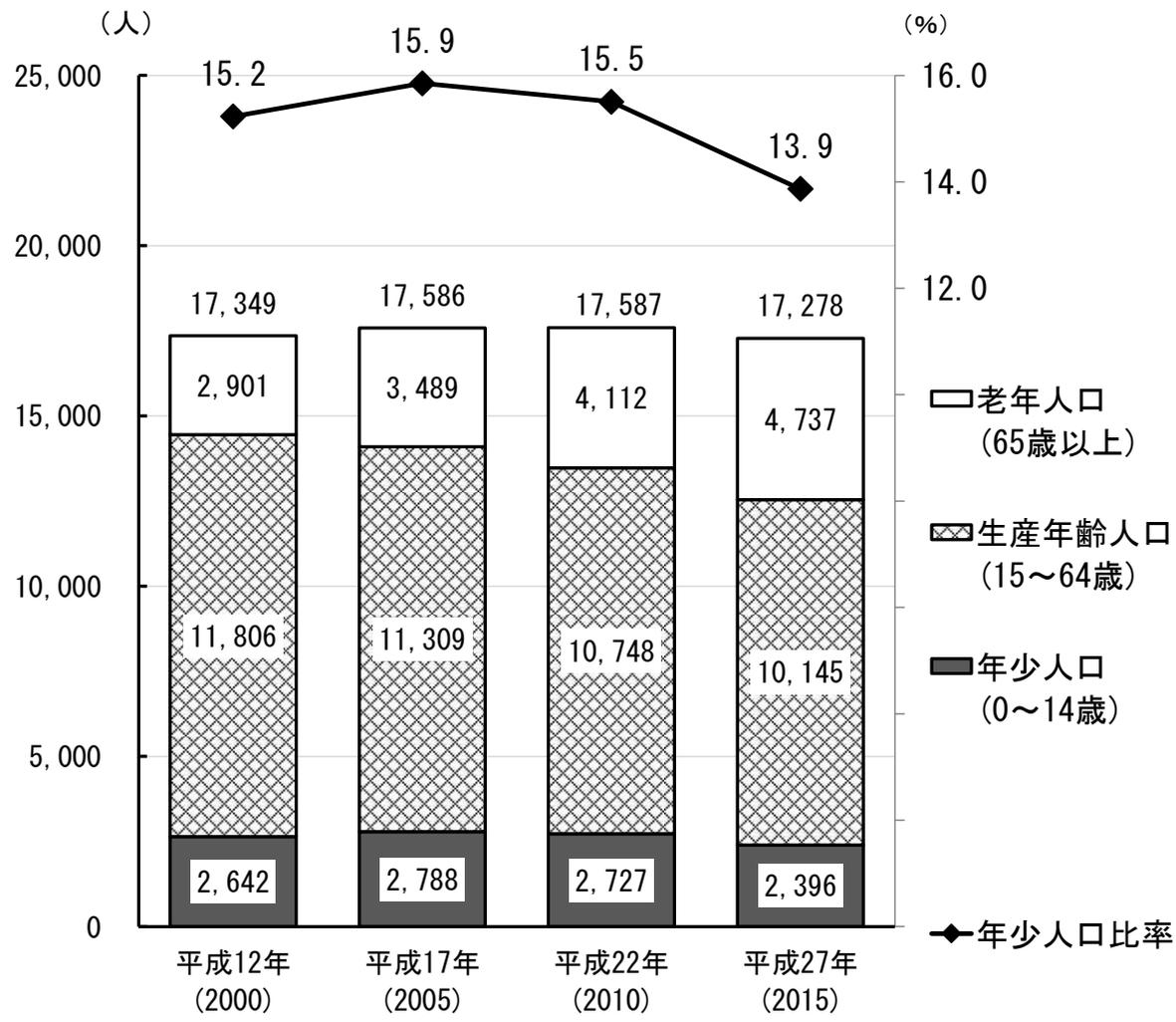
(1) 総人口の推移

①中長期的にみた人口の推移

本町の総人口は、平成12年(2000年)の17,509人から平成22年(2010年)には18,149人となり、その後減少に転じ、平成27年(2015年)には17,298人となっています。

年少人口(0~14歳)比率は、平成12年(2000年)から平成22年(2010年)まで15%台で推移してきましたが、平成27年(2015年)には13.9%になっています。

■年齢3区分別の人口の推移(国勢調査人口)

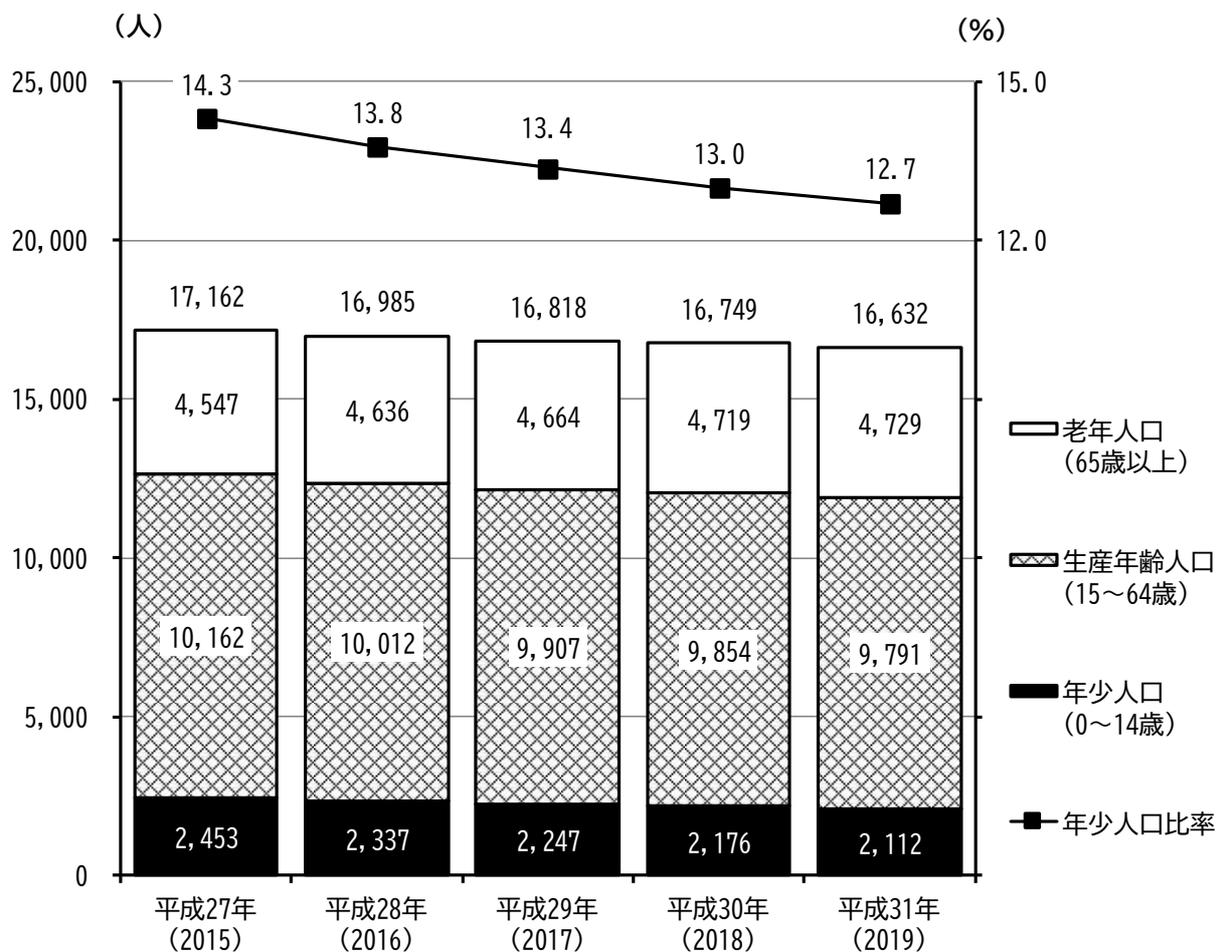


※総人口は年齢不詳を除く、年齢区分別の合計値 資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

②近年の人口の推移（住民基本台帳人口）

平成27年（2015年）以降の人口は、減少が続き、平成31年（2019年）4月現在、年少人口は2,112人となっています。

■年齢3区分別人口の推移（住民基本台帳人口）



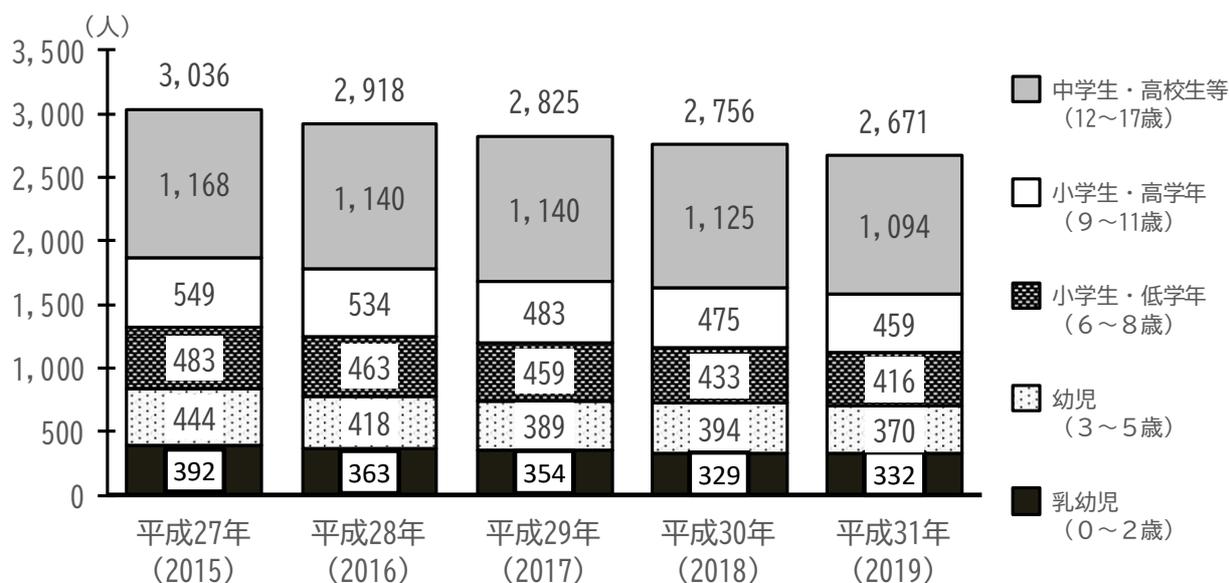
資料：住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 児童人口の推移

① 児童人口の推移（18歳未満）

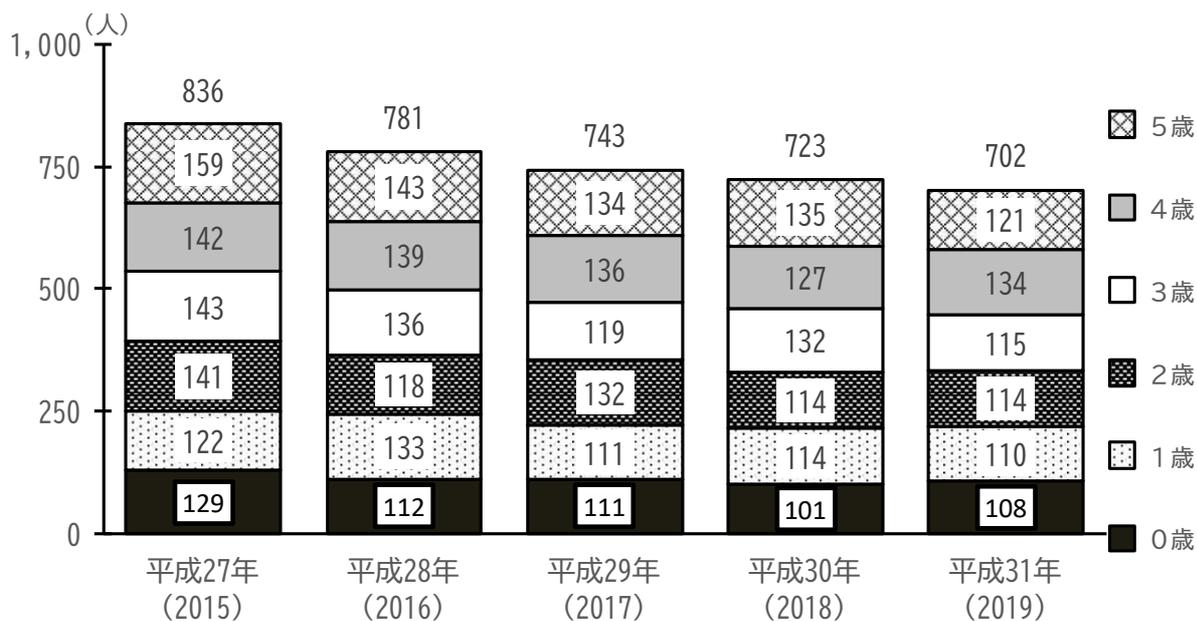
平成27年（2015年）以降、児童人口（18歳未満）は減少が続いています。

■ 18歳未満の人口の推移（住民基本台帳人口）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

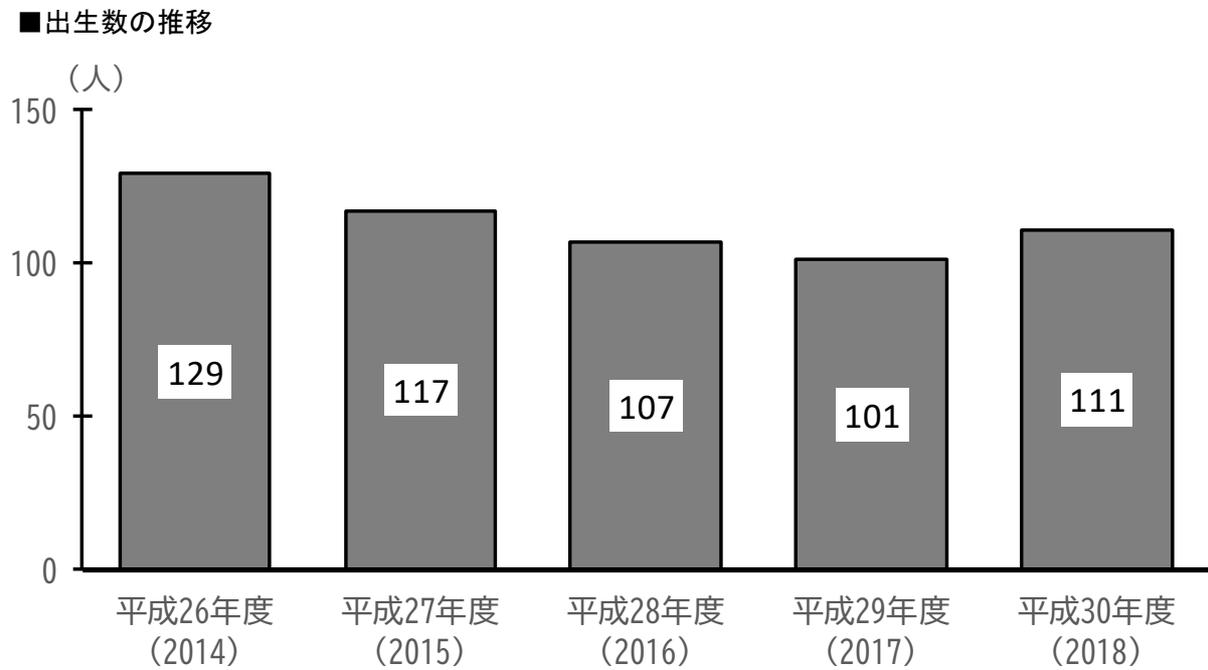
■ 就学前（5歳以下）人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 出生数の推移

出生数は、平成 26 年度（129 人）以降、減少していましたが、平成 30 年度はやや増加しています。



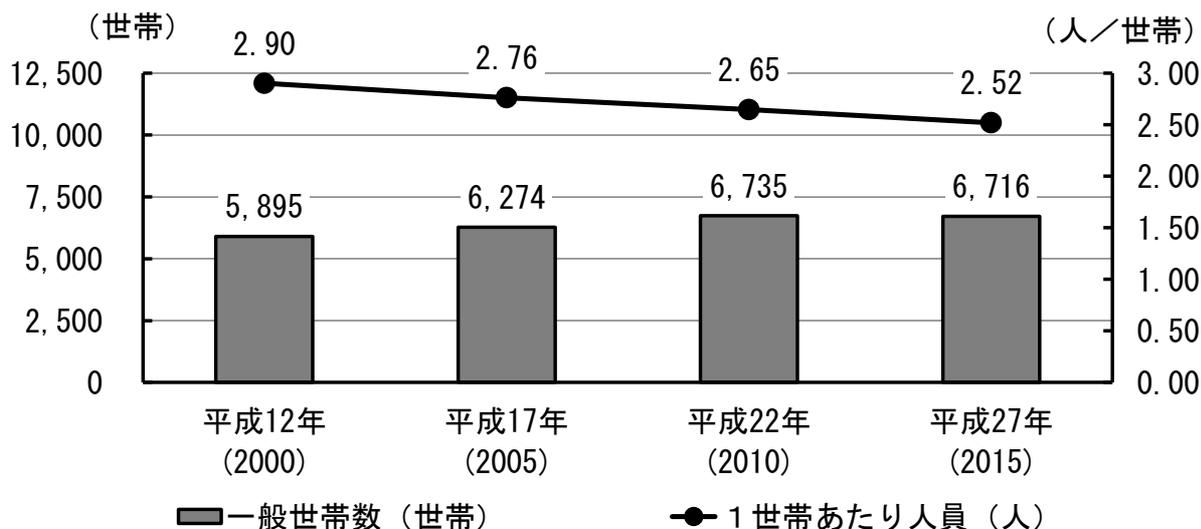
資料：人口動態統計（各年度4月1日～3月31日）

1-2 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

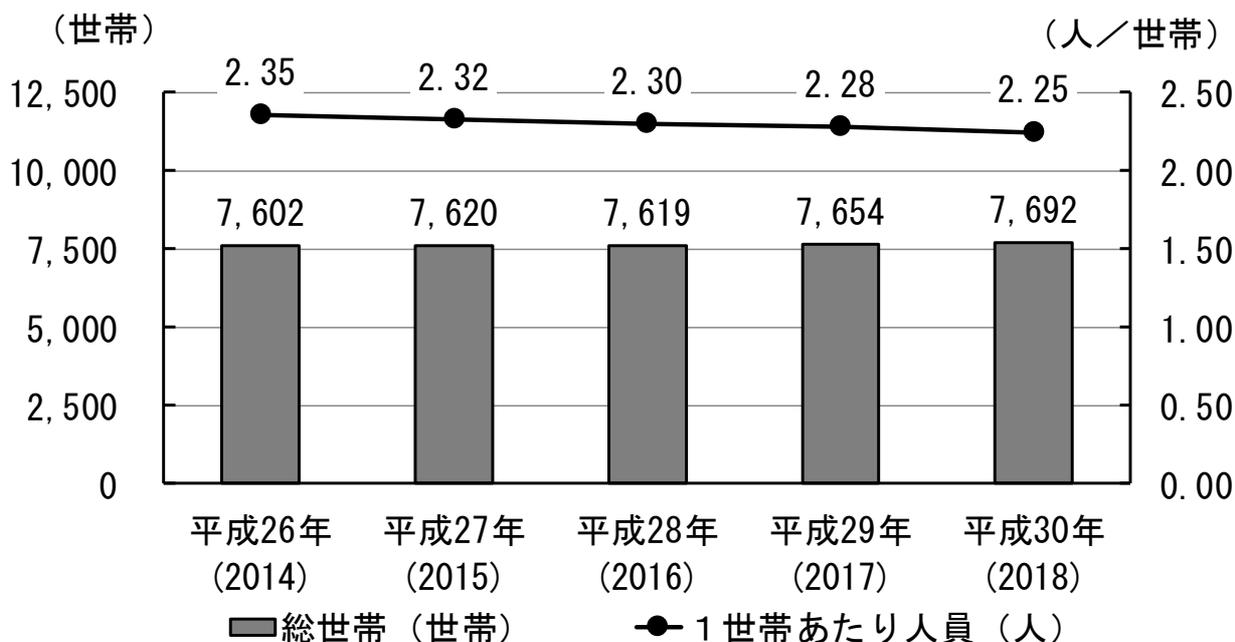
一般世帯数^{※1}の推移をみると、平成22年（2010年）までは増加していましたが、平成27年（2015年）にかけて減少しています。1世帯当たりの世帯人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

■世帯数の推移（国勢調査）



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

■世帯数の推移（住民基本台帳）



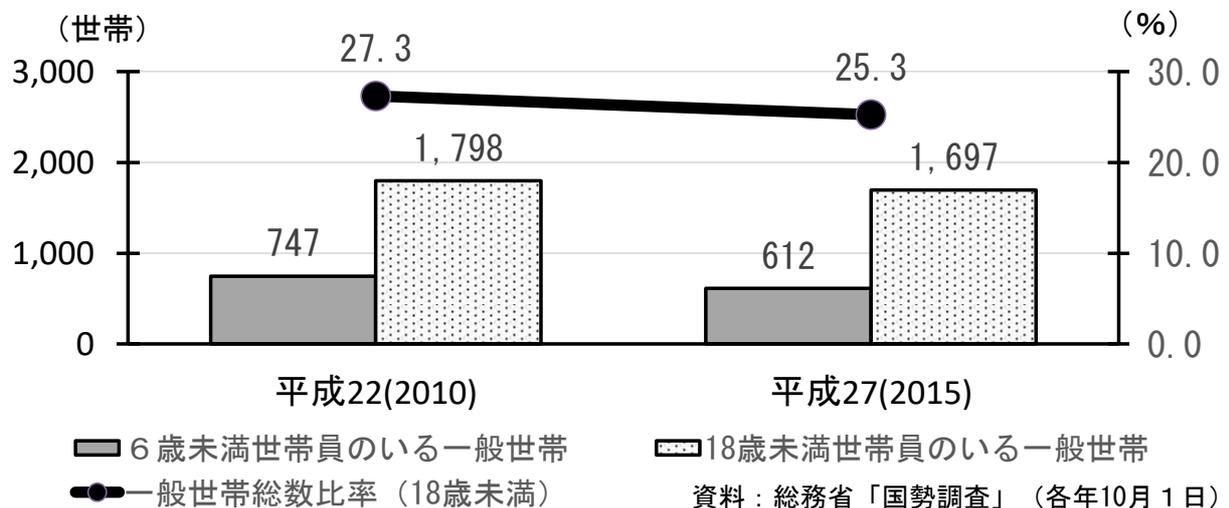
資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日）

※1 一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

(2) 子どものいる世帯

6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯ともに、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)にかけて減少しています。

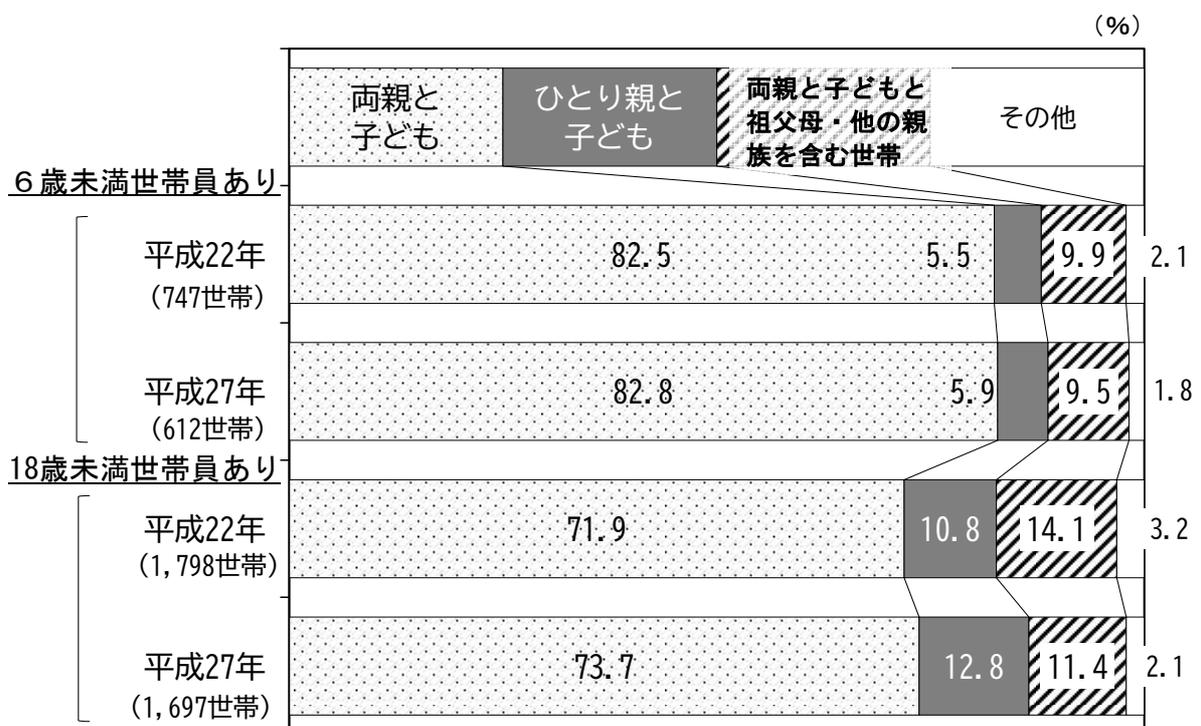
■ 6歳未満・18歳未満世帯員のいる世帯数



(3) ひとり親世帯

平成22年(2010年)から平成27年(2015年)にかけて「ひとり親と子ども」の割合が増加しています。

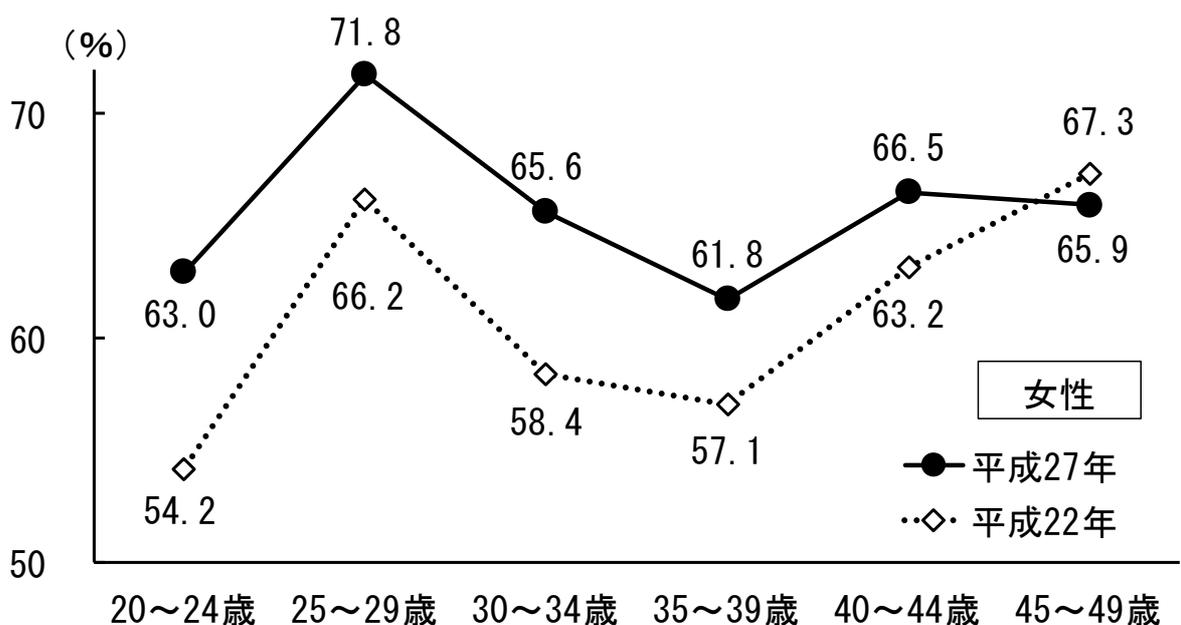
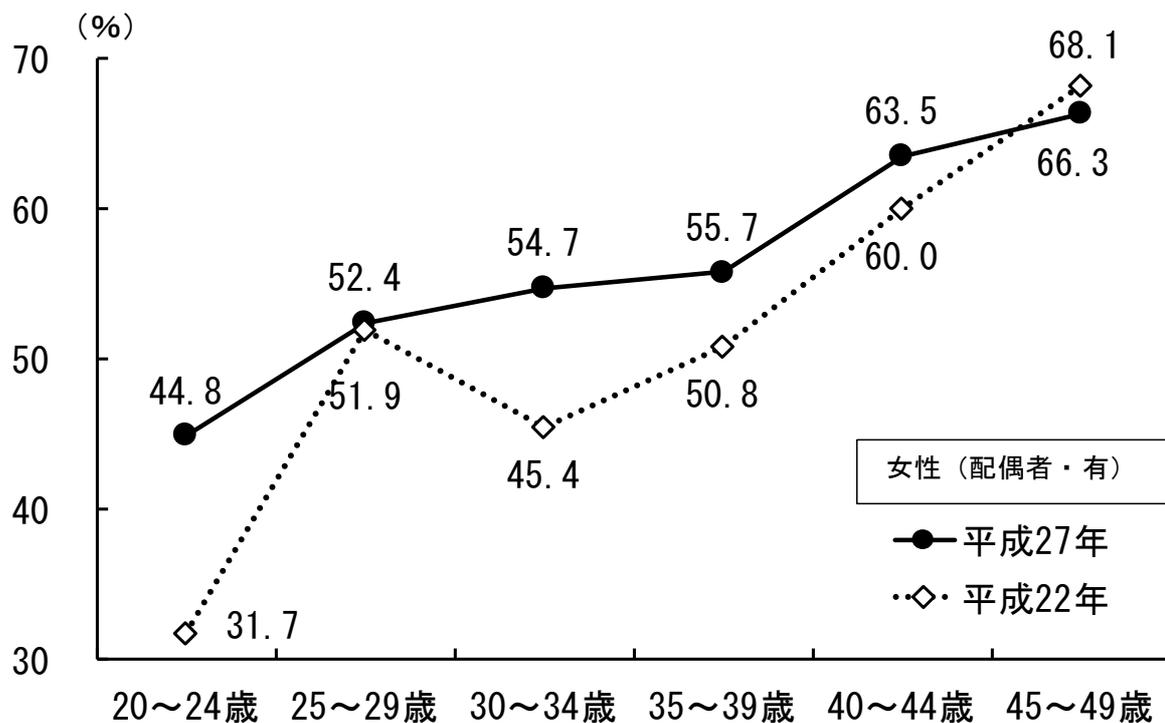
■ 世帯類型別の割合



1-3 女性の就労状況

女性の就労率（平成22年・27年）を年齢区分別にみると、各年齢ともに上昇しており、特に配偶者有では、「20～24歳」「30～34歳」での上昇が大きくなっています。

■女性・年齢区分別就労率



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

2 第1期計画の取組状況

第1期計画では、3つの基本目標に対してそれぞれ2～3つの施策目標を設定しています。目標実現のために、1つの施策目標に対して2～5つの基本施策を設定し、129の具体的な取組（再掲を含む）を設定しました。

第2期計画策定にあたり、129の取組について、5段階評価した結果は下表のとおりです。

(単位：取組件数)

項目		取組総数	1	2	3	4	5	6
基本目標			きかたなり実施でき	たある程度でき	た少し実施でき	でほとんどの実施	て全くない実施	未評価
施策目標		基本施策						
1	子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり	40	18	19	1		1	1
	(1) 子どもの人権の尊重	11	7	4				
	①人権意識の醸成	2	1	1				
	②児童虐待防止対策及び対応の充実	7	6	1				
	③子どもに対する相談支援体制の充実	2		2				
	(2) 心身を健やかに育む子育て環境の充実	29	11	15	1		1	1
	①家庭や地域の教育力・社会力の向上	4	1	1			1	1
	②就学前・学校教育環境の充実	13	3	10				
	③次代を担う若者の自立支援	3		2	1			
	④子どもの豊かな体験機会の充実	5	5					
	⑤有害環境対策の推進	4	2	2				
2	子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり	44	27	13		1	1	2
	(1) 親子の健康づくり支援	22	13	8				1
	①親子の健康の確保	10	6	3				1
	②食育の推進	4	3	1				
	③思春期からの健康づくり支援	3		3				
	④小児医療・予防の充実	5	4	1				
	(2) 子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実	11	7	4				
	①子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成	2	1	1				
	②次代の親としての意識の醸成	2	1	1				
	③子育てに関する相談体制・情報提供体制の充実	7	5	2				
	(3) 仕事と生活の調和※推進	11	7	1		1	1	1
	①男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進	9	7			1	1	
	②男女共同子育ての推進	2		1				1
3	子どもを安心して育てることができる環境づくり	45	19	20	2			4
	(1) 子育て家庭への支援の充実	15	8	4	1			2
	①子育てへの理解促進	1			1			
	②地域における多様な交流の促進	3	2	1				
	③地域子育て支援活動の育成・支援	5	2	3				
	④地域子ども・子育て支援事業の充実	6	4					2
	(2) 援助の必要な家庭への支援	20	8	11				1
	①ひとり親家庭の自立支援の推進	7	5	1				1
	②障がいのある子どもとその家庭に対する支援	13	3	10				
	(3) 安全・安心な環境づくり	10	3	5	1			1
	①良質な居住環境の確保	2		2				
	②交通安全対策の推進	2		2				
	③防犯・防災対策の推進	6	3	1	1			1
全体		129	64	52	3	1	2	7

【少しできた・ほとんど実施できていない・全く実施できていない取組について】

基本施策	具体施策	第1期計画の内容（取組の方向性） 現状と課題	達成状況
1（2）① 家庭や地域の 教育力・社会力 の向上	老人クラブ活動等 地域団体による子 育て支援活動の支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・忠岡町社会福祉協議会と連携し、老人クラブと幼稚園、保育所、小・中学校等の子どもたちとの交流や地域での子育てサロンの開催等の活動を促進します。 ・未実施 	全く実施 できてい ない
1（2）③ 次代を担う若 者の自立支援	OSAKA しごとフ ィールド（サポ ートステーション） 等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の就職活動のアドバイスやカウンセリング等を行う OSAKA しごとフィールド等関係機関についての周知を図ります。 ・「ふれあい大会」就労相談ブースにてパンフレットを配布したほか、庁舎1階・4階の書架に配架。 	少し実施 できた
2（3）① 男女の仕事と 家庭・地域生活 の調和の推進	仕事と生活の調和 の実現に積極的に 取り組む企業の紹 介	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の働きやすい環境づくりのため、労働環境等の改善を積極的に進めている企業について、大阪府との連携により紹介に努めます。 ・未実施 	全く実施 できてい ない
3（1）① 男女の仕事と 家庭・地域生活 の調和の推進	待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児保育等の待機児童が発生しないよう、ニーズの把握に努めるとともに、認定こども園の導入・検討などを進めます。 ・平成28年度途中から、平成29年度は当初から、保育士不足による待機児童が発生しています。 	ほとんど 実施でき ていない
3（3）① 子育てへの理 解促進	子育てを地域ぐる みで応援する気運 の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報「ただおか」などを活用して、子育て支援の気運の醸成を図っていきます。 ・児童遊園についてのお知らせページをホームページに掲載しました。 	少し実施 できた
3（3）③ 防犯・防災対策 の推進	地域における避難 訓練等防災教育の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもや障がいのある保護者のいる家庭などが、地震などの災害時に混乱することなく避難できるよう、また、安否確認が行えるよう、避難訓練をはじめ地域での自主防災活動を促進します。 ・災害時避難行動要支援者支援プランにより、要配慮者に対して支援希望の受付を行っています。 	少し実施 できた

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「第5次忠岡町総合計画」では、4つの基本理念の1つに「人が輝くまちづくり」があり、将来像を「みんなでつくろう 夢・希望・感動あふれるまち ～日本一小さなまち・忠岡の挑戦～」としています。

「第5次忠岡町総合計画」や「忠岡町次世代育成支援後期行動計画」の「みんなで子育て、子ども輝く 忠岡」を踏まえ、「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015」の基本理念を『みんなで子育て、親も子も地域も 笑顔輝く忠岡』を基本理念に、教育・保育事業をはじめとした、子育て支援策を推進してきました。

本町の第2期子ども・子育て支援事業計画「忠岡町子ども・子育て応援プラン2020」では、第1期の施策・事業の更なる推進が求められていることから、第1期計画の基本理念を踏襲するものとします。

みんなで子育て、親も子も地域も 笑顔輝く忠岡

2 計画の基本的な視点

子ども・子育て支援の取組を進めるにあたって、次の5点を基本的視点とします。

視点1：子どもの最善の利益の確保

子ども・子育て支援は、子どもの最善の利益が実現される社会をめざすことを基本に、子どもの生きる権利の保障や健やかに発達・育つよう、教育・保育内容を充実するとともに、人権侵害である虐待やいじめ、ドメスティック・バイオレンス（以下、DVという。）被害などを受けないよう、また、障がいの有無や国籍等に関わらず等しく教育・保育が受けられるよう、子どもの人権の尊重を重視します。

視点2：忠岡の次代を担う人づくり

将来、子どもが自立して家庭を持ち、楽しく子育てができるよう、また、地域社会の一員として、その次の世代の子どもたちを支えることができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うため、長期的な視野を持つとともに、忠岡の未来を託す人づくりを重視します。

視点3：親子の育ちの見守りと相互の育ち合いの地域づくり

地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支援するため、地域社会を構成する多様な主体が連携・協働し、子どもをまちの宝として大切に育てる意識づくりや大人も子どもも互いに学び、育ち合う環境づくりを重視します。

視点4：多様な子育て支援ニーズへの対応

母親の就労をはじめ、子どもの教育・保育事業についての多様なニーズや、子どもの貧困など社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な教育・保育事業や地域子育て支援事業の取組や質を確保するとともに、養護家庭に対する自立支援等を重視します。

視点5：子育てと仕事・地域生活の調和の推進

親が子育てを楽しみながら子どもとともにいきいきとした生活を送ることができるよう、また、父親も子どもと向き合い子どもの成長を喜びとして実感できるよう、さらに、地域社会とのつながりの中で親も子どもも成長できるよう、仕事と家庭生活、地域生活との調和の実現など、ゆとりある家庭づくりを重視します。

3 基本目標

基本理念の実現をめざし、3つの基本目標を設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、全ての子どもが相互に認め合い、生命を大切にすることができるまちづくりを進めます。

また、子どもが次代の担い手として、自らの人生の主役として夢と希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組むとともに、子育て基盤としての家庭づくりや地域づくりを進めます。

基本目標2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

生涯にわたって親子がともに健康で暮らすことができるよう、母子保健対策をはじめ、保護者の健康づくり等の対策を進めます。

また、働く母親のみならず、全ての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるよう、男女がゆとりある職業生活を送れるようにするとともに、家庭生活や地域生活との調和を図れるよう、ゆとりある家庭環境づくりを促進します。

さらに、子育て家庭の多様なニーズに対応し、就学前の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの計画的な達成に向けての取組を進めるとともに、質の確保を図ります。

基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

地域社会全体で親子の育ちを見守り、支援するため、子育ての社会的意義について啓発するとともに、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支援する地域づくりを進めます。

また、援護を必要とする家庭に対する支援を充実するとともに、いつでも子育てのことを相談できるよう、相談や情報提供の充実を図ります。

さらに、子どもや子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

4 計画の施策体系

基本目標 1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり

施策 1-1 子どもの人権の尊重	(1) 人権意識の醸成
	(2) 児童虐待・DV防止対策及び対応の充実
	(3) 子どもに対する相談支援体制の充実
施策 1-2 心身を健やかに育む子育て環境の充実	(1) 家庭や地域の教育力・社会力の向上
	(2) 就学前・学校教育環境の充実
	(3) 次世代を担う若者の自立支援
	(4) 子どもの豊かな体験機会の充実
	(5) 有害環境対策の推進

基本目標 2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

施策 2-1 親子の健康づくり支援	(1) 親子の健康の確保
	(2) 食育の推進
	(3) 思春期からの健康づくり支援
	(4) 小児医療・予防の充実
施策 2-2 子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実	(1) 子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成
	(2) 次代の親としての意識の醸成
	(3) 子育てに関する相談体制・情報提供体制の充実
施策 2-3 仕事と子育て調和推進	(1) 地域の子育て支援事業の充実

基本目標 3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

施策 3-1 子育て家庭への支援の充実	(1) 地域における多様な交流の促進
	(2) 地域子育て支援活動の育成・支援
施策 3-2 援助の必要な家庭や児童への支援	(1) ひとり親家庭の自立支援の推進
	(2) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援
	(3) 子どもの貧困対策
施策 3-3 安全・安心な環境づくり	(1) 親子にやさしいまちづくりの推進
	(2) 交通安全、防犯・防災対策の推進

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり

施策1-1 子どもの人権の尊重

(1) 人権意識の醸成

子どもの人権に関する問題について、住民の理解や意識を高めるための啓発・教育を推進するとともに、虐待やDV、いじめなどの問題と併せて人権意識の高揚を図ります。

①子どもの人権問題に関する啓発・教育の推進	人権広報課
子どもに対する虐待やいじめなど、様々な子どもの人権に関する問題や「児童の権利に関する条約」の内容、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）などについて、町の広報等を通じて、情報発信や啓発を進めます。	
②幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校における人権教育の推進	教育みらい課 学校教育課
幼稚園教育要領・保育所保育指針・認定こども園教育・保育要領、小・中学校学習指導要領に基づき、子どもの発達段階に応じて子ども一人ひとりの人権を十分尊重するとともに、集団の中で命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるような仲間づくりを進めていきます。	

(2) 児童虐待・DV防止対策及び対応の充実

虐待やDV、いじめなどに関する相談や対応など、関係課や関係機関等と連携し、一人ひとりの状況にきめ細かに対応していきます。

①児童虐待の通告義務や通告先についての周知	健康こども課
「児童虐待防止法」や通告義務等について、町の広報紙やホームページ、パンフレット等の媒体を活用して周知します。	
②要保護児童対策地域協議会の連携の強化	健康こども課
関係機関と当該児童等に関する情報、考え方を共有し、要保護児童の適切な保護や保護者に対応するため、連携の強化を図ります。また、実際に虐待とみられる事例があった際には、関係課や子ども家庭センター等関係機関との連携、役割分担をし、対象児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への心のケアなどを支援します。	
③対象児童・家庭の早期発見・把握	健康こども課・教育みらい課・学校教育課
幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校において、職員に対しての研修を行うとともに、教職員と教育委員会、各連携機関との情報共有などに努めます。また、早期からの支援が行えるよう乳幼児健診や各種訪問事業等を通じた保護者や子どもの状況把握に努め、必要に応じて、相談や支援につなげます。	
④DV防止に向けた啓発、DV相談、DV被害者の一時保護等の推進	人権広報課
広報や街頭活動等を通じて、DVに関する内容の普及や啓発活動に努めるとともに、DVに関する相談や、状況に応じて関係課や子ども家庭センター等関係機関との連携により、被害者及びその子どもの一時保護等の対応を行います。	

(3) 子どもに対する相談支援体制の充実

心の問題を抱える子どもやその保護者に対して、身近に相談できる機会や専門的な相談など、職員の資質の向上とともに、相談体制の充実を図ります。

①子どもが相談できる窓口についての周知	健康こども課・教育みらい課・学校教育課
学校・家庭・地域が連携し、子ども一人ひとりの心の問題に対応できる相談・指導体制の充実に努めるとともに、子どもが相談できる窓口について、ポスターやチラシなどにより周知を図ります。	
②子どもに対する相談・学習支援	学校教育課
中学校において、大学生等ボランティアを活用し、放課後に学習支援等を行います。	

施策1-2 心身を健やかに育む子育て環境の充実

(1) 家庭や地域の教育力・社会力の向上

子育ての基盤である家庭や子育て・親育ちを見守り、支援する地域の教育力・社会力の向上を図ります。

①保護者の学びの支援（子育て親サロン、両親教室等）	生涯学習課 他
生涯学習課や健康こども課、教育みらい課など子育てに関する関係課が連携し、家庭の役割を認識するとともに子育てについての知識等を深められるよう、啓発や学習機会の提供に努めます。同時に子育て親サロン（児童館）などにおける子育て相談をはじめ、子育てに関する不安や悩みの軽減を図るため、様々な相談等の対応の充実に努めます。	
②ふるさと教育の推進	学校教育課
小学3年生での社会科副読本「ただおか」を活用した学習や、中学2年生での職業体験学習など、子どもたちが地域の歴史や文化、自然、産業など、ふるさとへの関心と愛着を持てるよう、地域住民や関係団体等との連携を図り、ふるさと教育を推進します。	

(2) 就学前・学校教育環境の充実

就学前教育や義務教育9年間を見通した連続性のある教育内容の充実を図ります。

①総合的な幼児教育の推進	教育みらい課・学校教育課
幼稚園・保育所・認定こども園、小学校・中学校など異なる校種間での行事や子ども同士の交流、教職員間の連携を図ります。	
②読書に親しむ活動の推進	生涯学習課・学校教育課・教育みらい課
第1次忠岡町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書習慣の定着と環境整備が図られるよう取組を推進します。	
③学習意欲・活用する力の向上と学習習慣の確立	学校教育課
忠岡町授業スタンダードを活用し、特色ある授業づくりを通して子どもの確かな学力の定着を図るとともに、活用する力や学習意欲の向上を図ります。	
④新学習指導要領の確実な実施	学校教育課
新学習指導要領を確実に実施し、プログラミング教育等を通して情報活用能力の育成を図るとともに、「考え・議論する道徳」に向けた授業づくりを推進します。	
⑤キャリア教育の推進	学校教育課・生涯学習課
自分の成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れていきます。また、中学2年生においては、職場体験学習を実施し、働くことの意義や目的の理解を深める取組を進めます。	
⑥国際理解教育の推進	人権広報課
国際感覚を持った人材の育成や、オーストラリア・ノーザンビーチズ市との交流を深めるため、中学生の派遣や英語イベントなどの事業を実施します。	
⑦環境教育の推進	学校教育課
環境問題について自ら調べ学習を行ったり、教科横断的に環境問題について考える学習の場を提供します。	
⑧基礎・基本の充実	学校教育課
土曜日に小学4年生から中学3年生までを対象に「あすなる未来塾事業」を実施し、基礎・基本の力の充実を図ります。	
⑨学校の組織力と教職員の資質向上	学校教育課
教職員が日々の研究と研修を通して、相互に資質を高め合い、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図ります。	
⑩魅力ある学校づくりの推進	学校教育課
学校便り等により、地域に積極的に情報発信し、地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が協働の関係をめざしながら、子どもの健全育成に向けた取組を進めます。	
⑪就学前教育・保育施設、義務教育施設の設備整備・充実	教育みらい課・学校教育課
子どもたちが安全かつ快適に過ごせるよう、就学前教育・保育施設や義務教育施設の設備整備・充実に努めます。	

(3) 次世代を担う若者の自立支援

未来を担う親の育成の観点に立つとともに、社会性やコミュニケーション能力、豊かな情操、創造力などを培い、健全な育成を図るため、キャリア教育の充実や相談体制の充実を図ります。

①発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進	学校教育課・産業振興課
<p>児童・生徒が、目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるようキャリア教育の充実に努めます。</p>	
②進路指導相談体制の充実	学校教育課・産業振興課
<p>中学校の進路相談や若者の就職等に関する相談について、関係課や関係機関等と連携し、相談対応の充実に努めます。</p>	

(4) 子どもの豊かな体験機会の充実

地域住民や地域団体との連携により、社会性やコミュニケーション能力、豊かな情操、創造力などを培います。

①スポーツ少年団活動や子ども会活動等子ども関係団体の活動の促進	生涯学習課
<p>子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、また、社会性を身につけられるよう、子ども会、スポーツ少年団等に対する活動支援、スポーツテストやウォーキングイベントなど、スポーツを通じた交流の場づくり、町全体のスポーツの活性化を図ります。</p>	
②児童館活動の推進	生涯学習課
<p>子育て親サロン、のびのびサロンや情操教育を実施し、児童館活動を推進します。</p>	
③放課後子ども教室の推進	生涯学習課
<p>地域ボランティアの方と学びや遊ぶ子どもの居場所づくりをめざした放課後子ども教室を推進していきます。</p>	
④地域団体等との連携による地域での多様な体験機会の提供	生涯学習課
<p>子どもたち一人ひとりが心豊かにたくましく育つことができるよう、児童館において、勉強やスポーツ、また、茶道等文化活動を通じ、地域住民との交流等を推進していきます。</p>	

(5) 有害環境対策の推進

地域住民や地域団体との連携による多様な体験機会の提供や有害環境対策を進めます。

①有害環境の浄化等の活動促進	生涯学習課
関係機関及び忠岡町青少年問題協議会等との連携により、スマートフォンをはじめ有害環境の浄化等の活動を促進します。	
②夜間パトロールの強化	生涯学習課
各種団体との連携・協力により、青少年の非行を防止するため、夜間パトロールの強化を図ります。	
③有害情報への対応	学校教育課
小・中学校において、児童・生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、情報モラルの育成にも努め、家庭・地域と連携した取組を推進します。	
④学校における児童・生徒指導の推進	学校教育課
問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、小・中学校での指導や相談対応の充実を図ります。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談を行います。	

基本目標 2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

施策 2-1 親子の健康づくり支援

(1) 親子の健康の確保

心身の変化が著しい妊娠・出産期を、母としての自覚を持ち、健康な生活を送ることができるよう、また、安心して妊娠・出産し、ゆとりを持って子育てできるように、妊娠期からの継続した支援の充実を図ります。

また、保護者が健康を保持・増進できるようにするため、生活習慣病の予防など、若いときから適切な食事・運動・睡眠等についての啓発を進めます。

①母子健康手帳の交付と活用の促進	保健センター
母子健康手帳の交付を通して、母と子の一貫した健康管理と健康の保持・増進に役立てられるよう、活用について啓発します。また、保健師との全数面談を行い、早期に母親等の状況把握することにより、必要な支援につなげていきます。	
②妊婦健康診査の受診促進	保健センター
妊娠高血圧症候群や貧血の早期発見など、妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査について受診の促進を図ります。また、健診結果をもとに、必要に応じて妊娠期からの早期支援を行います。	
③マタニティクラブ、ベビマクラブへの参加促進	保健センター
妊娠期の健康の保持・増進を図るため、これからママ、パパになる人のための学習機会の提供を行います。マタニティクラブ、ベビマクラブともに、対象者にニーズに応じた内容や工夫を検討し、実施していきます。	
④乳児家庭全戸訪問事業の推進	保健センター
出産後に助産師、保健師の訪問を行うことによって、悩み・不安の軽減に寄与し、各家庭に合わせた相談・指導を行います。	
⑤乳幼児健康診査の推進、乳幼児健康診査未受診者への対策強化	保健センター
乳幼児発達のポイントとなる時期に健診を実施することによって、児及び保護者に対し疾病の早期発見、支援等を行います。	
⑥体重測定日の周知	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等を通じて体重測定の実施の周知を図り、参加を促進します。また、計測後、保健センターを子どもの遊び場として、親同士の交流を深める機会として提供します。	
⑦ママとこどものわんぱくタイムの開催	保健センター
就学前の子どもと保護者が遊びや体操など、家庭ではできないふれあいの機会を提供します。	

⑧不妊治療対策の推進	保健センター
大阪府の不妊治療の啓発に努めるとともに、治療費の経済的負担の軽減を図るため、町制度において実施している不妊治療の助成事業について周知し利用を促進します。	
⑨保護者の健康づくりの推進	保健センター
乳幼児健診や教室参加時、保育所・認定こども園・幼稚園にて保護者対象の健診の受診勧奨や健康づくりに関するチラシを配布するなど、啓発を行います。	
⑩産後ケア事業の実施	保健センター
出産直後からおおむね1歳までの児を持つ母親に対し、アウトリーチ型として助産師等の看護職が中心となり、利用者の居宅に訪問して保健指導、ケアを行うことで、母親の身体的な回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。	

(2) 食育の推進

家庭における食生活の大切さや乳幼児期からの望ましい食習慣の定着のための啓発を進めます。

①離乳食講習会の開催	保健センター
離乳食講習会のほか、保護者がつくりやすくなるよう、健診時には離乳食の展示と相談を行います。	
②保護者向けの栄養教室や親子クッキング等の調理指導の開催	保健センター
講話や調理方法を工夫し、保護者と子どもが自宅でも一緒に楽しめるような内容としていきます。	
③幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校における食育の推進	教育みらい課・学校教育課
学校・家庭・地域が連携した取組を推進するとともに、幼稚園については認定こども園化と同時に給食の完全実施により、保育所と同等の食育の推進を図ります。	
④栄養や食事に関する相談・指導	保健センター
管理栄養士により、健診日以外でも、体重測定日等の事業の開催時、また電話相談等、随時食事についての相談に対応します。	

(3) 思春期からの健康づくり支援

家庭、学校、地域などが連携して未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用、性などに関する正しい知識の普及を図ります。

①喫煙・飲酒防止、薬物乱用防止対策の推進	学校教育課・保健センター
子どもを喫煙や飲酒、薬物乱用による健康被害から守るため、保健センターや警察などの関係機関の協力を得ながら、喫煙や薬物乱用などの防止のための教育を推進します。	
②学校における性や生命の尊重に基づく性教育の推進	学校教育課
養護教諭が中心となり、家庭や地域との連携のもと、子どもたちの性に関する正しい知識の習得のための教育を推進するとともに、十代の自殺などの健康課題に対応し、心の健康などについて理解を深める取組を進めていきます。	
③保護者からの相談対応の充実	学校教育課・保健センター
学校等との連携を図り、思春期における心身や性の悩み、不安の解消のため、窓口や電話相談による教育相談を行うとともに、関係機関の紹介等を行います。	

(4) 小児医療・予防の充実

妊婦が安全で快適な出産ができるように、妊娠・出産期の健康づくりや注意点などについての知識の普及や情報の提供を図るとともに、子どもの健康管理に関してかかりつけ医を持つことの大切さの啓発や、小児救急診療体制についての周知を図ります。

①保健医療福祉マップの作成、医療機関情報の提供	保健センター
子どもの身体や病気に関し、日頃から気軽に相談できる「かかりつけ医」の必要性について泉大津市医師会等と連携して普及啓発を行うとともに、保健医療福祉マップの作成、医療機関情報の提供を行います。	
②小児救急体制の整備と周知の徹底	保健センター
泉大津市医師会、泉州2次医療圏の市町等と協力し、泉州北部小児初期救急広域センター、小児救急輪番体制の整備と周知に努めます。	
③小児救急電話相談についての周知	保健センター
「すこやかだより」に小児救急体制の情報を掲載し、全戸配布をするとともに、乳児全戸訪問時のチラシ等を通じて周知を図ります。	
④予防接種の個別通知と未接種者への勧奨	保健センター
「すこやかだより」とホームページに予防接種情報を掲載し、全戸配布するとともに、各個別通知、健診時の勧奨を行います。	
⑤家庭内事故予防についての啓発	保健センター
乳幼児健診時に事故予防の冊子を配布、各種相談を通じて、具体的な予防策の提案を行います。	

施策2-2 子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実

(1) 子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成

関係機関や関係団体等と連携し、子育てに関するサービスや講座等の情報、子育て支援団体・サークル等の情報提供を進めます。

①地域子育て支援拠点事業の推進	教育みらい課
地域子育て支援センターでは、親子や保護者同士の交流、子育てに関する相談、情報の提供を行っています。町内において2か所目となる地域子育て支援センターがピープル忠岡チャイルドスクールに開設しました。更なる充実を図るため、公立幼稚園・保育所の認定こども園化の際に、新たに設置を推進します。	
②子育ての楽しさのPR	教育みらい課・保健センター
健診や教室での機会において、子育てへの悩み・負担の軽減を図るとともに、冊子やチラシを用いて子どもへの関わり方を伝えます。	

(2) 次代の親としての意識の醸成

次代の親となる子どもたちが、子育てに対して不安感や負担感を持つのではなく、生命の大切さや成長の喜び、子育ての楽しさなどの感情を持つことができるよう、幼稚園や保育所、認定こども園、学校、地域との連携により、小・中学生などが直接乳幼児とふれあう機会づくりに取り組みます。

①中学校における保育実習等乳幼児とのふれあい体験の充実	教育みらい課・学校教育課
幼稚園や保育所、認定こども園における中学生の職場体験学習の受け入れを通じて、乳幼児とのふれあいの機会の提供を行います。	

(3) 子育てに関する相談体制・情報提供体制の充実

子どもに関する様々な問題や子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるように、関係機関や団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

①子育てガイドブックの作成	教育みらい課・保健センター
子育てに関する関係課の事業等を盛り込んだ、子育てガイドブックの内容の充実を図ります。	
②ホームページの充実、広報「ただおか」の充実	教育みらい課・保健センター
児童や保護者の多様な課題に対応するため、各種相談窓口・機関に関する情報を、ホームページや広報「ただおか」への掲載内容の充実を図ります。	
③母子保健事業を通じての乳幼児相談、発達相談等	保健センター
母子保健事業の際に常時相談を受け付け、月に1回の心理士による専門相談などの周知を図るとともに、医療機関や専門機関と連携し、相談の充実を図ります。	
④地域子育て支援センターにおける相談の推進（再掲）	教育みらい課
※子育て支援拠点事業	
⑤子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）の推進 ◆	保健センター
保護者等からの相談に応じ、子育て支援事業など必要な情報の提供や助言等を行う事業を推進します。（忠岡町母子健康包括支援センター）	

※◆子ども・子育て支援制度に基づく施策のうち具体的なニーズ量やその確保方を定めるもの。具体的な目標設定等については、第5章に記載。

施策 2-3 仕事と子育て調和推進

(1) 地域の子育て支援事業の充実

多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。特に共働き家庭においても父親が子育てに積極的に参加できるようにするため、働き方の見直しと父親の子育ての家事などへの参加についての理解を深めるための啓発等を図ります。

①待機児童の解消 ◆	教育みらい課
保護者の多様なニーズに対応できるよう、幼保一体化の更なる推進と保育士の計画的な採用を行うことで保育士不足を解消し、待機児童の解消に努めます。	
②延長（時間外）保育事業の推進	教育みらい課
町内にある全ての保育所（認定こども園含む）において、引き続き延長（時間外）保育を実施していきます。	
③一時預かり事業の推進 ◆	教育みらい課
保護者の傷病や緊急時の用事等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難な乳幼児に対応する一時預かり事業を推進します。	
④子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）◆	健康こども課
保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になったときや、出張等で家庭において夜間の保育ができない場合など、近隣市の児童養護施設などで預かる事業を活用し、その家庭の支援を行います	
⑤放課後児童健全育成事業 ◆	生涯学習課
小学生で、放課後帰宅しても保護者及び同居の親族の就労又は疾病等により、留守等になる家庭の子どもたちを対象に、放課後あるいは長期休業中の居場所を提供し、健全育成を図ります。	
⑥産前・産後休業、育児休業中の保護者に対する情報提供や相談支援	教育みらい課
産前・産後休業や育児休業中の保護者が、職場復帰時に保育所等をスムーズに利用できるよう、情報提供や相談支援を図ります。	
⑦「忠岡町幼保一体化推進基本計画」の推進	教育みらい課
「忠岡町幼保一体化推進基本計画」（平成 29 年 3 月策定）に基づき、幼稚園と保育所の一体化を進め、認定こども園化を進めます。	

※◆子ども・子育て支援制度に基づく施策のうち具体的なニーズ量やその確保方策を定めるもの。
具体的な目標設定等については、第 5 章に記載。

基本目標 3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

施策 3-1 子育て家庭への支援の充実

(1) 地域における多様な交流の促進

子育て家庭の保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま、地域の中で孤立することがないよう、子育てや親育ちを地域社会が見守り支援することの重要性を広く普及するとともに、親子が多様な交流の中で社会性を身につけ、幅広い視野を持つ大人として成長できるよう、様々な交流を促進します。

①世代間交流の促進	高齢介護課・学校教育課・生涯学習課
幼稚園や保育所、認定こども園、小・中学校、総合福祉センター等、様々な場や機会を通じて世代間交流を促進します。	
②園庭開放による子育て交流の促進	教育みらい課
幼稚園や保育所、認定こども園の園庭開放を実施することにより、親子の仲間づくりや幼児の望ましい発達などを支援します。	
③幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流	教育みらい課・学校教育課
小学校生活へ円滑に移行するため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流をはじめ地域のほかの施設との交流を深めます。	

(2) 地域子育て支援活動の育成・支援

地域住民や地域団体による子育て支援活動を促進します。

①子育てサークルの育成・支援	教育みらい課
子育て中の親子が子育て情報の交換や交流を通して孤立感や負担感を少しでも軽減できるよう、地域子育て支援センター等における地域の自主的な子育てサークルの育成・支援に努めます。	
②民生委員・児童委員等の保健センター事業への参加・協力	地域福祉課・保健センター
民生委員・児童委員等の協力を得て、保護者が安心して保健センター事業に参加でき、経験豊富な年長者の助言や保育を受けられるよう、機会の提供を進めます。	
③里親育成事業の推進	健康こども課
岸和田子ども家庭センターからの里親募集記事等を広報「ただおか」に掲載するとともに、パンフレットを窓口に設置し、住民に制度の周知を図ります。	
④ファミリー・サポート・センター事業 ◆	教育みらい課
地域密着型の子育て支援事業として、子育てを援助してほしい人と子育てを援助したい人が会員となり、お互いに子育てを助け合う事業です。令和元年度に開園したピープル忠岡チャイルドスクールにおいて、ファミリー・サポート・センター事業の導入について検討していきます。	

※◆子ども・子育て支援制度に基づく施策のうち具体的なニーズ量やその確保方を定めるもの。
具体的な目標設定等については、第5章に記載。

施策3-2 援助の必要な家庭や児童への支援

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、安心して子育てができるよう、情報提供などを通じて就業による自立を支援するとともに、子育て・生活支援の強化や子どもへの相談・学習支援を図ります。また、父子家庭に対する相談や就業支援等、支援の拡充を図ります。

①相談対応の充実	健康こども課
ひとり親家庭が抱えている様々な問題・悩みなどを解決するため、適切な助言及び情報提供をするなど相談対応の充実に努めます。	
②就労等自立支援の推進	健康こども課・産業振興課
看護師や介護福祉士などの資格の取得や就業に結びつく可能性の高い講座を受講するひとり親に対し、経済的負担の軽減と自立の促進を図るため、高等技能訓練促進費等給付金事業や自立支援教育訓練給付金の支給等について周知し、利用の促進を図ります。また、国家資格及び技能検定等に合格した場合には補助金を交付しています。	
③経済的支援	健康こども課・地域福祉課
ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭医療制度、児童扶養手当制度、生活保護制度などの事業について、関係機関と連携を図りながら、支援を必要とする人に対する周知、利用の促進を図ります。	
④子どもに対する相談・学習支援（再掲）	学校教育
中学校において、大学生等ボランティアの協力のもと、放課後に学習支援等を行います。	
⑤子育て短期支援事業の利用促進	健康こども課
ひとり親家庭の子どもが保護者の就労の関係で、夜間などに保育が必要になった場合に利用できるように、子育て短期支援事業の周知を行うとともに、利用を促進します。	
⑥養育支援訪問事業の推進 ◆	保健センター
ひとり親家庭などで特に支援が必要な家庭に対し、保健師などが訪問し、子育てに関するアドバイスなどを行います。	

※◆子ども・子育て支援制度に基づく施策のうち具体的なニーズ量やその確保方を定めるもの。

具体的な目標設定等については、第5章に記載。

(2) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援

心身に障がいのある子どもや発達の遅れがある子どもとその保護者が、安心して子育てや生活ができるよう、育児・教育の支援・訓練とともに、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供などを推進します。

①障がいの早期発見	保健センター・教育みらい課・学校教育課
幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校との連携を図り、発達に遅れなどのある子どもの早期発見や早期対応に努めます。	
②発達障がいの早期発見・早期対応	学校教育課・教育みらい課・保健センター
ユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取組を学校全体で積極的に進めるとともに、支援教育コーディネーターを活用し、教育活動を推進します。	
③障がいについての理解啓発の推進	学校教育課・地域福祉課
住民に対し、障がいのある子どもに対する正しい理解と認識を深めるとともに、義務教育において「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共有を図るとともに、学年を超えた交流を図り、校種間はもとより地域との連携を図ります。	
④きめ細かな相談・支援	関係課
乳幼児期、小学生期、中学生期などのライフステージに応じて、関係課や関係機関等と連携し、本人や保護者の相談にきめ細かな対応を図ります。 障がいのある児童・生徒の就学相談等についても広報等により周知するとともに、関係課と連携し、障がいのある子どもの把握に努め、早期から就学相談等を行い、保護者の不安の軽減に努めます。	
⑤障がいのある子どもの教育・保育の充実	教育みらい課・学校教育課
集団教育・保育の中で障がいのある子どもがのびのびと生活できるよう、幼稚園や保育所、認定こども園での教育・保育の充実を図ります。また、支援教育コーディネーターをはじめ、小・中学校の支援学級担任等を中心に各学校が連携し、支援教育の充実に努めます。	
⑥忠岡町支援教育リーディングスタッフ巡回相談の充実	学校教育課
専門性の高い支援学級担任をリーディングスタッフとして選任し、学校園を巡回する中で個別ケースの相談や支援方法について助言します。今後もスタッフの育成を図るとともに、指導方法等の向上に努めます。	
⑦個別の指導計画や教育支援計画の作成と取組	関係課
ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行うために、乳幼児期・学齢期・成人期までの一貫した支援体制の構築に向け、支援をつなぐ「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、それらを効果的に活用し、支援を充実させていくために、保護者、関係機関、医療機関等と連携を図ります。	

⑧障がい福祉サービス・地域支援事業	地域福祉課
訪問系サービスをはじめ日中活動系サービスの利用に際し、計画相談支援事業所の相談支援専門員が支援計画を立て、計画に基づきサービスを提供や、日常生活用具の給付や移動支援、日中一時支援事業等を提供します。	
⑨放課後等デイサービスの提供	地域福祉課
学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後等に生活能力向上のための訓練などを提供することにより、障がいのある子どもの自立の促進と放課後の居場所の提供を行います。	
⑩経済的支援	健康こども課・地域福祉課
特別児童扶養手当や障がい児福祉手当、重度障がい者在宅生活応援制度など、障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的に、経済的支援に努めます。	

(3) 子どもの貧困対策

子育て家庭の経済的な負担を軽減するために、就園・就学や医療費に関する費用などの経済的支援を実施します。また、経済的な理由により、学習や生活に困難が生じている家庭に対して学習支援や生活支援を実施し、子どもたちが健全に成長していけるよう支援を推進していきます。

①経済的支援（再掲）	健康こども課・地域福祉課
ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭医療制度、児童扶養手当制度、生活保護制度などの事業について、関係機関と連携を図りながら、支援を必要とする人に対する周知、利用の促進を図ります。	
②就学前施設に対する給食費の助成（3歳児から5歳児）	教育みらい課
令和元年10月から国による幼児教育・保育の無償化がスタートしましたが、これまで保育料に含まれていた副食費相当の保護者負担が新たに発生するといった制度となっています。 本町では子育て支援の更なる充実を推進するため、当該副食費相当部分について保護者の負担をなくすために、全額を施設に対して助成しています。	
③子ども食堂に対する補助	健康こども課
子どもの居場所づくりを目的に「子ども食堂」を開設し、運営に取り組む団体に対し、費用の一部を補助します。	

施策3-3 安全・安心な環境づくり

(1) 親子にやさしいまちづくりの推進

気軽に子ども連れで外出できるよう児童遊園等の拡充に努めるとともに、利便性や安全性、快適性に富んだ、全ての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った施設づくりや道路整備に努めます。

①大阪府福祉のまちづくり条例に基づく公共施設等のバリアフリー化の推進	関係課
乳児のいる保護者が外出先でも安心してオムツ替え等ができるよう、公共施設のオムツ交換台等の設置に努めます。また、不特定多数の方が利用する民間の建築物について、大阪府福祉のまちづくり条例等の普及と、誰もが利用しやすい、移動しやすいまちづくりの推進への誘導に努めます。	

(2) 交通安全・防犯・防災対策の推進

子どもを犯罪や交通事故、災害時の被害等から守るため、地域住民や関係団体、関係機関等と連携して見守り活動や交通安全教室、防災訓練などに取り組みます。

①交通安全施設等整備の計画的な推進	建設課
通学路交通安全プログラムに基づき、安全対策を継続的に実施します。	
②地域住民、地域団体等との連携による交通安全教室の開催	建設課
警察や交通安全協会等と連携し、幼稚園や保育所、認定こども園、小学校の子どもに対し、交通ルールの遵守や歩行訓練などの交通安全教室を実施していくとともに、交通マナーなどの啓発を行います。	
③地域住民、地域団体等による登下校時の子どもの見守り活動の促進	関係課
警察官OB等を地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）として委嘱し、児童の登下校時の見守り活動を促進します。	
④子ども110番の家の普及	自治政策課・生涯学習課
PTAや自治会等の協力者の家の前に旗を掲げ、子どもが安全に暮らせる環境づくりを進めます。	
⑤教育・保育施設等における安全対策の推進	教育みらい課・学校教育課
教職員や保育士の防犯訓練の実施や危機管理能力の向上を図るための研修を行います。 地震などの災害時に混乱しないように、幼稚園や保育所、認定こども園、小・中学校での避難訓練など防災教育を実施します。	
⑥地域における避難対策の推進	自治政策課
障がいのある子どもや障がいのある保護者のいる家庭などが、地震などの災害時に混乱することなく避難の支援ができるよう、災害時避難行動要支援者支援プランにより、要配慮者に対して支援希望者の登録受付を行います。	

第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

1 子ども・子育て支援事業計画について

「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に記載すべき事項が定められています。その内容は以下のとおりです。

（1）幼稚園や保育所、認定こども園などに関する需給計画

幼稚園や保育所、認定こども園について、計画期間の5か年度それぞれに、「利用量の見込み」と、その量の見込みに見合う幼稚園や保育所、認定こども園などの定員（供給）を確保していくための計画（確保方策）を定めます。

（2）延長（時間外）保育事業等地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

延長（時間外）保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保方策を定めます。地域子ども・子育て支援事業は、以下の事業をいいます。

- ①延長（時間外）保育事業
- ②放課後児童健全育成事業
- ③子育て短期支援事業
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤一時預かり事業
- ⑥病児・病後児保育事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧利用者支援事業
- ⑨妊婦健康診査事業
- ⑩乳児家庭全戸訪問事業
- ⑪養育支援訪問事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（3）教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

認定こども園の普及に係る基本的な考え方などを定めます。

2 教育・保育の提供区域の設定

2-1 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です（子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項）。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の記載が必要です。

2-2 忠岡町における教育・保育提供区域

忠岡町は、東西約 5 km、南北約 1 km、面積 3.97k m²のコンパクトな町となっており、公立幼稚園が 1 か所、公立保育所が 1 か所、私立認定こども園が 2 か所、公立小学校が 2 校、公立中学校が 1 校で、高齢者の保健福祉・介護保険事業計画では 1 つの日常生活圏域となっています。

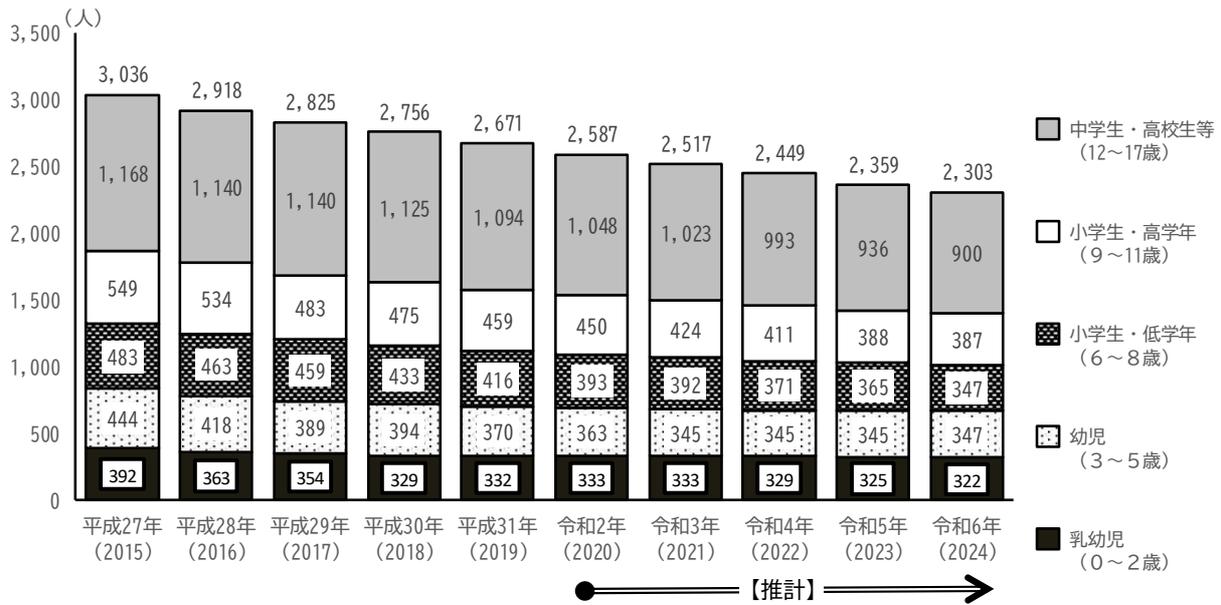
これらの状況を踏まえ、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとは言えないことから、忠岡町全域とすることにします。

なお、第 1 期計画においては、「放課後児童健全育成事業」については、小学校区ごとに 2 圏域で設定していましたが、他の事業との整合性を考慮し、全域とすることにします。

3 児童人口の推計

本町では、総人口、児童人口ともに減少が続き、出生数を年間100人強と想定し、計画の対象となる児童人口（18歳未満）の推計を行いました。

■児童人口の推計（各年4月1日）



■給付・事業の対象となる児童人口の推計（基準日：4月1日）

	実績	推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	108	108	106	105	104	103
1歳	110	114	113	111	110	109
2歳	114	111	114	113	111	110
3歳	115	115	112	115	114	112
4歳	134	118	118	115	119	118
5歳	121	130	115	115	112	117
6歳	137	122	131	116	116	113
7歳	133	138	123	132	117	117
8歳	146	133	138	123	132	117
9歳	150	145	132	137	122	131
10歳	157	149	144	131	136	121
11歳	152	156	148	143	130	135
計	1,577	1,539	1,494	1,456	1,423	1,403

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

4-1 保育認定について（保育の必要性の認定について）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が認定基準（①就労や出産等での保育を必要とする事由、②就労を理由とする利用の場合の保育の必要量、③ひとり親家庭や子どもの障がいの有無等による優先利用等）に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は以下の3つの区分となります。（認定に応じて施設などの利用先が決まっています。）

区分	対象者		主な利用先
1号認定	子どもが満3歳以上	専業主婦（夫）家庭 就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
		共働きであるが、幼稚園の利用 希望が強いと想定される家庭 【2号要件を有する】	
2号認定	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	保育所 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭		保育所 認定こども園 地域型保育 認可外保育施設

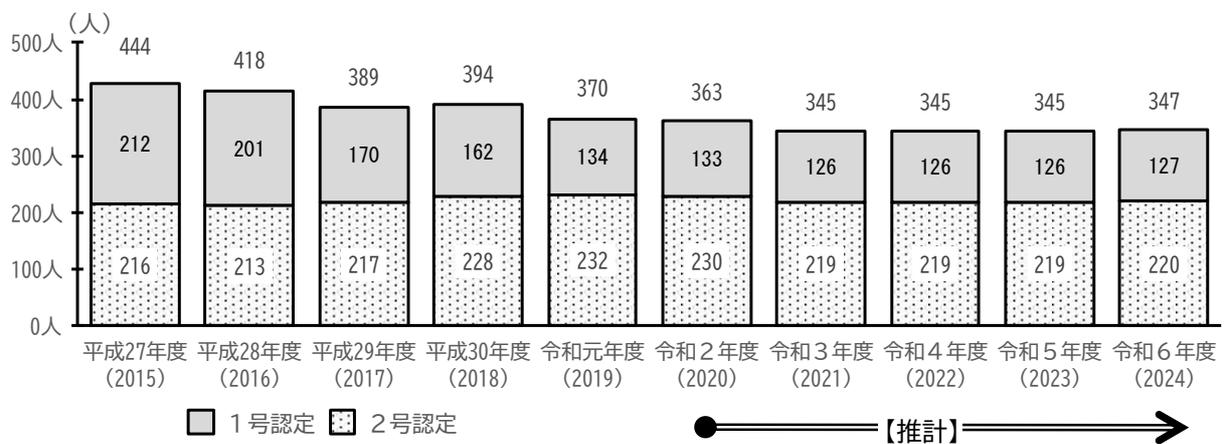
4-2 計画期間の量の見込みと確保方策

国の基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を以下のとおりとします。

(1) 認定区分別の量の見込み

① 1号認定・2号認定

- ・ 3～5歳の全ての児童が1号認定又は2号認定を受けると想定しました。
 - ・ 令和元年度の1号認定と2号認定の割合をもとに見込みました。
- ⇒ 1号認定は130人程度、2号認定は220～230人程度で推移すると見込みます。



② 3号認定

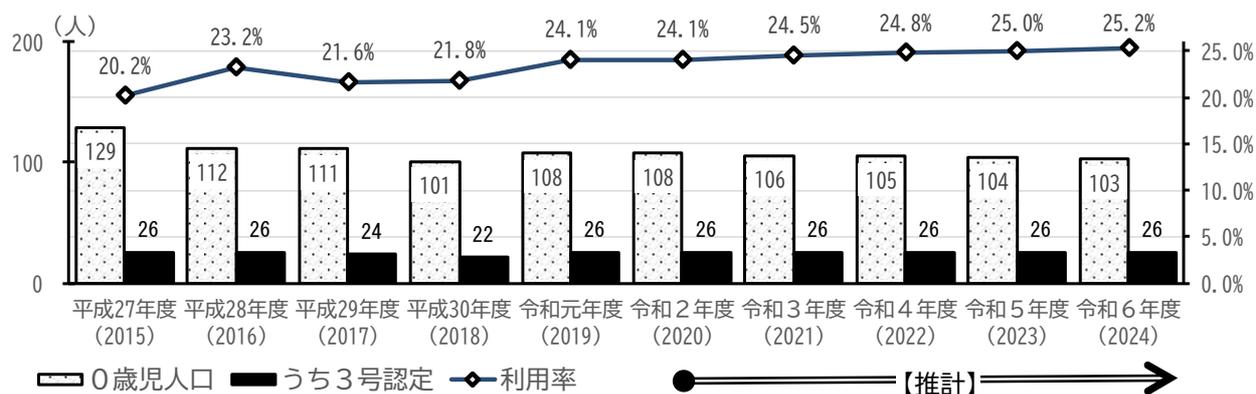
・ 0歳児の24～25%、1・2歳児の56～58%が認定を受けると想定しました。

⇒ 3号認定のうち0歳児は25～26人で推移すると見込みます。

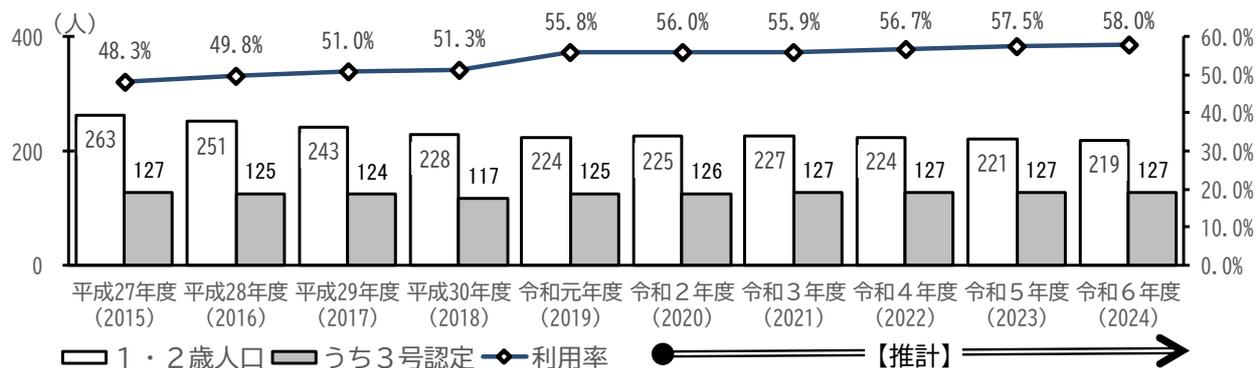
1・2歳児は130人弱で推移すると見込みます。

3号認定全体では、150人強で推移すると見込みます。

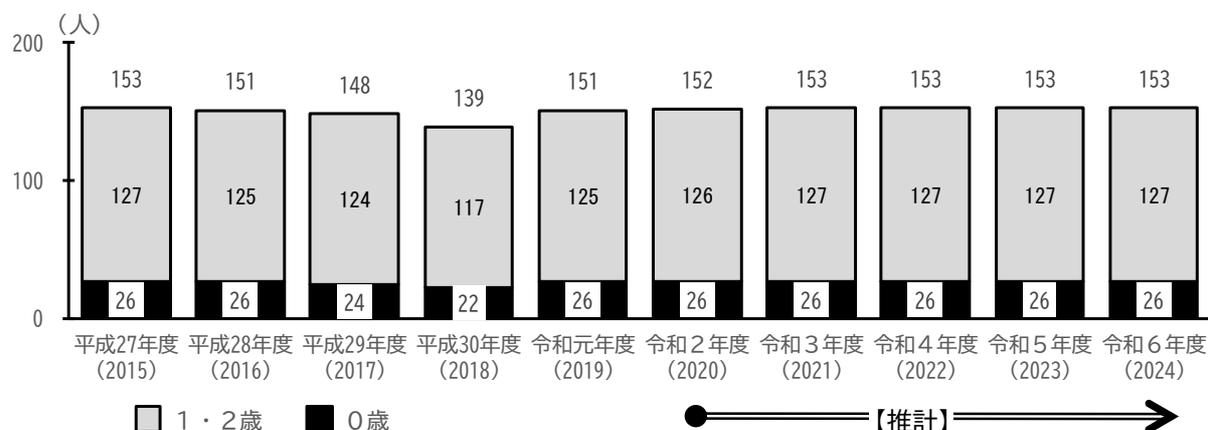
■ 3号認定数の推計（0歳児）



■ 3号認定数の推計（1・2歳児）



■ 3号認定数の推計



(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

- ・ 1号認定は130人程度で推移すると想定されますが、公立幼稚園、私立認定こども園での定員299人が確保されています。ただし、令和5年をめどに公立幼稚園が公立認定こども園に移行する予定で、定員の見直しを行います。144人は確保ができる見込みです。
- ・ 2号認定の保育所等の利用意向者は、220～230名程度で推移すると想定されます。一方、保育所、認定こども園を合わせた定員は255人で充足すると見込みます。
- ・ 3号認定は150人強で推移すると見込まれますが、定員は164人（0歳児：33人、1～2歳児：131人）のため、必要量に対して確保できる見込みです。

■ 1号認定（3歳以上）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（A）	133	126	126	126	127
確保方策（B）	299	299	299	144	144
特定教育・保育施設					
幼稚園	245	245	245	90	90
認定こども園	54	54	54	54	54
過不足（A-B）	充足	充足	充足	充足	充足

※過不足は不足が想定される項目のみ表示。

■ 2号認定（3歳以上）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	230	219	219	219	220
確保方策（B）	255	255	255	252	252
特定教育・保育施設					
保育所	93	93	93	90	90
認定こども園	162	162	162	162	162
認可外保育施設	-	-	-	-	-
過不足（A-B）	充足	充足	充足	充足	充足

■ 3号認定（3歳未満）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（A）	152	153	153	153	153
0歳児	26	26	26	26	26
1・2歳児	126	127	127	127	127
確保方策（B）	164	164	164	185	185
特定教育・保育施設					
保育所	57	57	57	-	-
認定こども園	107	107	107	185	185
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
過不足（A-B）	充足	充足	充足	充足	充足

(3) 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方

教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています（児童福祉法第34条の15第5項）。

忠岡町では、この原則に則り、本計画に定める教育・保育提供区域の量の見込みに基づき、地域型保育事業の認可にあたっての需給調整を行います。申請された教育・保育提供区域において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める量の見込みに既に達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって量の見込みを超える場合、地域型保育事業の認可をしないことがあります。

(4) 教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の提供にあたっては、家庭での教育とともに、人格形成の基礎となる乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育サービスの提供に、関係機関等と連携して取り組みます。

- 幼稚園・保育所・認定こども園と小・中学校との連携の推進
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修の推進

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 延長（時間外）保育事業

■事業概要

対 象	2号認定（3～5歳）、及び3号認定（0～2歳）の乳幼児
内 容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を行う事業
保育時間	公立保育所：7時半～19時半 ピープル忠岡チャイルドスクール：7時半～19時半 チューリップ保育園：7時～19時

■利用状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0歳	13	14	10	13	12
	1～2歳	45	52	60	49	52
	3～5歳	89	101	104	95	97
計（人）		147	167	174	157	161

■量の見込み・確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み・実人数（人）		159	155	154	153	153
確保方策	実人数	399	399	399	417	417
	施設数	3園	3園	3園	3園	3園

【量の見込み・提供体制】

- 利用実績（利用率）をもとに見込むと160人程度の利用が想定されますが、400人程度の利用定員が確保されています。
- 保育標準時間については1日11時間、保育短時間については1日8時間を超える利用について、延長（時間外）保育事業が適用されます。きめ細かく延長（時間外）保育の二層に対応できるよう体制の強化を図ります。

(2) 放課後児童健全育成事業

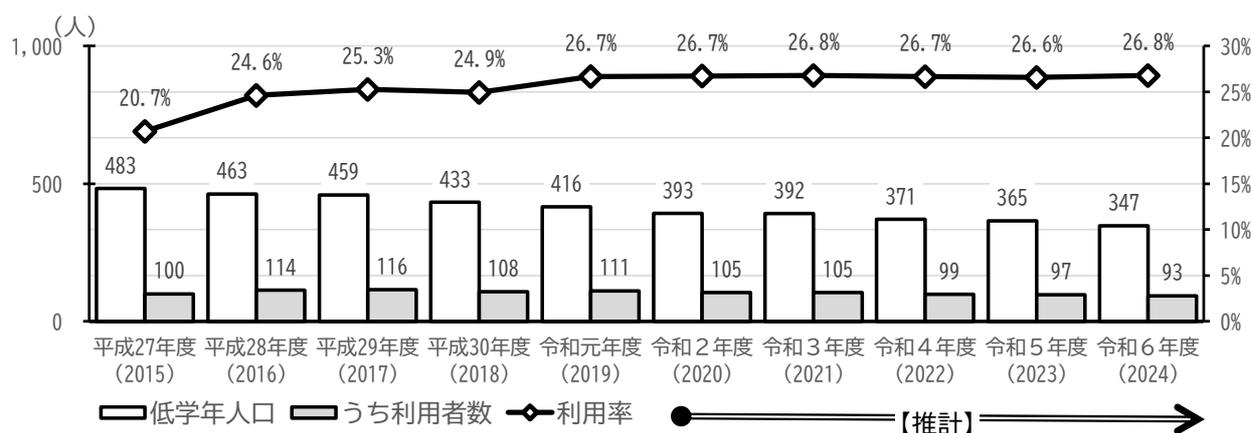
■事業概要

対 象	小学1年生～5年生
内 容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童クラブで生活指導及び適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図る事業
保育時間	平日は下校時～17時、延長保育は17時～18時 土曜日・学校休業日は8時半～17時、土曜日は延長なし

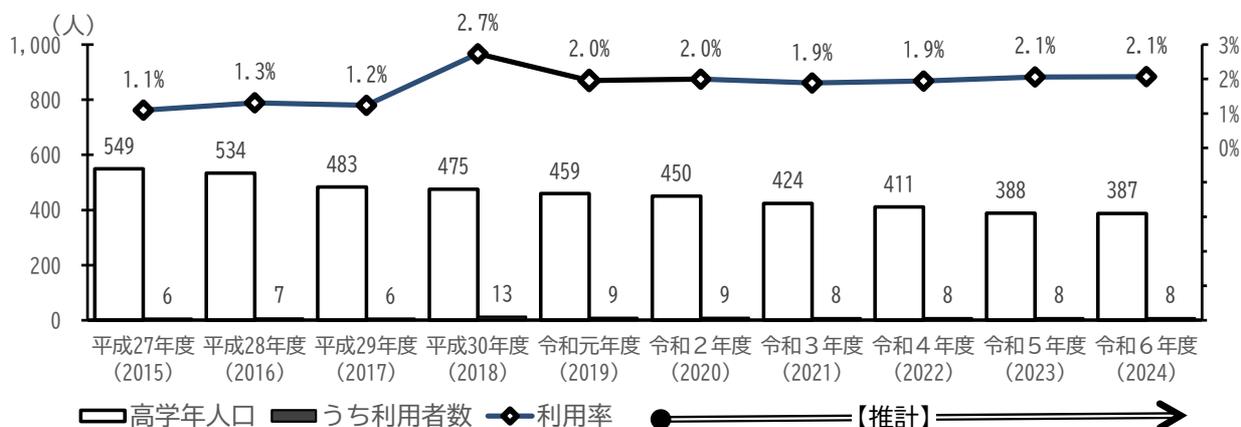
■量の見込み

- ・低学年の27～30%程度の利用希望を想定し、100人強での利用を見込みます。
- ・高学年の2%強の利用希望を想定し、10人程度の利用が見込まれます。

■量の見込み（低学年）



■量の見込み（高学年）



■利用状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	低学年（1～3年生）	100	114	116	108	111
	高学年（4～5年生）	6	7	6	13	9
計（人）		106	121	122	121	120

■量の見込み・確保方策

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）		114	113	107	105	101
	1～3年生（人）	105	105	99	97	93
	4～6年生（人）	9	8	8	8	8
確保方策						
	登録児童数（人）	120	120	120	120	120
	施設数（か所）	2	2	2	2	2

【量の見込み・提供体制】

- 低学年が 100 人強、高学年が 10 人程度、合わせて 110 人程度の利用が見込まれますが、定員 120 人が確保されています。
- 見込み量に対して、現体制での提供は可能ですが、今後、児童数の動向や利用ニーズをみながら、体制の強化について検討します。

(3) 子育て短期支援事業

■事業概要

対 象	0～12歳
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ事業：保護者の疾病・出産・看護・事故等で子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において一定期間（おおむね1週間）預かり、養育・保護を行う事業 ・トワイライトステイ事業：ひとり親などの保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設等において生活援助を行う事業
契約施設	(児童養護施設) 岸和田学園、和泉幼児院、あおぞら、女子慈教寮、信太学園(乳児院) 和泉乳児院

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年
ショートステイ(人日)	0	14	0	18	7
トワイライトステイ(人日)	0	0	0	0	0

■量の見込み・確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	18	18	18	18	18
ショートステイ(人日)	18	18	18	18	18
トワイライトステイ(人日)	0	0	0	0	0
確保方策：ショートステイ					
延べ人数	42	42	42	42	42
施設数(か所数)	6	6	6	6	6
確保方策：トワイライトステイ					
延べ人数	150	150	150	150	150
施設数(か所数)	5	5	5	5	5

【量の見込み・提供体制】

- 量の見込みに対して、現在の6施設との契約で十分対応できるものと考えます。
- 本事業は、一時預かり事業と類似の事業ですが、児童養護施設において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。
短期入所生活援助事業（ショートステイ）・夜間養護等事業（トワイライトステイ）を活用して、要保護児童等に対する支援が的確にできるように努めます。
- 広報・ホームページ等を活用し、本事業の周知に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

■事業概要

対 象	就学前児童（0～5歳）及びその保護者
内 容	就学前の子どもとその保護者を対象に、様々な行事や育児相談、サークル活動の支援、交流等を実施する事業
契約施設	民間のチュールリップ保育園、ピープル忠岡チャイルドスクールに委託

■利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用延べ人数(人日)	3,380	2,654	2,217	2,003	2,563

■量の見込み・確保方策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用回数（人回）	1,751	1,749	1,728	1,708	1,692
確保方策：施設数（か所数）	2	2	2	3	3

【提供体制】

- 在宅児童の減少（保育所、認定こども園の利用率の上昇）に伴い、減少傾向にあります。利用促進を図ることにより、一定の利用を見込みます。
- 既存の子育て支援拠点（地域子育て支援センター・児童館等）を活用し、在宅児童の保護者に対して、子育て情報の提供や交流の場の提供、子育て相談等を行います。
- 認定こども園では、子育て支援事業（子育て広場などの事業）の実施が義務づけられているため、公立の認定こども園設置に際しては、地域子育て支援拠点事業について既存の施設との分担等検討を行います。

(5) 一時預かり事業

■事業概要

対 象	1号認定及び2号認定（3～5歳）、その他0～5歳の乳幼児
内 容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園や保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
実施施設	公立幼稚園では、在園児を対象に保育終了後に預かり保育を実施 令和元年4月より、ピープル忠岡チャイルドスクールにて一時預かり事業を実施（未就園児も対象）

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園における預かり保育	3,380	5,586	4,033	4,612	5,169
幼稚園における在園児対象の預かり保育以外(人日)	236	110	147	106	161

■幼稚園における預かり保育：量の見込み・確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ人数）		3,786	3,587	3,587	3,587	3,616
確保方策	延べ人数	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
	施設数（か所）	2	2	2	2	2

■幼稚園における在園児対象の預かり保育以外：量の見込み・確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ人数）		129	128	128	126	125
確保方策	延べ人数	236	236	236	236	236
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

【提供体制】

- 今後は、未就園児の一時預かりニーズが増加すると予想されることから、公立の認定こども園化に際して検討を行います。

(6) 病児・病後児保育事業

■事業概要

対 象	生後 57 日から小学校 3 年生まで
内 容	保育所等に通う児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業
実施施設	ピープル忠岡チャイルドスクール

■量の見込み・確保方策

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用見込み（延べ人数）		582	567	564	560	559
確保方策 （病児・病後児型）	延べ人数	660	660	660	660	660
	施設数	1	1	1	1	1

【量の見込み・提供体制】

- 平成 31 年 4 月開園のピープル忠岡チャイルドスクールにおいて、町内初となる病児保育を実施。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■事業概要

対 象	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等
内 容	児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業

【提供体制】

- 利用会員と援助会員による住民同士の会員組織による子育て支援ですが、忠岡町では現在実施していません。令和元年度に開園したピープル忠岡チャイルドスクールにおいて、ファミリー・サポート・センター事業の導入について検討していきます。

(8) 利用者支援事業

■事業概要

対 象	就学前児童（0～5歳）を持つ保護者
内 容	・類似事業として、地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センターを民間のチュールリップ保育園、ピープル忠岡チャイルドスクールに委託して開設 ・保健センターにおいて、忠岡町母子健康包括支援センターを平成29年度から開設

■確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	3	3	3	4	4

【提供体制】

- 利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じます。
- 令和5年度以降、公立の認定こども園が開園すれば町内に4つの拠点ができる見込みです。

(9) 妊婦健康診査事業

■事業概要

対 象	妊娠届出者
内 容	<p>妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券等を発行する事業 助成額 合計 116,840 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査受診券（初回：11,750 円、2～14 回目：3,500 円） ・HTLV-1 抗体検査受診券（1 回あたり 2,290 円） ・クラミジア検査受診券（1 回あたり 2,100 円） ・超音波検査受診券（1 回あたり 5,300 円を 4 枚） ・妊婦健康診査補助券（1 枚あたり 2,000 円を 17 枚） <p>* 補助券は受診券と同時使用とし、使用枚数に制限はありません。ただし、受診券を全て使用した後に健診が必要となった場合に限り、補助券のみの使用も可能</p>

■量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延べ健診回数	1,302	1,278	1,266	1,254	1,242

【提供体制】

- 平成 27 年度より、妊婦健診の公費負担額を国基準（116,840 円）まで引き上げ、28 年度より補助券の単独使用を可能とし、経済的負担の軽減を図った。また健診結果が保健センターに返送されることによって妊娠期からの相談体制にも寄与しています。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業概要

対 象	生後 4 か月までの乳児
内 容	<p>新生児又は生後 2 か月頃の乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、母親の心身状況、保育環境、児の発育状況などを把握し、育児不安の軽減、育児環境を整えるためのサポートにつなげるとともに、児童虐待の早期発見、予防を図る事業</p>

■量の見込み・確保方策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延べ訪問回数	108	106	105	104	103

【提供体制】

- 乳児全戸訪問事業を行うことによって、保護者が構えることなく、訪問を受け入れることができ、育児相談等を行いやすくなっている。また、家庭状況を早期に把握することができ、支援に結びつけやすい。今後も引き続き実施していきます。

(11) 養育支援訪問事業

■事業概要

対 象	養育の支援が特に必要な家庭
内 容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の支援を行う事業

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ訪問回数	18	18	18	18	18

【提供体制】

- 母子保健事業や関係機関からの情報をもとに、養育支援訪問を行うことによって、対象者に応じた支援を実施し、関係機関と連携ができています。今後も事業を展開していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない私立幼稚園に在園する幼児の保護者（低所得世帯）に対して、副食費相当分を助成する事業です。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

「量の見込み」及び「確保方策」では、3歳未満児及び3歳以上児とも現行の施設内で充足する見込みであることから、現在のところ新規施設等に対する町からの支援を設ける必要性はないと考えられるものの、今後の状況が大幅に変更になった場合には、本事業について検討をしていきます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進については、子どもに関わる総合的な計画でもあることや、子育ての社会化の中で、行政が地域住民や地域団体、関係機関や関係団体、社会福祉協議会や幼稚園・保育所・認定こども園、学校、企業、ボランティアグループ等との連携・協働の取組が不可欠です。

とりわけ、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないように見守ることや、災害時の避難支援、また、子どもが次代の親として、忠岡町の未来の担い手として、地域の歴史や文化をよく知り、引き継ぐとともに、社会性やコミュニケーション能力、たくましく生きる力などを培うことができるよう支援するためには、子どもにとって身近な地域での多様な交流や体験機会の提供などの取組が期待されます。

また、保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま、地域の中で孤立することがないように、身近な相談相手や情報提供先として、保護者に寄り添い支援することが期待されます。

さらに、仕事と生活の調和の推進にあたっては、企業の役割が大きいことから、少子高齢社会にあって男女がともに心も身体も健康でゆとりを持って職業生活とともに、子育てや地域生活が行えるよう、子育て支援の職場環境づくりや制度・システムの改善を進めていくことが期待されます。

忠岡町においては、地域社会を構成する様々な主体と一体となって、本計画の実現に向けて取り組んでいきます。

2 計画の点検・評価・改善

本計画（Plan）を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施（Do）状況の把握・点検（Check）を行うとともに、忠岡町子ども・子育て会議での報告・審議を行います。社会情勢の変化や審議の状況により、見直し・改善（Action）を行います。

資料編

1 アンケート調査の概要

1-1 調査の種類・概要

①調査地域

- ・町全域

②調査対象者：

- ・忠岡町在住の就学前児童（乳幼児）を養育する保護者（以下「就学前調査」という。）
- ・忠岡町在住の小学校児童を養育する保護者（以下「小学生調査」という。）

③調査時期

- ・平成31年2月

④調査方法：

○就学前調査

- ・幼稚園、保育所（園）利用者：園を通じて配布・回収
- ・町内施設、教育・保育施設未利用者：郵送配布・郵送回収

○小学生調査

- ・学校を通じて配布・回収
- ・町内の小学校以外：郵送配布・郵送回収

⑤調査の回収状況

	配布数	回収数	回収率
就 学 前	613 票	426 票	69.5%
小 学 生	697 票	539 票	77.3%
計	1,310 票	965 票	73.7%

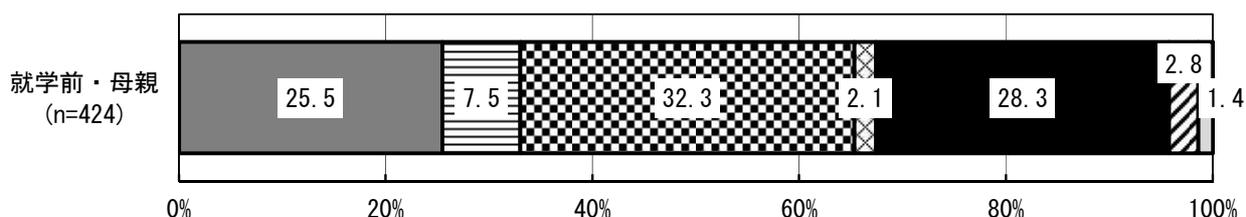
1-2 調査結果の概要（抜粋）

（1）就学前調査

①母親の就労状況

宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）をうかがいます。（○は1つ）

- ・「パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.3%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が28.3%、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.5%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が7.5%の順です。
- ・産休・育休・介護休業中を含めた『フルタイムで就労している』割合を年齢別にみると、「0歳」では39.8%、「1～2歳」では36.1%、「3～5歳」では27.0%と、「0歳」での割合が高くなっています。



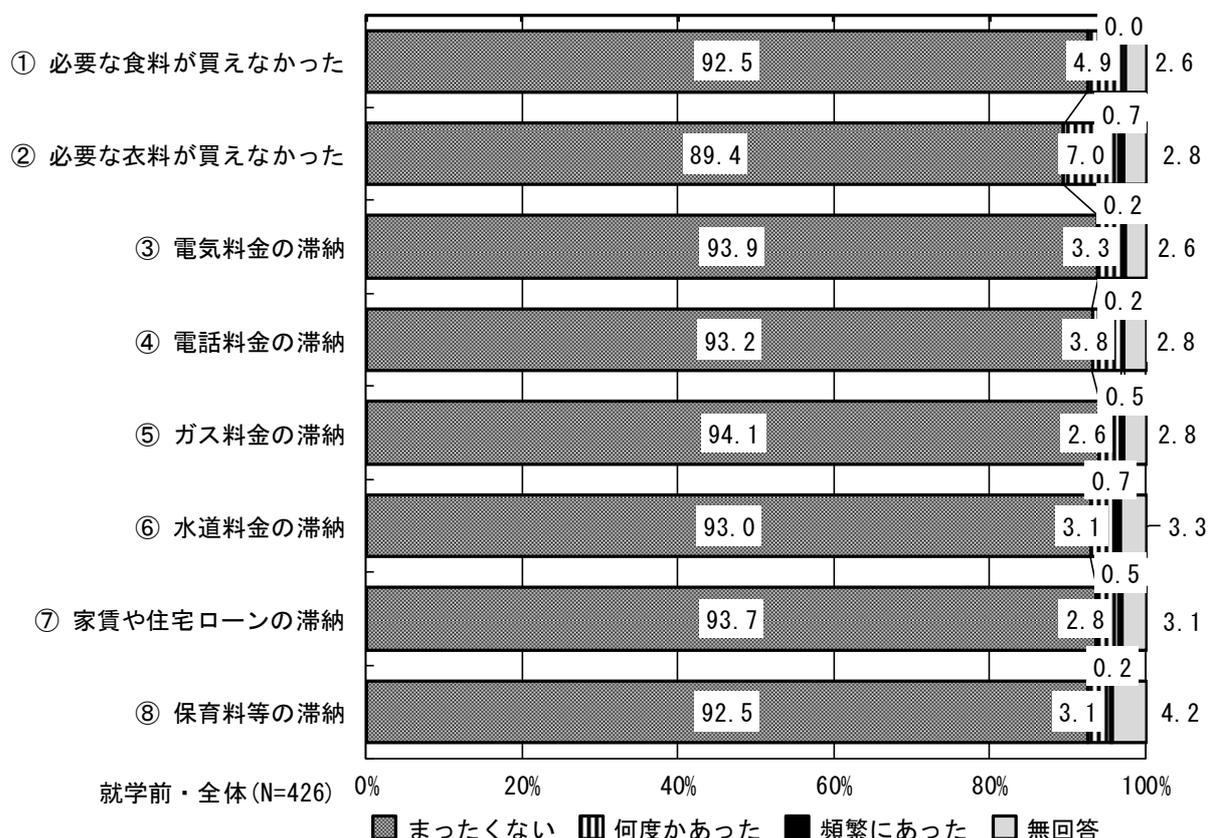
- フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨ フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▣ パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▤ パート・アルバイトなどで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▩ これまで就労したことがない
- 無回答

		フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイトなどで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答	
全 体		424件	25.5%	7.5%	32.3%	2.1%	28.3%	2.8%	1.4%
年 齢	0歳	103件	12.6%	27.2%	20.4%	3.9%	32.0%	3.9%	0.0%
	1～2歳	130件	34.6%	1.5%	27.7%	1.5%	32.3%	0.8%	1.5%
	3～5歳	185件	26.5%	0.5%	42.7%	1.1%	23.2%	3.8%	2.2%

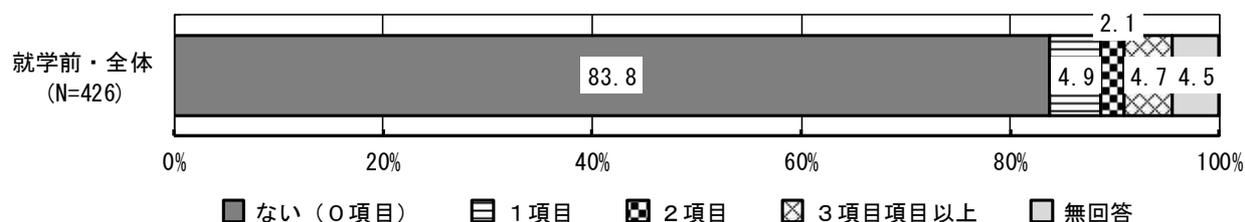
②家計の状況

あなたの世帯（家庭）では、過去1年間に、経済的な理由による次のような経験がありましたか。（それぞれ○は1つ）

・「何度かあった」と「頻繁にあった」を合わせた『あった』割合が高い項目は、「②必要な衣料が買えなかった」が7.7%、「①必要な食料が買えなかった」が4.9%です。



・ 8項目のうち「何度かあった」又は「頻繁にあった」の項目数をみると、「1項目」が4.9%、「2項目」が2.1%、「3項目以上」が4.7%で、1項目以上『あった』割合は11.7%です。
 ・ 家庭類型別にみると、「ひとり親家庭」では1項目以上『あった』割合は28.3%となっています。

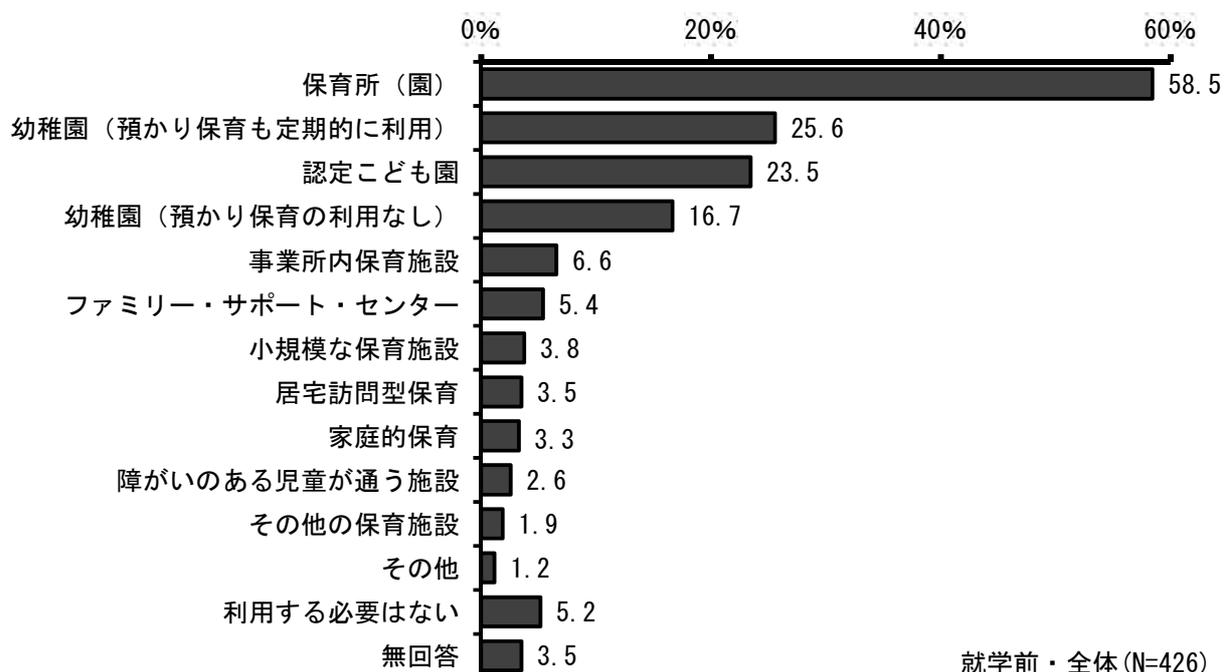


		ない	1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	7項目	8項目	無回答	
全体		426件	83.8%	4.9%	2.1%	1.9%	0.7%	0.7%	0.9%	0.0%	0.5%	4.5%
家庭 類型	ひとり親家庭	39件	59.0%	10.3%	5.1%	0.0%	2.6%	2.6%	2.6%	0.0%	5.1%	12.8%
	フルタイム×フルタイム	115件	86.1%	2.6%	1.7%	0.9%	1.7%	0.9%	0.9%	0.0%	0.0%	5.2%
	フルタイム×パートタイム	135件	84.4%	6.7%	1.5%	3.7%	0.0%	0.7%	0.7%	0.0%	0.0%	2.2%
	フルタイム×専業主婦・夫	129件	88.4%	3.9%	2.3%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%

③保育所（園）や幼稚園などの利用意向

現在、幼稚園や保育所（園）などを利用している、利用していないに関わらず、平日に宛名のお子さんを「定期的に」利用（継続・新規）させたいと考える教育・保育施設やサービスをお答えください。（○はいくつでも）

- ・「保育所（園）」が58.5%と最も高く、次いで「幼稚園（預かり保育も定期的にご利用）」が25.6%、「認定こども園（幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設）」が23.5%、「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が16.7%の順です。
- ・「保育所（園）」の割合を家庭類型別にみると、「ひとり親家庭」では89.7%、「フルタイム×フルタイム」では82.6%となっています。

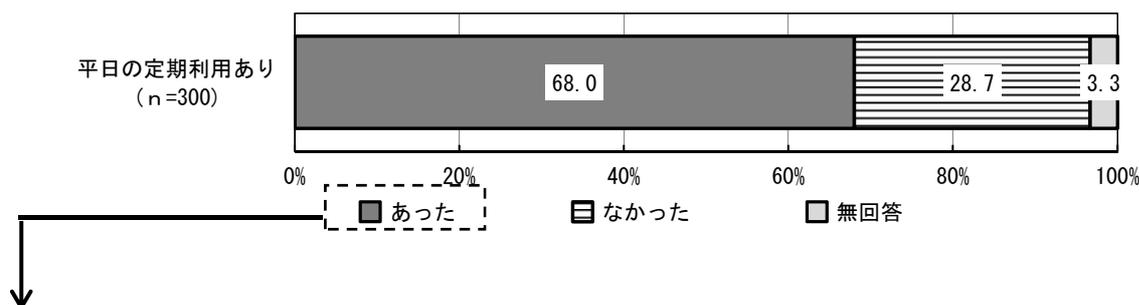


	件数	幼稚園（預かり保育）	幼稚園（預かり保育）	保育所（園）	認定こども園	障がいのある児童が通う施設	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	その他の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	利用する必要はない	無回答	
		16.7%	25.6%	58.5%	23.5%	2.6%	3.8%	3.3%	6.6%	1.9%	3.5%	5.4%	1.2%	5.2%	3.5%	
全体	426件	16.7%	25.6%	58.5%	23.5%	2.6%	3.8%	3.3%	6.6%	1.9%	3.5%	5.4%	1.2%	5.2%	3.5%	
年齢	0歳	103件	18.4%	23.3%	61.2%	36.9%	0.0%	2.9%	1.0%	5.8%	2.9%	2.9%	1.9%	9.7%	1.0%	
	1～2歳	130件	17.7%	23.1%	62.3%	27.7%	3.8%	3.8%	3.8%	9.2%	0.8%	3.1%	4.6%	0.8%	2.3%	3.1%
	3～5歳	187件	15.5%	28.3%	54.0%	12.8%	3.2%	3.7%	3.7%	4.3%	2.1%	3.7%	7.5%	1.1%	4.8%	5.3%
家庭類型	ひとり親家庭	39件	2.6%	0.0%	89.7%	20.5%	5.1%	5.1%	2.6%	7.7%	5.1%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	
	フルタイム×フルタイム	115件	1.7%	8.7%	82.6%	30.4%	0.9%	1.7%	5.2%	5.2%	0.9%	5.2%	7.8%	1.7%	5.2%	3.5%
	フルタイム×パートタイム	135件	10.4%	25.9%	62.2%	20.7%	1.5%	3.7%	3.0%	8.9%	3.0%	3.0%	5.9%	0.7%	5.9%	3.7%
	フルタイム×専業主婦・夫	129件	41.9%	47.3%	21.7%	22.5%	4.7%	5.4%	2.3%	4.7%	0.8%	3.1%	3.9%	0.8%	5.4%	3.1%

④病児・病後児保育

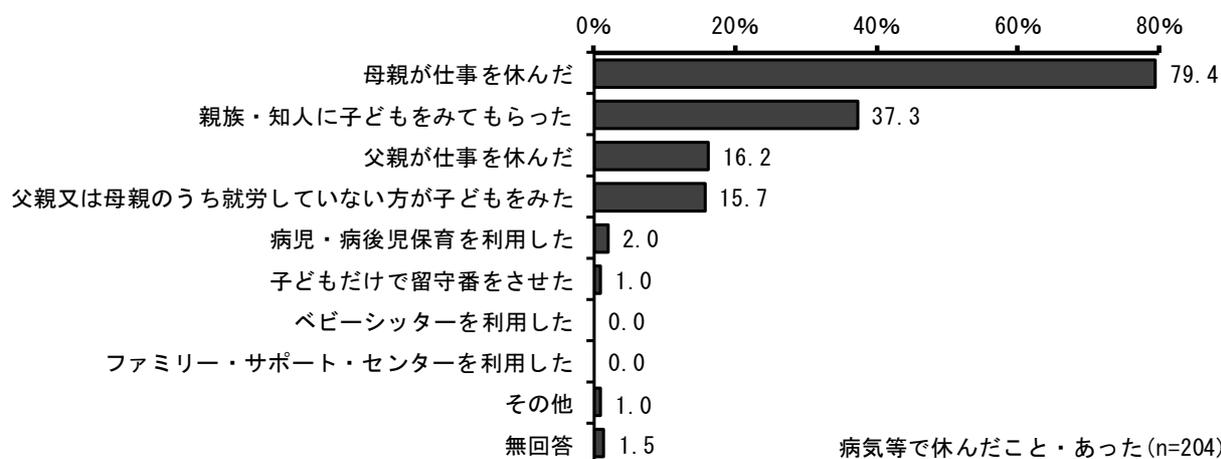
この1年間に、宛名のお子さんが病気やけがで利用されている教育・保育施設などを利用できなかったことはありましたか。(○は1つ)

・「あった」割合は全体では68.0%で、年齢別にみると「0歳」では76.7%、「1～2歳」では76.5%、「3～5歳」が62.6%です。一方、「なかった」割合は全体では28.7%です。



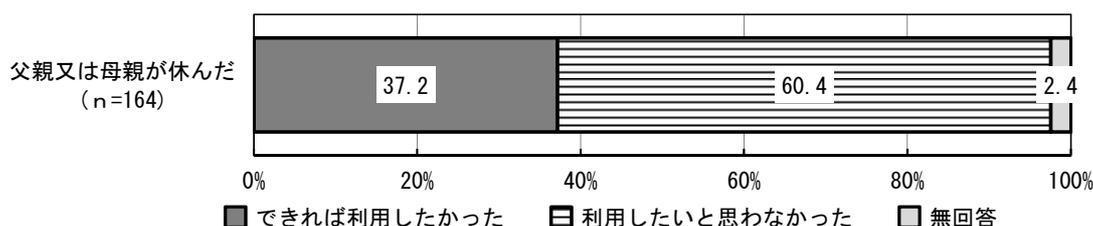
どのように対処しましたか。

・「母親が仕事を休んだ」が79.4%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった(同居している場合も含む)」が37.3%、「父親が仕事を休んだ」が16.2%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が15.7%の順です。



父親や母親が仕事を休むことが困難などで、病児・病後児保育を利用したいと思いましたが。(○は1つ)

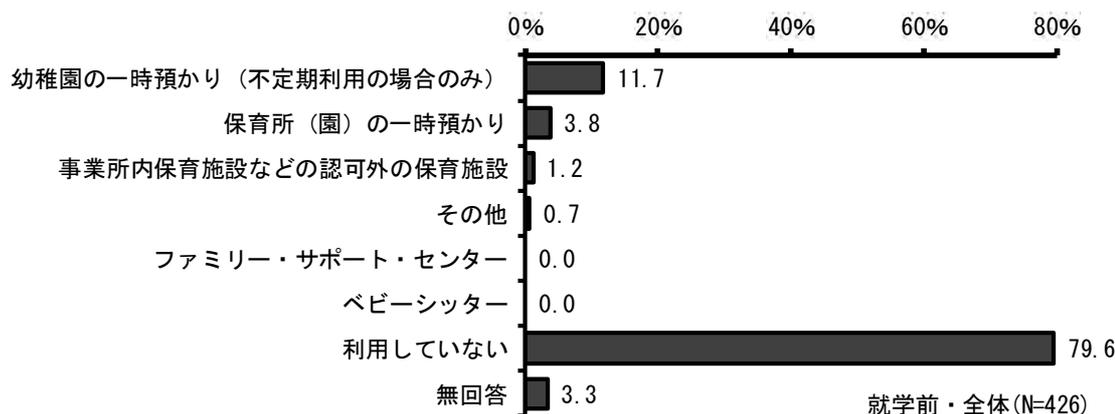
・「できれば利用したかった」が37.2%、「利用したいと思わなかった」が60.4%です。



⑤一時預かり

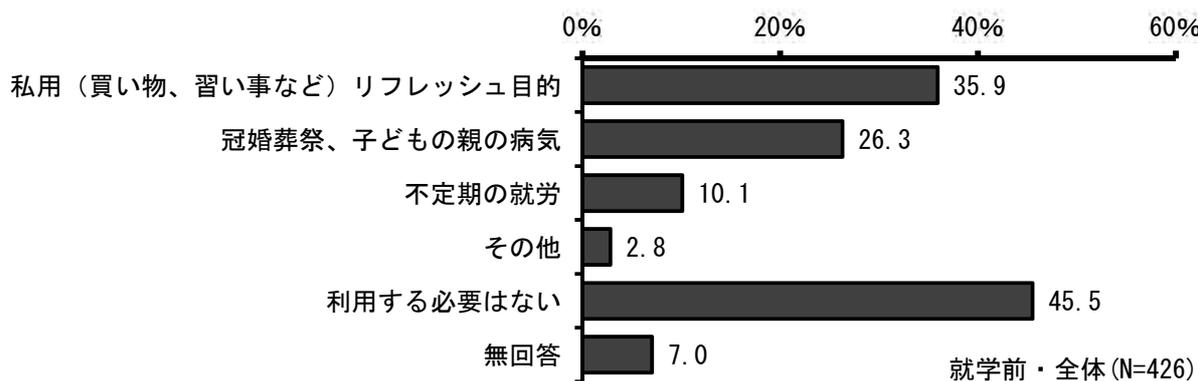
この1年間で、私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のため、宛名のお子さんについて不定期に利用したものはありますか。(○はいくつでも)

・「利用していない」が79.6%です。次いで「幼稚園の一時預かり（不定期利用の場合のみ）」が11.7%、「保育所（園）の一時預かり」が3.8%、「事業所内保育施設などの認可外の保育施設」が1.2%の順です。



私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のため、宛名のお子さんについて、一時預かりを利用したいと思いますか。(○はいくつでも)

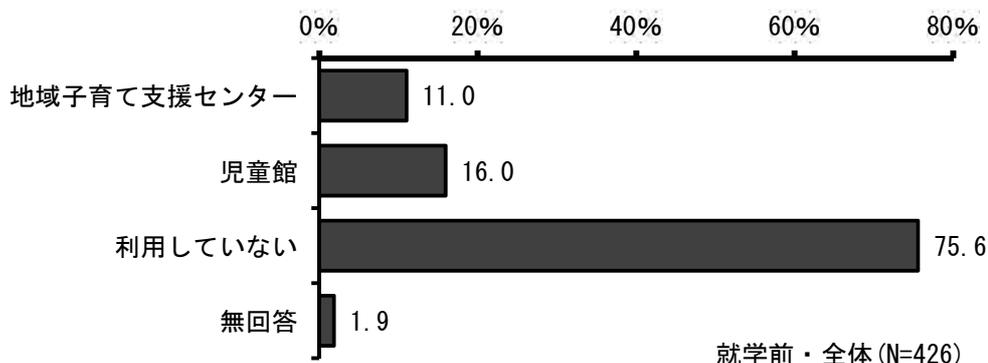
・「利用する必要はない」が45.5%と最も高く、次いで「私用（買い物、習い事など）リフレッシュ目的」が35.9%、「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が26.3%、「不定期の就労」が10.1%の順です。



⑥地域の子育て支援事業について

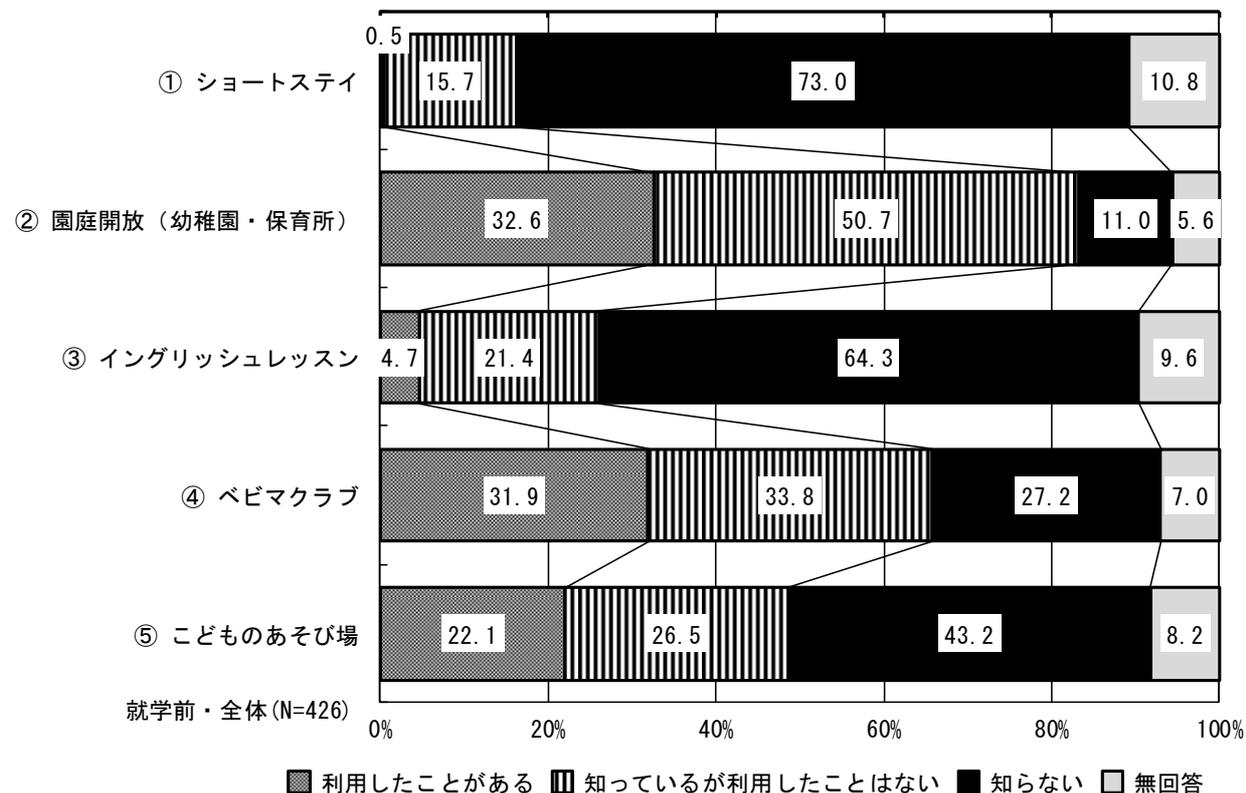
子育て支援事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、既に利用しているが、今後利用回数を増やしたいと思いませんか。(〇はいくつでも)

- ・「利用していない」が75.6%と最も高く、「児童館」が16.0%、「地域子育て支援センター（親子同士の交流や相談をする場の提供）」が11.0%です。



次の町の事業やサービスを利用したことはありますか。(それぞれ〇は1つ)

- ・「利用したことがある」割合が高いのは、「② 園庭開放（幼稚園・保育所）」(32.6%)、「④ ベビマクラブ」(31.9%)です。
- ・「知らない」割合が高いのは、「① ショートステイ」(73.0%)、「③ イングリッシュレッスン」(64.3%)、「⑤ こどものあそび場」(43.2%)です。



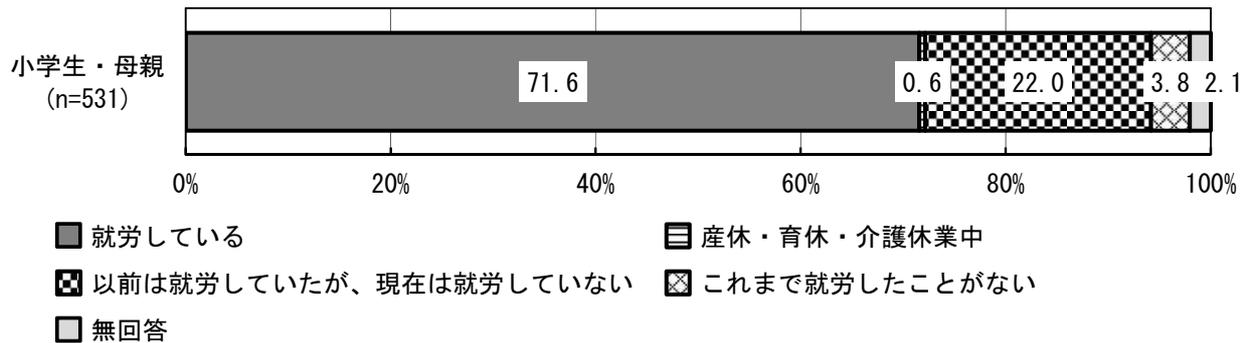
(2) 小学生調査

①母親の就労状況

宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者を含む)をうかがいます。

(○は1つ)

- ・母親は、「就労している」が71.6%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が22.0%、「これまで就労したことがない」が3.8%、「産休・育休・介護休業中」が0.6%の順です。

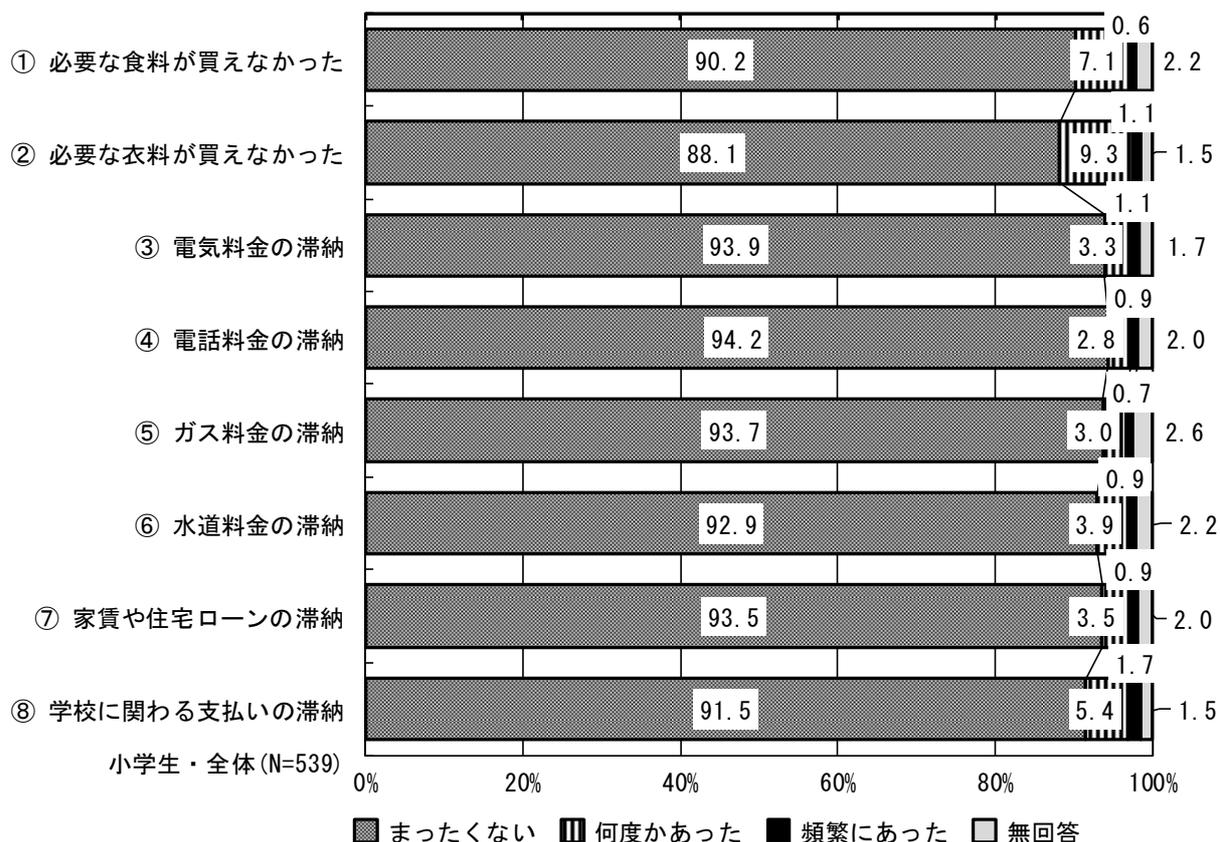


		就労している	産休・育休・介護休業中	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答	
全 体		531件	71.6%	0.6%	22.0%	3.8%	2.1%
学年	低学年 (1～3年生)	315件	67.9%	1.0%	26.3%	3.5%	1.3%
	高学年 (4～6年生)	209件	78.9%	0.0%	16.3%	4.3%	0.5%
きょうだい	いない	100件	76.0%	0.0%	20.0%	3.0%	1.0%
	いる	424件	71.7%	0.7%	22.9%	4.0%	0.7%
地区	忠岡小学校区	164件	77.4%	1.2%	16.5%	4.3%	0.6%
	東忠岡小学校区	356件	70.8%	0.3%	24.4%	3.7%	0.8%

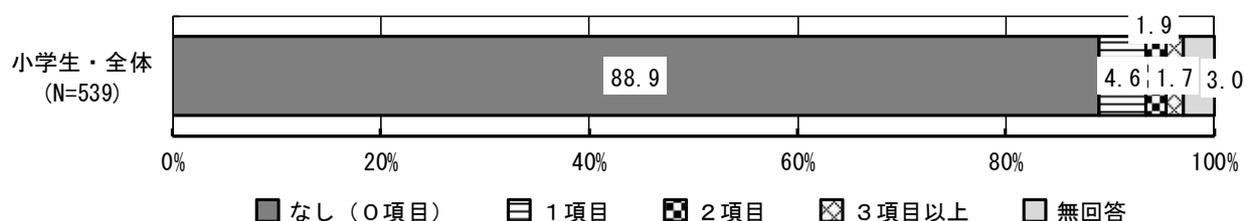
②家計の状況

あなたの世帯(家庭)では、過去1年間に、経済的な理由による次のような経験がありましたか。(それぞれ○は1つ)

- ・「何度かあった」と「頻繁にあった」を合わせた『あった』割合が高い項目は、「②必要な衣料が買えなかった」が10.4%、「①必要な食料が買えなかった」が7.7%です。



- ・ 8項目のうち「何度かあった」又は「頻繁にあった」の項目数をみると、「1項目」が4.6%、「2項目」が1.9%、「3項目以上」が1.7%で、1項目以上『あった』割合は8.2%です。
- ・ 家庭類型別にみると、「ひとり親家庭」では1項目以上『あった』割合は35.7%となっています。



		なし(0項目)	1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	7項目	8項目	無回答	
全体	539件	83.5%	4.1%	4.1%	1.9%	1.5%	0.4%	0.4%	0.9%	1.5%	1.9%	
家庭類型	ひとり親家庭	59件	57.6%	6.8%	3.4%	6.8%	5.1%	1.7%	0.0%	3.4%	8.5%	6.8%
	フルタイム×フルタイム	91件	82.4%	4.4%	3.3%	3.3%	1.1%	0.0%	0.0%	1.1%	1.1%	3.3%
	フルタイム×パートタイム	228件	88.2%	3.5%	5.3%	1.3%	0.9%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.4%
	フルタイム×専業主婦・夫	118件	87.3%	3.4%	4.2%	0.0%	0.8%	0.0%	1.7%	0.8%	0.0%	1.7%

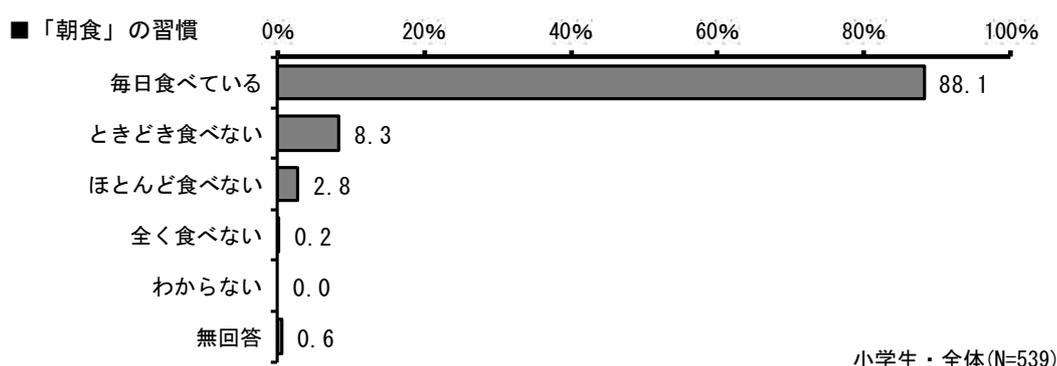
③食生活

宛名のお子さんの食生活についてうかがいます。(それぞれ○は1つ)

- ・宛名のお子さんは、「朝食」を食べていますか。
- ・宛名のお子さんは、ふだんどのように「夕食」を食べていますか。
- ・あなたのご家庭では、ふだんどのような食事をとることが多いですか。

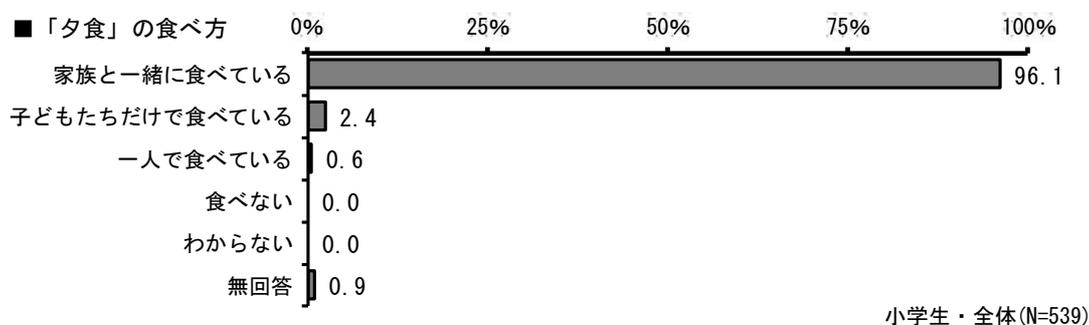
○朝食

・朝食は、「毎日食べている」が88.1%と最も高く、次いで「ときどき食べない」が8.3%、「ほとんど食べない」が2.8%、「全く食べない」が0.2%の順です。



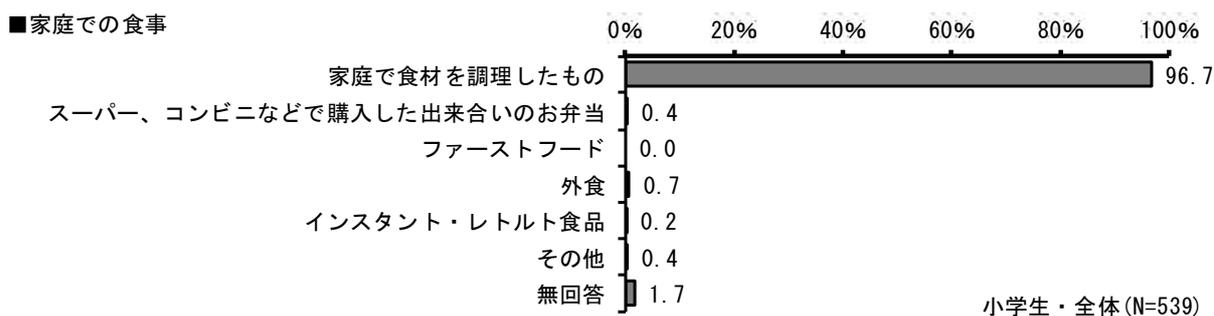
○夕食

・夕食の食べ方は、「家族と一緒に食べている」が96.1%と最も高く、次いで「子どもたちだけで食べている」が2.4%、「一人で食べている」が0.6%の順です。



○家庭での食事

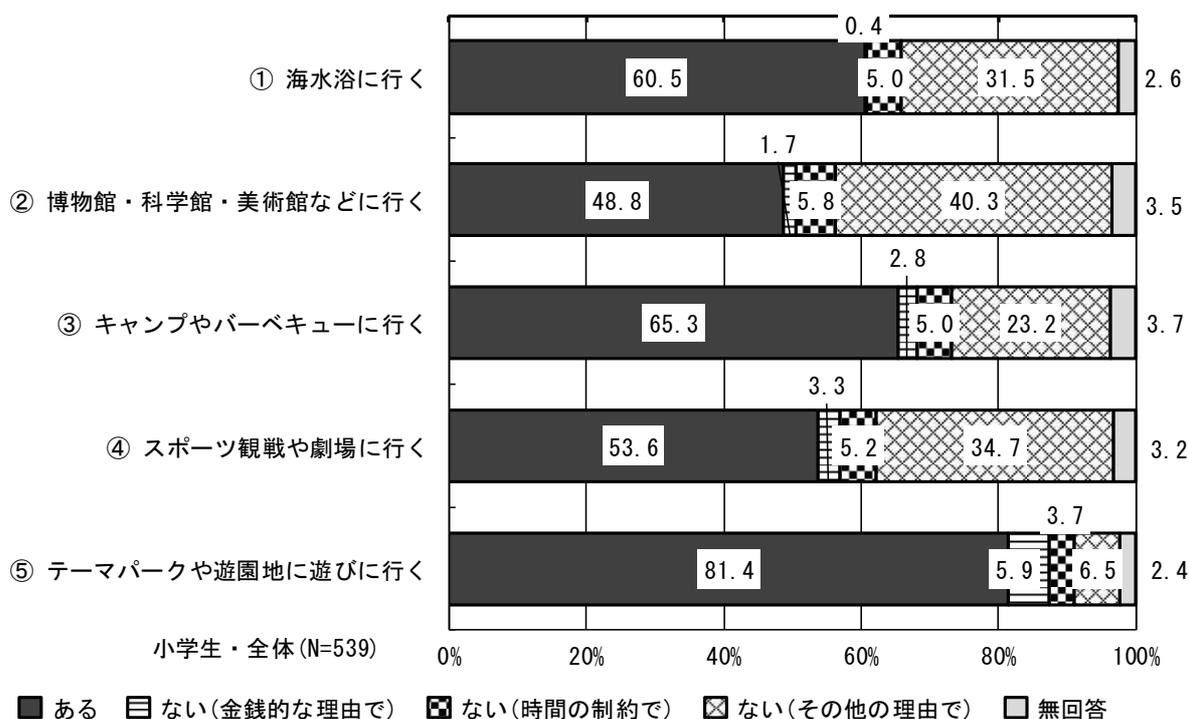
・家庭での食事は、「家庭で食材を調理したもの」が96.7%と最も高く、次いで「外食」が0.7%、「スーパー、コンビニなどで購入した出来合いのお弁当」が0.4%の順です。



④体験・経験

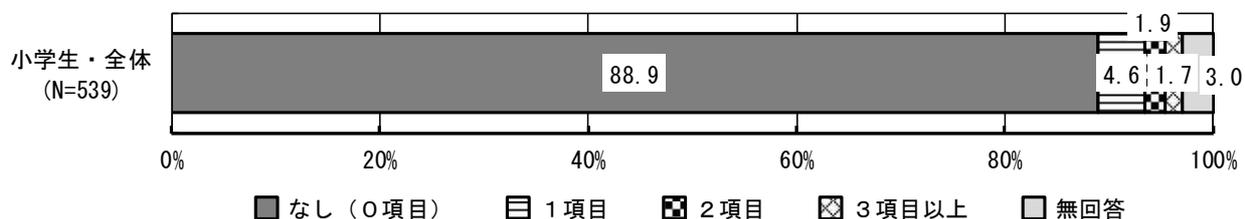
あなたのご家庭では、宛名のお子さんと次のような体験をすることがありますか。(それぞれ○は1つ)

・「ない(経済的理由)」割合が高いのは、「⑤ テーマパーク等に遊びに行く」が5.9%、「④ スポーツ観戦や劇場に行く」が3.3%です。



・経済的理由で「ない」項目数をみると、「1項目」が4.6%、「2項目」が1.9%、「3項目以上」が1.7%で、1項目以上ある割合は8.2%となっています。

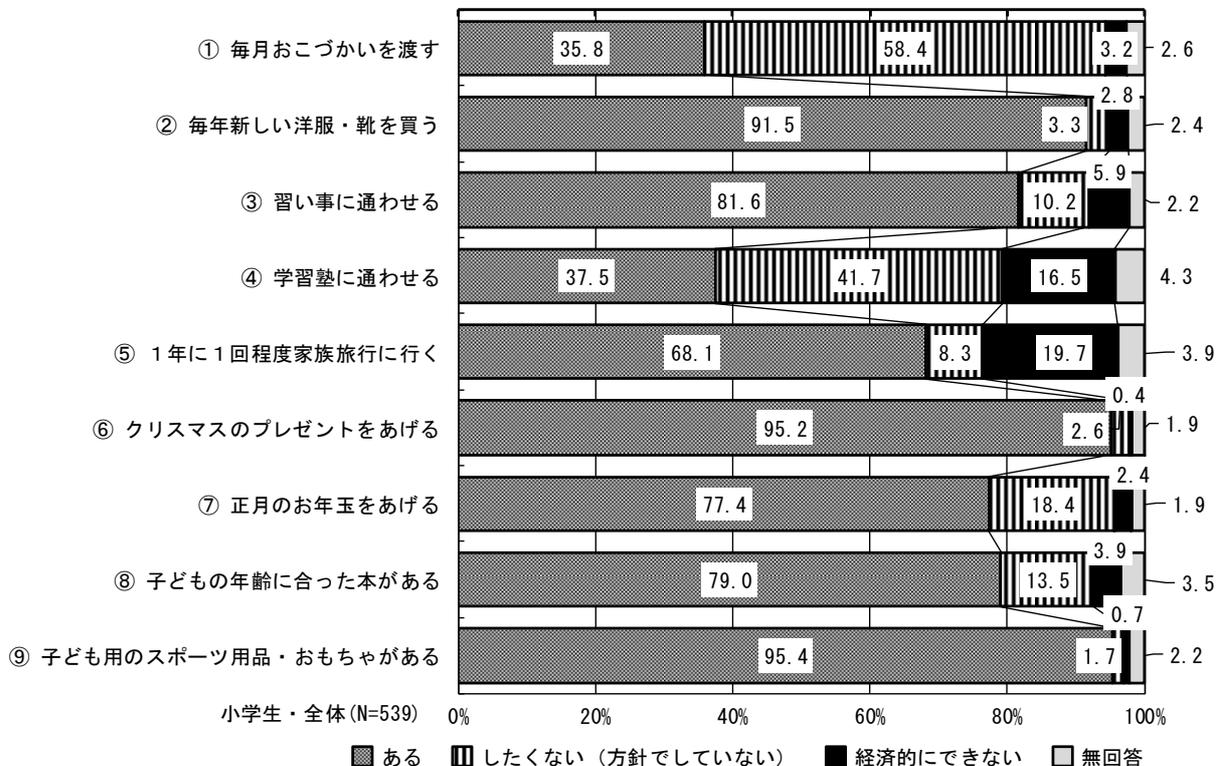
・家庭類型別にみると、「ひとり親家庭」では1項目以上ある割合が高くなっています。



		なし(0項目)	1項目	2項目	3項目以上	無回答	
全体	539件	88.9%	4.6%	1.9%	1.7%	3.0%	
学年	低学年(1~3年生)	319件	88.4%	6.0%	1.9%	1.3%	2.5%
	高学年(4~6年生)	213件	89.7%	2.8%	1.4%	2.3%	3.8%
家庭類型	ひとり親家庭	59件	72.9%	6.8%	5.1%	8.5%	6.8%
	フルタイム×フルタイム	91件	91.2%	4.4%	1.1%	0.0%	3.3%
	フルタイム×パートタイム	228件	92.5%	2.6%	1.3%	0.9%	2.6%
	フルタイム×専業主婦・夫	118件	89.0%	6.8%	0.8%	1.7%	1.7%

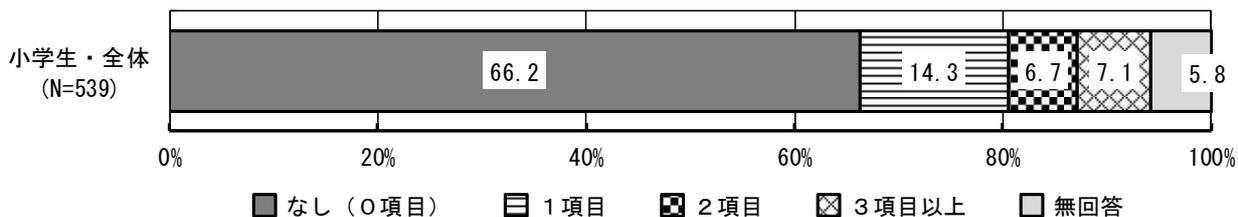
あなたのご家庭では、宛名のお子さんに次のことをしていますか。(それぞれ○は1つ)

・「経済的理由でできない」割合が高いのは、「⑤ 1年に1回程度家族旅行に行く」が19.7%、「④ 学習塾に通わせる」が16.5%です。



・「経済的にできない」項目数をみると、「1項目」が14.3%、「2項目」が6.7%、「3項目以上」が7.1%で、1項目以上ある割合は28.1%となっています。

・家庭類型別にみると、「ひとり親家庭」では1項目以上ある割合が高くなっています。

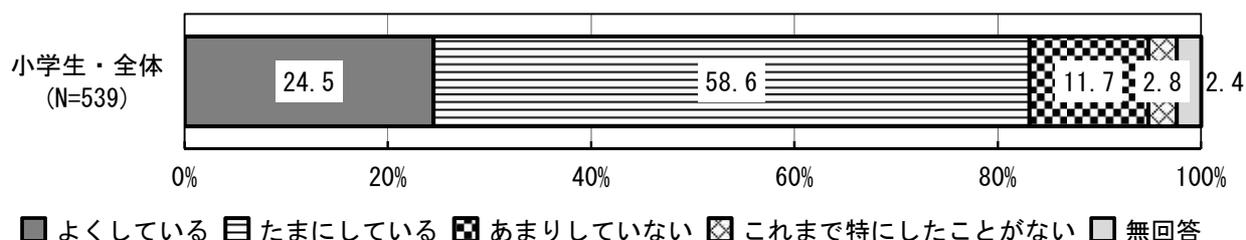


		該当なし(0項目)	1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	7項目	8項目	9項目	10項目	無回答	
全体	539件	66.2%	14.3%	6.7%	3.5%	0.9%	1.5%	0.7%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	5.8%	
家庭類型	ひとり親家庭	59件	44.1%	20.3%	5.1%	11.9%	1.7%	6.8%	3.4%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	5.1%
	フルタイム×フルタイム	91件	74.7%	8.8%	5.5%	2.2%	2.2%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.5%	
	フルタイム×パートタイム	228件	67.1%	14.9%	8.8%	2.2%	0.4%	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	5.7%	
	フルタイム×専業主婦・夫	118件	69.5%	16.1%	5.1%	2.5%	0.8%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	

⑤家庭学習について

あなたは、宛名のお子さんの将来(夢・進路・職業など)について、お子さんと一緒に考えたり、話すことがありますか。(○は1つ)

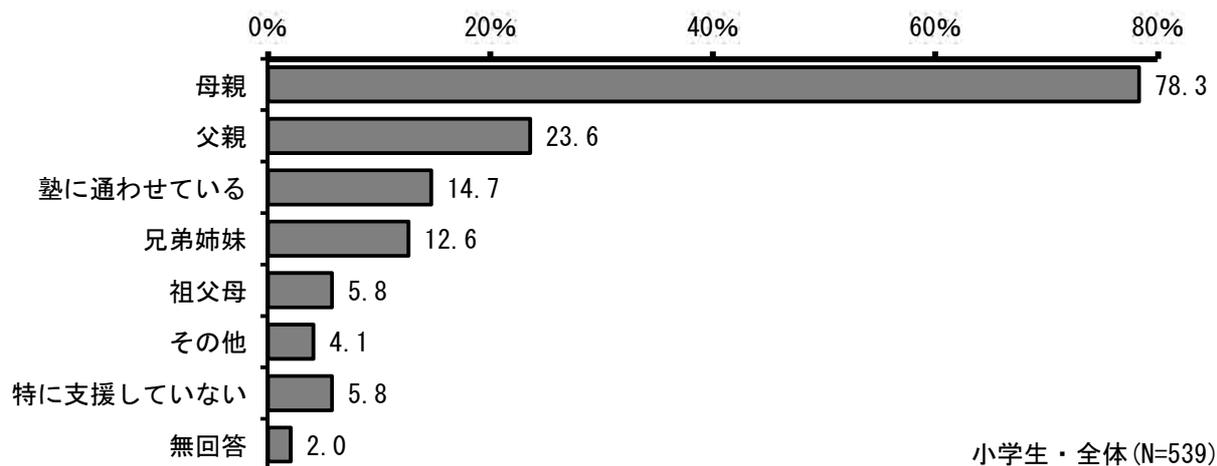
・「たまにしている」が58.6%と最も高く、次いで「よくしている」が24.5%、「あまりしていない」が11.7%、「これまで特にしたことがない」が2.8%の順です。



		よくしている	たまにしている	あまりしていない	これまで特にしたことがない	無回答	
全 体	539件	24.5%	58.6%	11.7%	2.8%	2.4%	
学年	低学年 (1～3年生)	319件	20.7%	61.8%	12.5%	3.8%	1.3%
	高学年 (4～6年生)	213件	28.6%	54.9%	10.8%	1.4%	4.2%

ご家庭では、宛名のお子さんの学習は主にどなたが支援をしていますか。(○はいくつでも)

・「母親」が78.3%と最も高く、次いで「父親」が23.6%、「塾に通わせている」が14.7%、「兄弟姉妹」が12.6%の順です。

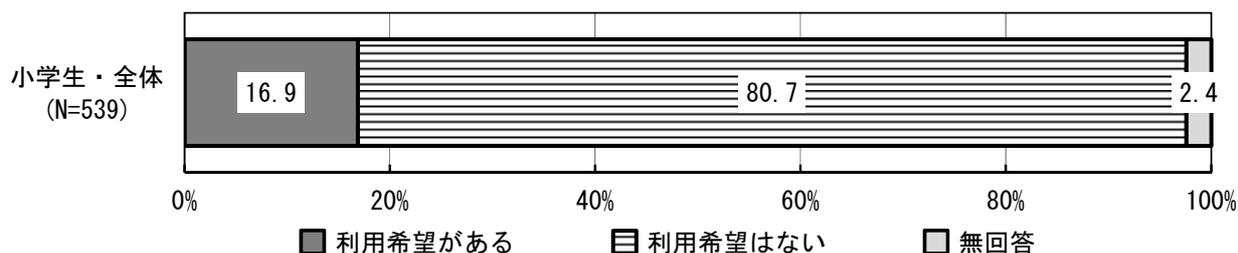


⑥留守家庭児童学級の利用意向

宛名のお子さんについて、今後の留守家庭児童学級の利用意向についてお聞きます。
保護者の就労状況やご家庭での過ごし方を踏まえてお答えください。(○は1つ)

○平日

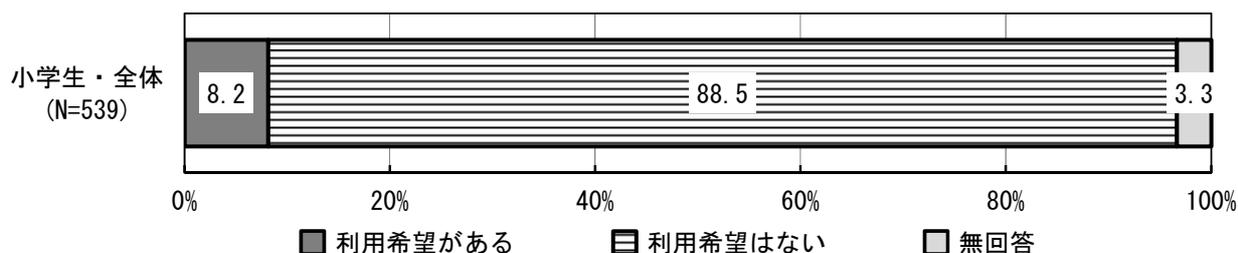
- ・「利用希望がある」が16.9%、「利用希望はない」が80.7%です。
- ・「利用希望がある」割合を家庭類型別にみると、「ひとり親家庭」では27.1%、「フルタイム×フルタイム」では26.4%、「フルタイム×パートタイム」では18.4%、「フルタイム×専業主婦・夫」では5.9%となっています。



		利用希望がある	利用希望はない	無回答	
全体		539件	16.9%	80.7%	2.4%
学年	低学年(1～3年生)	319件	26.3%	72.4%	1.3%
	高学年(4～6年生)	213件	2.3%	94.4%	3.3%
家庭類型	ひとり親家庭	59件	27.1%	71.2%	1.7%
	フルタイム×フルタイム	91件	26.4%	72.5%	1.1%
	フルタイム×パートタイム	228件	18.4%	79.4%	2.2%
	フルタイム×専業主婦・夫	118件	5.9%	94.1%	0.0%
きょうだい	いない	103件	21.4%	77.7%	1.0%
	いる	429件	15.6%	82.3%	2.1%
地区	忠岡小学校区	166件	19.9%	77.7%	2.4%
	東忠岡小学校区	362件	15.5%	82.6%	1.9%

○土曜日

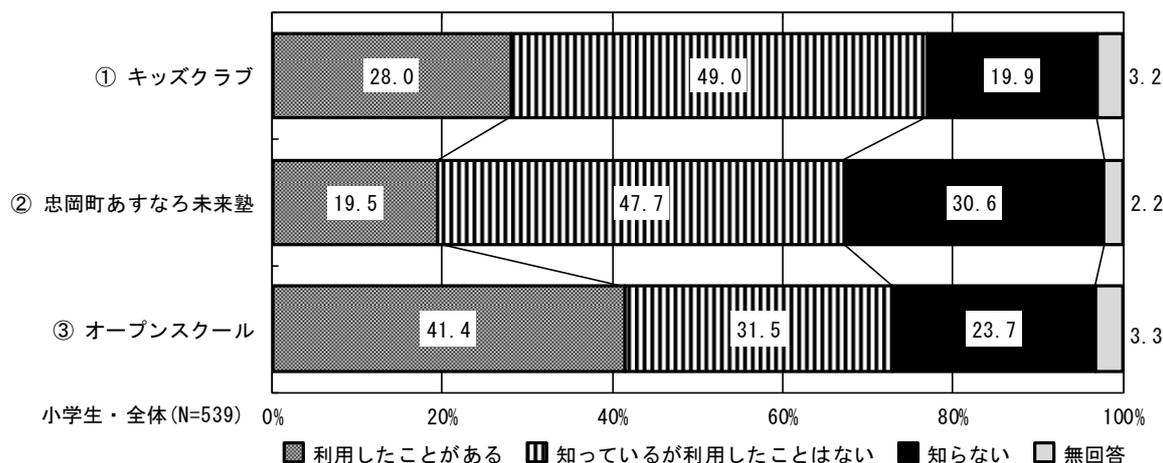
- ・「利用希望がある」が8.2%、「利用希望はない」が88.5%です。



⑦子育て支援に関する町の事業やサービスについて

次の町の事業やサービスを利用したことはありますか。(それぞれ○は1つ)

- ・「利用したことがある」割合が高い事業やサービスは、「③オープンスクール」(41.4%)です。
- ・「知らない」割合が高い事業やサービスは、「②忠岡町あすなろ未来塾」(30.6%)です。
- ・「利用したことがある」割合を地区別にみると、「①キッズクラブ」は「東忠岡小学校区」での割合が高く、「③オープンスクール」は、「忠岡小学校区」での割合が高くなっています。



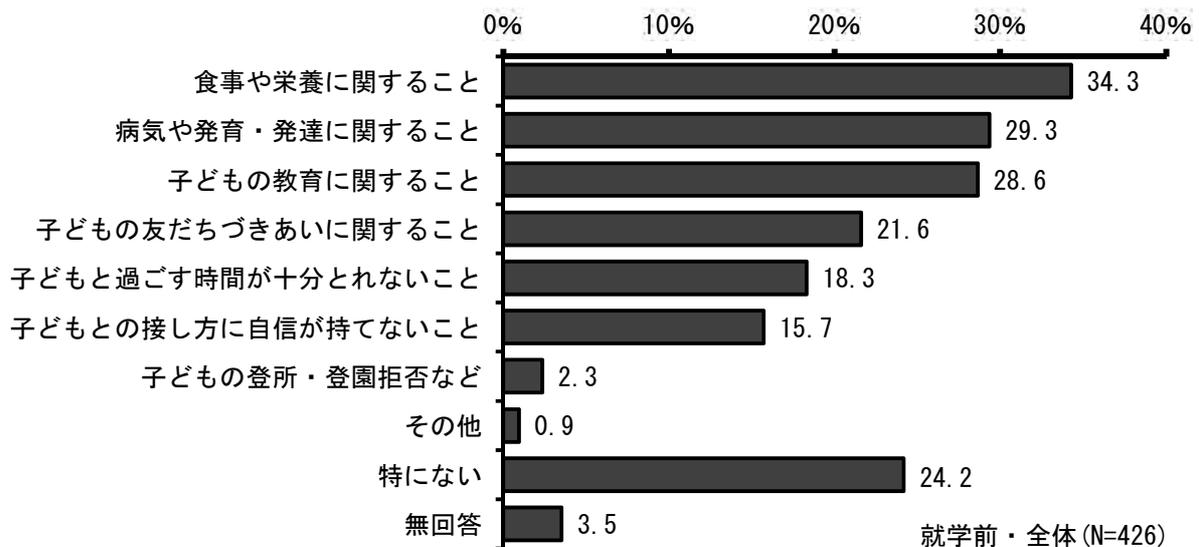
		① キッズクラブ				
		利用したことがある	知っているが利用したことはない	知らない	無回答	
全体	539件	28.0%	49.0%	19.9%	3.2%	
学年	低学年(1~3年生)	319件	27.9%	45.8%	24.8%	1.6%
	高学年(4~6年生)	213件	28.6%	54.0%	12.7%	4.7%
きょうだい	いない	103件	27.2%	44.7%	24.3%	3.9%
	いる	429件	28.4%	50.3%	18.6%	2.6%
地区	忠岡小学校区	166件	19.3%	44.6%	31.9%	4.2%
	東忠岡小学校区	362件	32.0%	51.4%	14.4%	2.2%
		② 忠岡町あすなろ未来塾				
全体	539件	19.5%	47.7%	30.6%	2.2%	
学年	低学年(1~3年生)	319件	11.3%	42.0%	44.5%	2.2%
	高学年(4~6年生)	213件	31.0%	56.8%	10.3%	1.9%
きょうだい	いない	103件	11.7%	47.6%	38.8%	1.9%
	いる	429件	21.0%	48.3%	28.7%	2.1%
地区	忠岡小学校区	166件	19.3%	41.0%	36.7%	3.0%
	東忠岡小学校区	362件	19.1%	51.1%	28.2%	1.7%
		③ オープンスクール				
全体	539件	41.4%	31.5%	23.7%	3.3%	
学年	低学年(1~3年生)	319件	43.9%	26.3%	28.5%	1.3%
	高学年(4~6年生)	213件	38.0%	40.4%	16.0%	5.6%
きょうだい	いない	103件	35.9%	32.0%	28.2%	3.9%
	いる	429件	43.1%	31.9%	22.1%	2.8%
地区	忠岡小学校区	166件	49.4%	22.9%	23.5%	4.2%
	東忠岡小学校区	362件	37.8%	36.2%	23.5%	2.5%

(3) 町や地域の子育て環境に関する共通設問

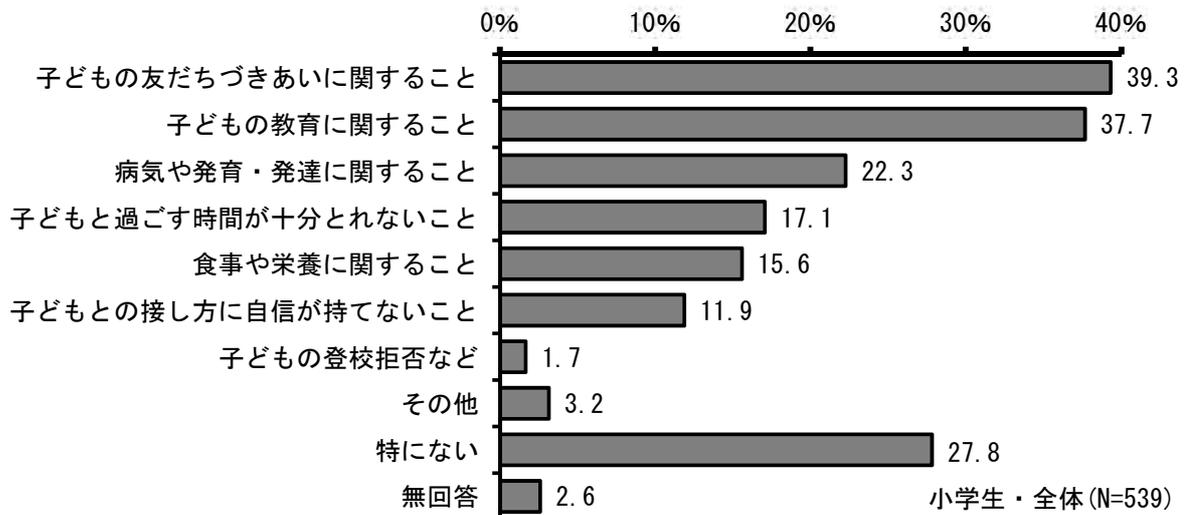
①子育ての悩みや相談相手

子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。
子どもに関すること(○はいくつでも)

・就学前では、「食事や栄養に関すること」が34.3%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が29.3%、「子どもの教育に関すること」が28.6%、「子どもの友だちづきあいに関すること」が21.6%の順です。

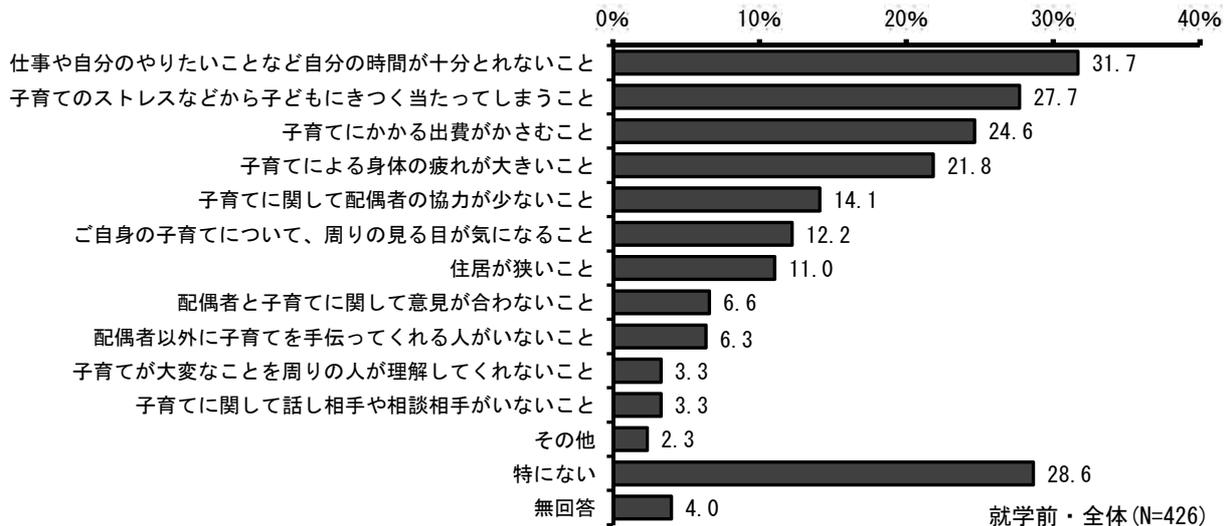


・小学生では、「子どもの友だちづきあいに関すること」が39.3%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」が37.7%、「特にない」が27.8%、「病気や発育・発達に関すること」が22.3%の順です。

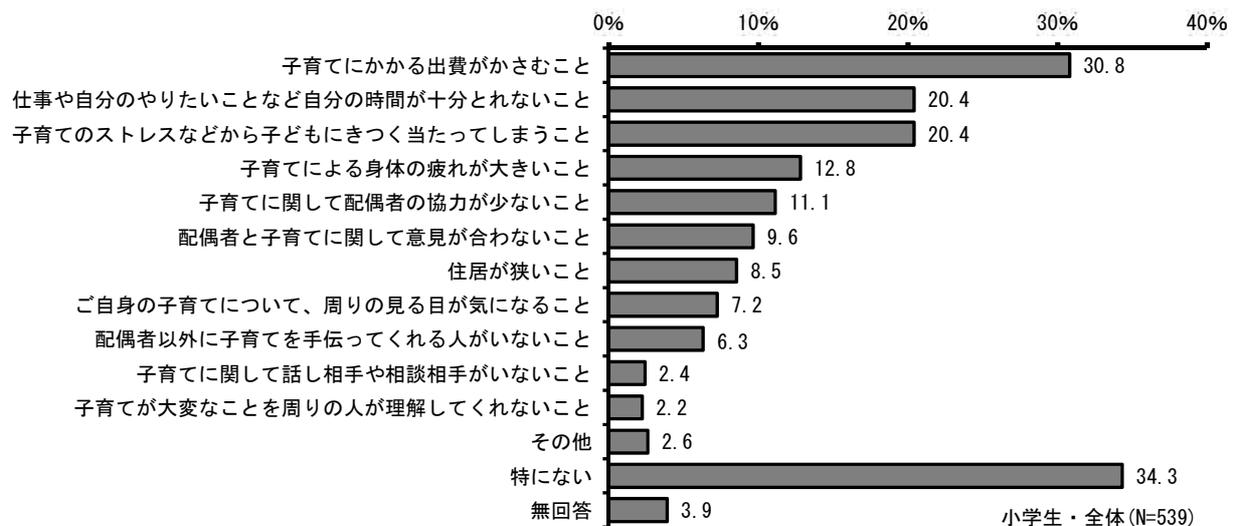


自分自身に関すること(子育ての悩み) (○はいくつでも)

- ・就学前では、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分とれないこと」が31.7%と最も高く、次いで「子育てのストレスなどから子どもにきつく当たってしまうこと」が27.7%、「子育てにかかる出費がかさむこと」が24.6%、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が21.8%の順です。

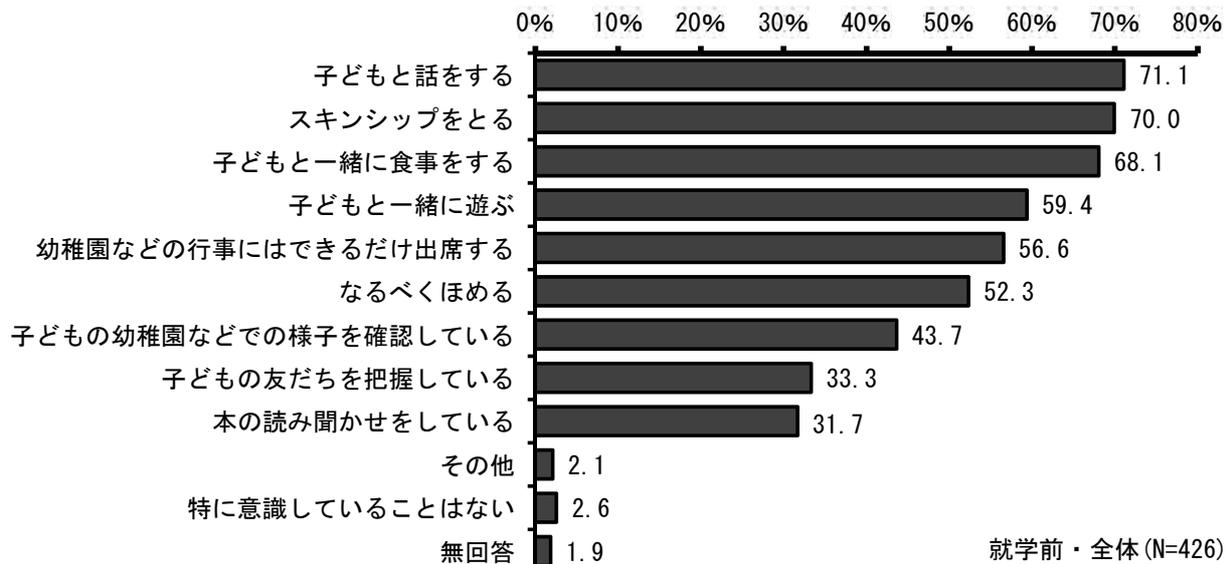


- ・小学生では、「子育てにかかる出費がかさむこと」が30.8%と最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分とれないこと」「子育てのストレスなどから子どもにきつく当たってしまうこと」がともに20.4%、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が12.8%、「子育てに関して配偶者の協力が少ないこと」が11.1%の順です。

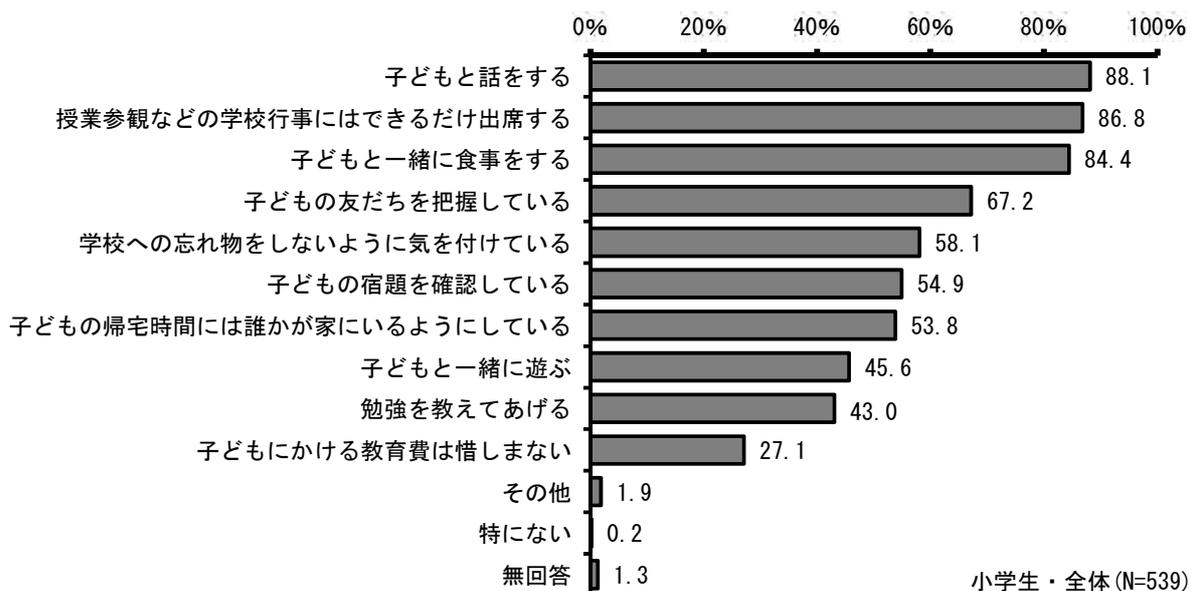


日頃のお子さんとの関わりで、心がけていることはどのようなことですか。(○はいくつでも)

・就学前では、「子どもと話をする」が71.1%と最も高く、次いで「スキンシップをとる」が70%、「子どもと一緒に食事をする」が68.1%、「子どもと一緒に遊ぶ」が59.4%、「幼稚園などの行事にはできるだけ出席する」が56.6%の順です。

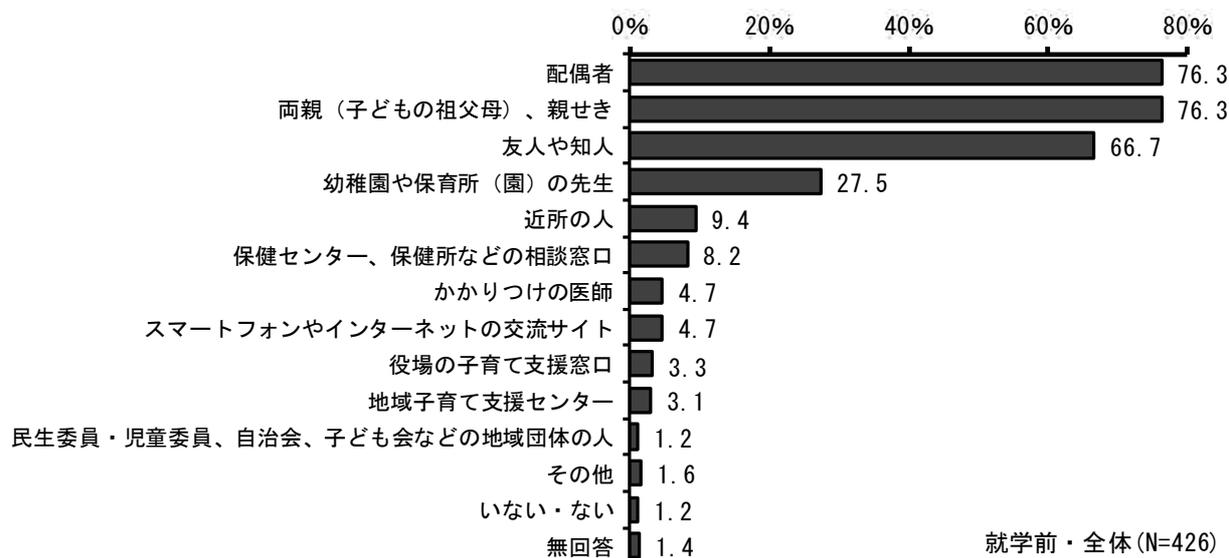


・小学生では、「子どもと話をする」が88.1%と最も高く、次いで「授業参観などの学校行事にはできるだけ出席する」が86.8%、「子どもと一緒に食事をする」が84.4%、「子どもの友だちを把握している」が67.2%の順です。

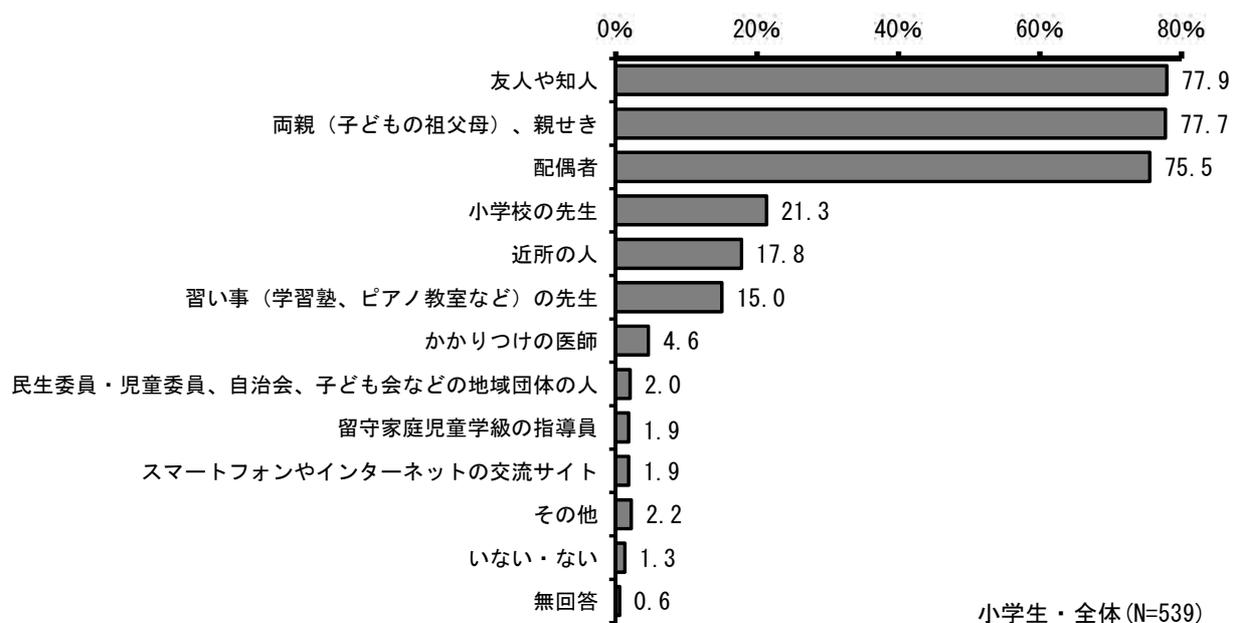


**子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場
所はありますか。（○はいくつでも）**

・就学前では、「配偶者」と「両親（子どもの祖父母）、親せき」がともに76.3%で最も高く、次いで「友人や知人」が66.7%、「幼稚園や保育所（園）の先生」が27.5%の順です。

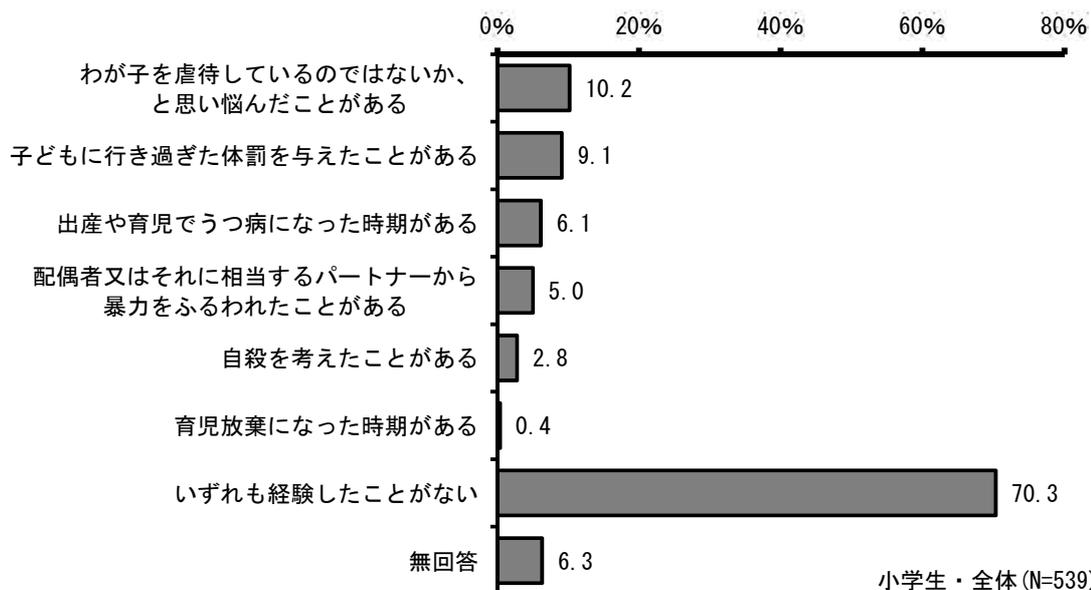


・小学生では、「友人や知人」が77.9%と最も高く、次いで「両親（子どもの祖父母）、親せき」が77.7%、「配偶者」が75.5%の順です。



あなたは、子育てに関わってから以下のような経験をしたことがありますか。(○はいくつでも)※小学生のみ

- ・「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある」が10.2%、「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」が9.1%、「出産や育児でうつ病になった時期がある」が6.1%の順です。
- ・「配偶者又はそれに相当するパートナーから暴力をふるわれたことがある」割合は全体では5.0%、「ひとり親家庭」では13.6%となっています。

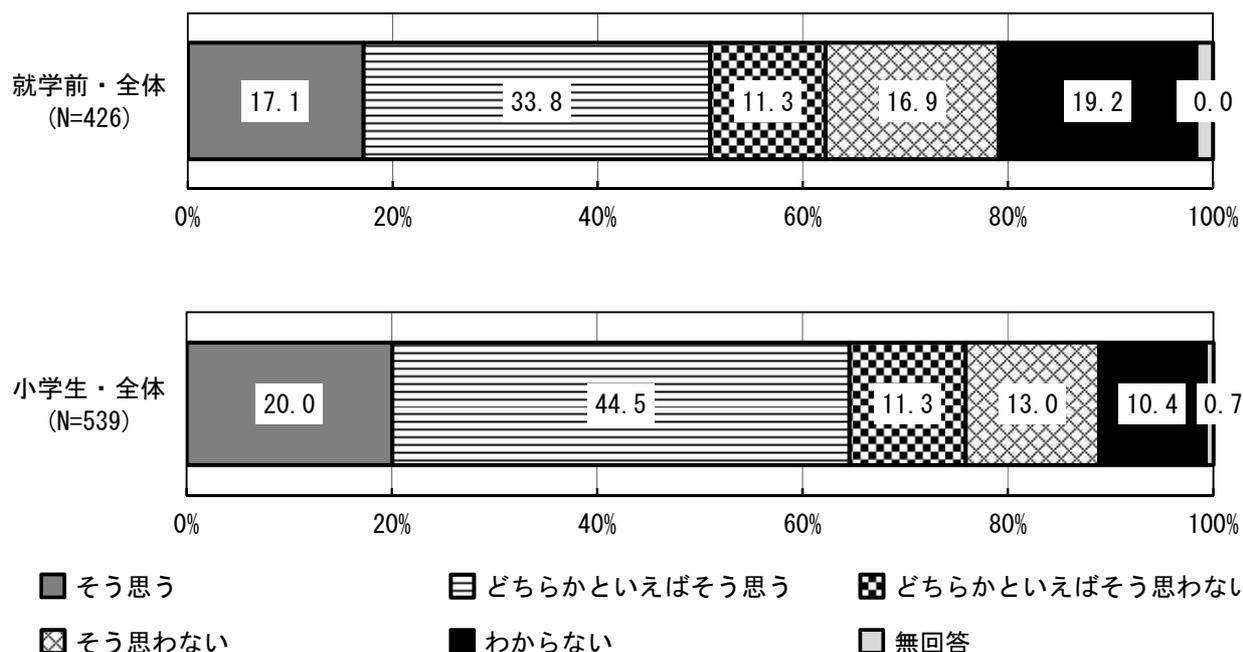


	件数	配偶者又はそれに相当するパートナーから暴力をふるわれたことがある	子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある	育児放棄になった時期がある	出産や育児でうつ病になった時期がある	わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある	自殺を考えたことがある	いずれも経験したことがない	無回答
全体	539件	5.0%	9.1%	0.4%	6.1%	10.2%	2.8%	70.3%	6.3%
ひとり親家庭	59件	13.6%	5.1%	0.0%	8.5%	8.5%	5.1%	69.5%	3.4%

②忠岡町の子育て環境について

自分自身の子育てが、地域の人々や地域社会に支えられていると思いますか。(○は1つ)

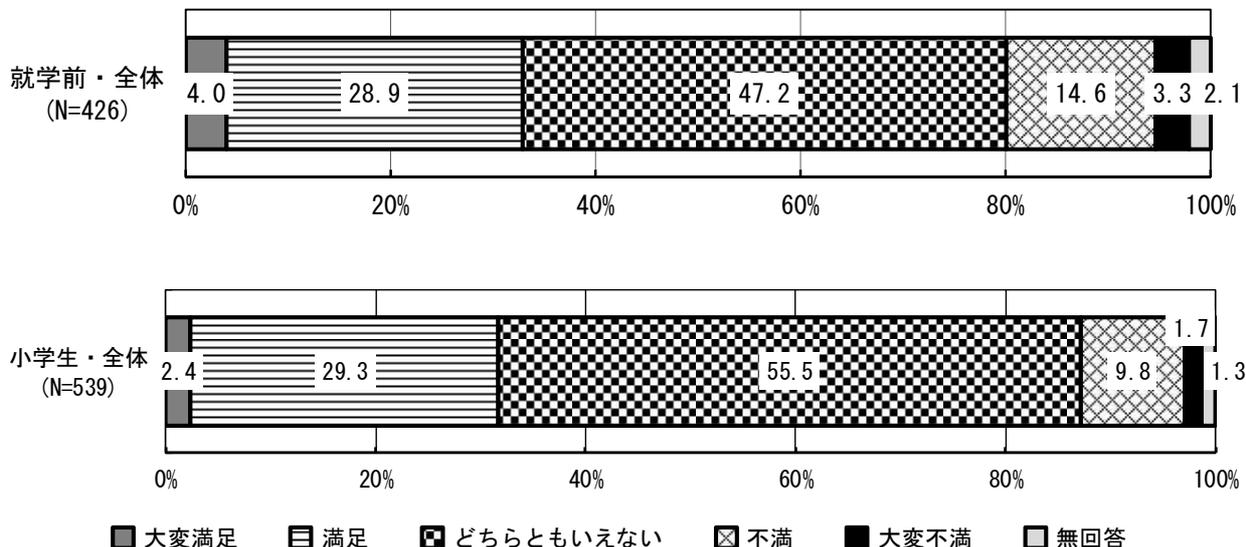
- ・「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』の割合は、就学前では50.8%、小学生では64.5%です。
- ・一方、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『思わない』割合は、就学前では28.2%、小学生では24.3%です。



		そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わな い	わからない	無回答	
就学前	全体	426件	17.1%	33.8%	11.3%	16.9%	19.2%	1.6%
年齢	0歳	103件	14.6%	32.0%	10.7%	17.5%	25.2%	0.0%
	1～2歳	130件	15.4%	43.1%	9.2%	13.8%	17.7%	0.8%
	3～5歳	187件	19.8%	27.8%	12.8%	19.3%	17.1%	3.2%
地区	忠岡小学校区	133件	17.3%	33.8%	10.5%	14.3%	22.6%	1.5%
	東忠岡小学校区	288件	17.4%	33.3%	11.5%	18.4%	17.7%	1.7%
居住年数	5年未満	121件	13.2%	33.1%	9.1%	19.0%	24.0%	1.7%
	5年以上10年未満	126件	18.3%	35.7%	11.9%	12.7%	20.6%	0.8%
	10年以上20年未満	75件	17.3%	33.3%	16.0%	20.0%	10.7%	2.7%
	20年以上	103件	20.4%	33.0%	8.7%	17.5%	18.4%	1.9%
小学生	全体	539件	20.0%	44.5%	11.3%	13.0%	10.4%	0.7%
学年	低学年(1～3年生)	319件	18.8%	45.5%	10.3%	13.2%	11.6%	0.6%
	高学年(4～6年生)	213件	21.1%	44.1%	12.7%	13.1%	8.5%	0.5%
地区	忠岡小学校区	166件	18.1%	44.0%	13.3%	13.9%	10.2%	0.6%
	東忠岡小学校区	362件	20.7%	45.9%	9.7%	12.7%	10.5%	0.6%
居住年数	5年未満	35件	17.1%	40.0%	11.4%	11.4%	20.0%	0.0%
	5年以上10年未満	111件	16.2%	45.9%	10.8%	12.6%	12.6%	1.8%
	10年以上20年未満	244件	19.3%	46.3%	10.7%	15.6%	8.2%	0.0%
	20年以上	141件	24.1%	42.6%	12.8%	9.9%	9.9%	0.7%

忠岡町の子育ての環境や支援への満足度についてお聞きします。(〇は1つ)

- ・「大変満足」と「満足」を合わせた割合は、就学前では32.9%、小学生では31.7%です。
- ・「不満」と「大変不満」を合わせた割合は、就学前では17.9%、小学生では11.5%です。



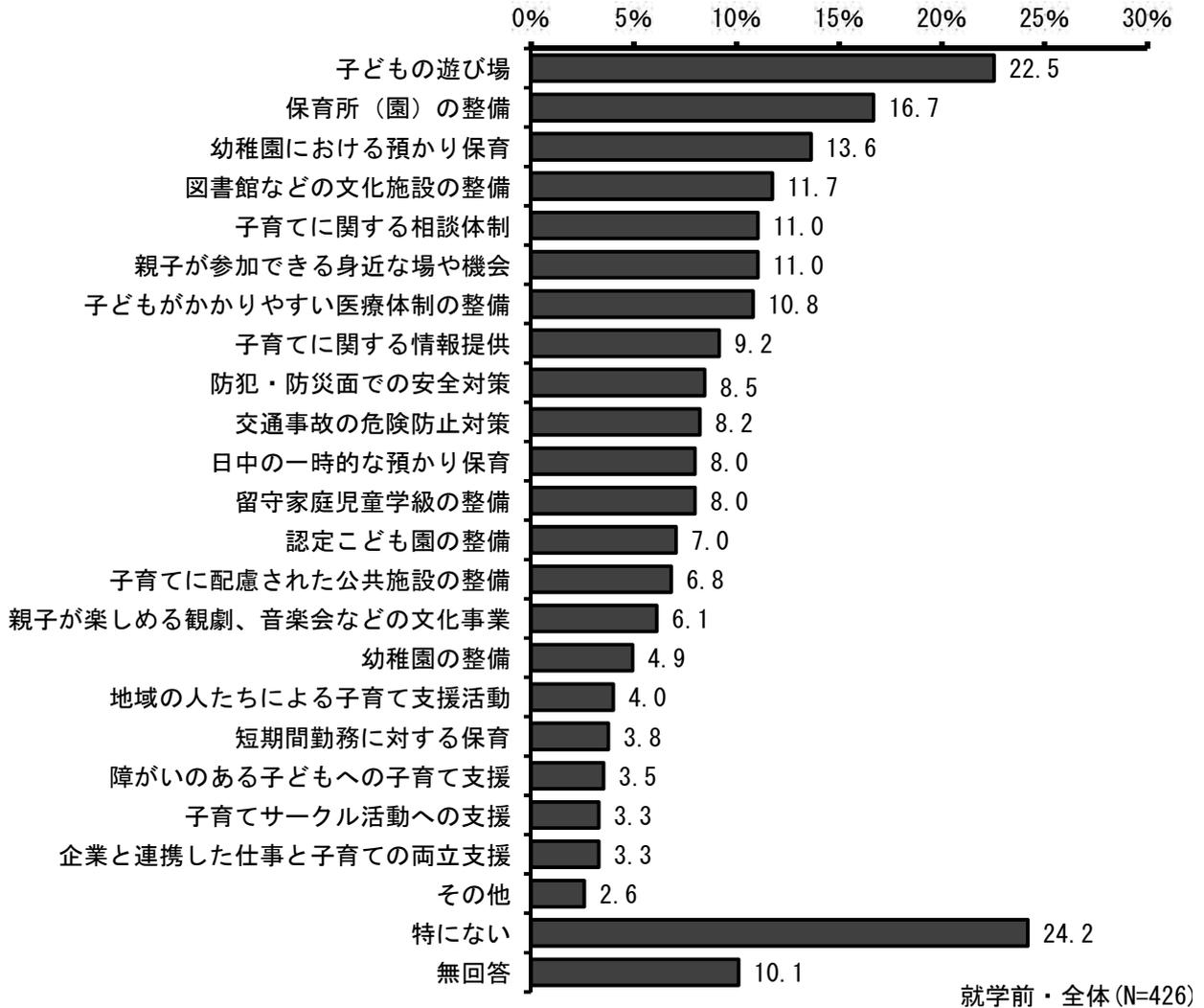
		大変満足	満足	どちらともいえない	不満	大変不満	無回答	
就学前	全体	426件	4.0%	28.9%	47.2%	14.6%	3.3%	2.1%
年齢	0歳	103件	4.9%	38.8%	40.8%	9.7%	4.9%	1.0%
	1～2歳	130件	3.8%	33.1%	42.3%	16.9%	3.1%	0.8%
	3～5歳	187件	3.7%	21.4%	52.4%	16.0%	2.7%	3.7%
家庭類型	ひとり親家庭	39件	10.3%	23.1%	51.3%	15.4%	0.0%	0.0%
	フルタイム×フルタイム	115件	3.5%	32.2%	44.3%	14.8%	2.6%	2.6%
	フルタイム×パートタイム	135件	2.2%	28.1%	47.4%	16.3%	3.0%	3.0%
	フルタイム×専業主婦・夫	129件	4.7%	28.7%	46.5%	13.2%	5.4%	1.6%
きょうだい	いない	149件	6.0%	30.9%	40.9%	16.8%	2.7%	2.7%
	いる	273件	2.6%	28.2%	50.2%	13.6%	3.7%	1.8%
定期利用中	幼稚園	81件	1.2%	25.9%	54.3%	12.3%	3.7%	2.5%
	保育所(園)	197件	3.0%	27.4%	49.2%	15.2%	1.5%	3.6%
	認定こども園	5件	0.0%	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%
	利用していない	122件	7.4%	34.4%	41.0%	11.5%	5.7%	0.0%
小学生	全体	539件	2.4%	29.3%	55.5%	9.8%	1.7%	1.3%
学年	低学年(1～3年生)	319件	2.8%	30.1%	55.2%	9.7%	1.3%	0.9%
	高学年(4～6年生)	213件	1.9%	27.7%	56.8%	9.9%	2.3%	1.4%
家庭類型	ひとり親家庭	59件	3.4%	23.7%	61.0%	11.9%	0.0%	0.0%
	フルタイム×フルタイム	91件	2.2%	23.1%	56.0%	16.5%	1.1%	1.1%
	フルタイム×パートタイム	228件	2.6%	29.4%	57.9%	7.0%	2.2%	0.9%
	フルタイム×専業主婦・夫	118件	1.7%	39.0%	46.6%	10.2%	1.7%	0.8%
きょうだい	いない	103件	2.9%	30.1%	54.4%	10.7%	1.9%	0.0%
	いる	429件	2.3%	28.9%	56.4%	9.6%	1.4%	1.4%
地区	忠岡小学校区	166件	1.2%	23.5%	62.7%	8.4%	3.0%	1.2%
	東忠岡小学校区	362件	3.0%	32.0%	52.5%	10.2%	1.1%	1.1%

忠岡町の子育て環境や支援に関して、あなたが子育てしやすいなど一定、評価できる点、もっと充実してほしい点はどのようなことがありますか。

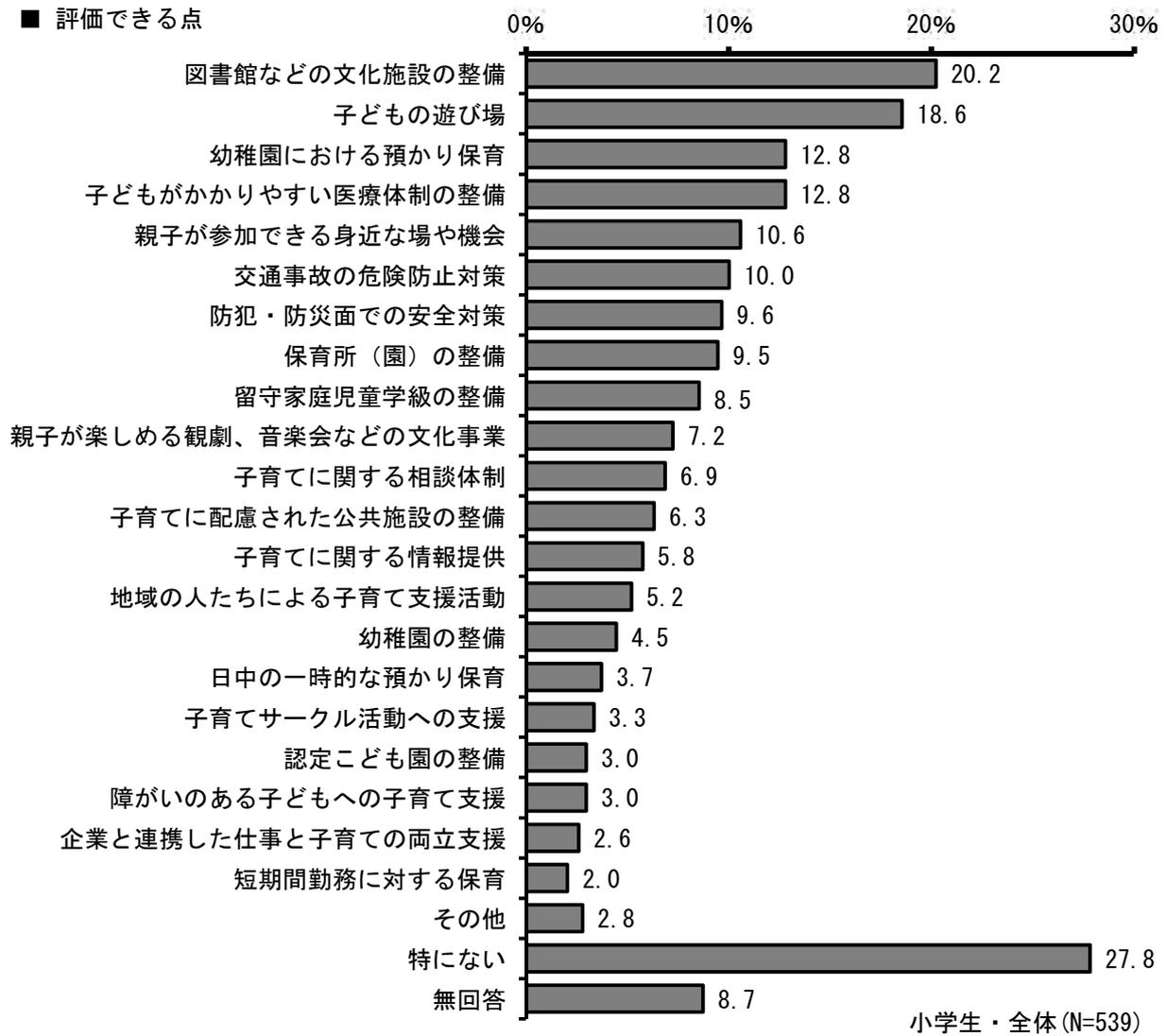
子育てしやすいなど一定、評価できる点（○はいくつでも）

- ・就学前では、「子どもの遊び場」が22.5%と最も高く、次いで「保育所（園）の整備」が16.7%、「幼稚園における預かり保育」が13.6%、「図書館などの文化施設の整備」が11.7%の順です。また、「特にない」が24.2%です。

■ 評価できる点



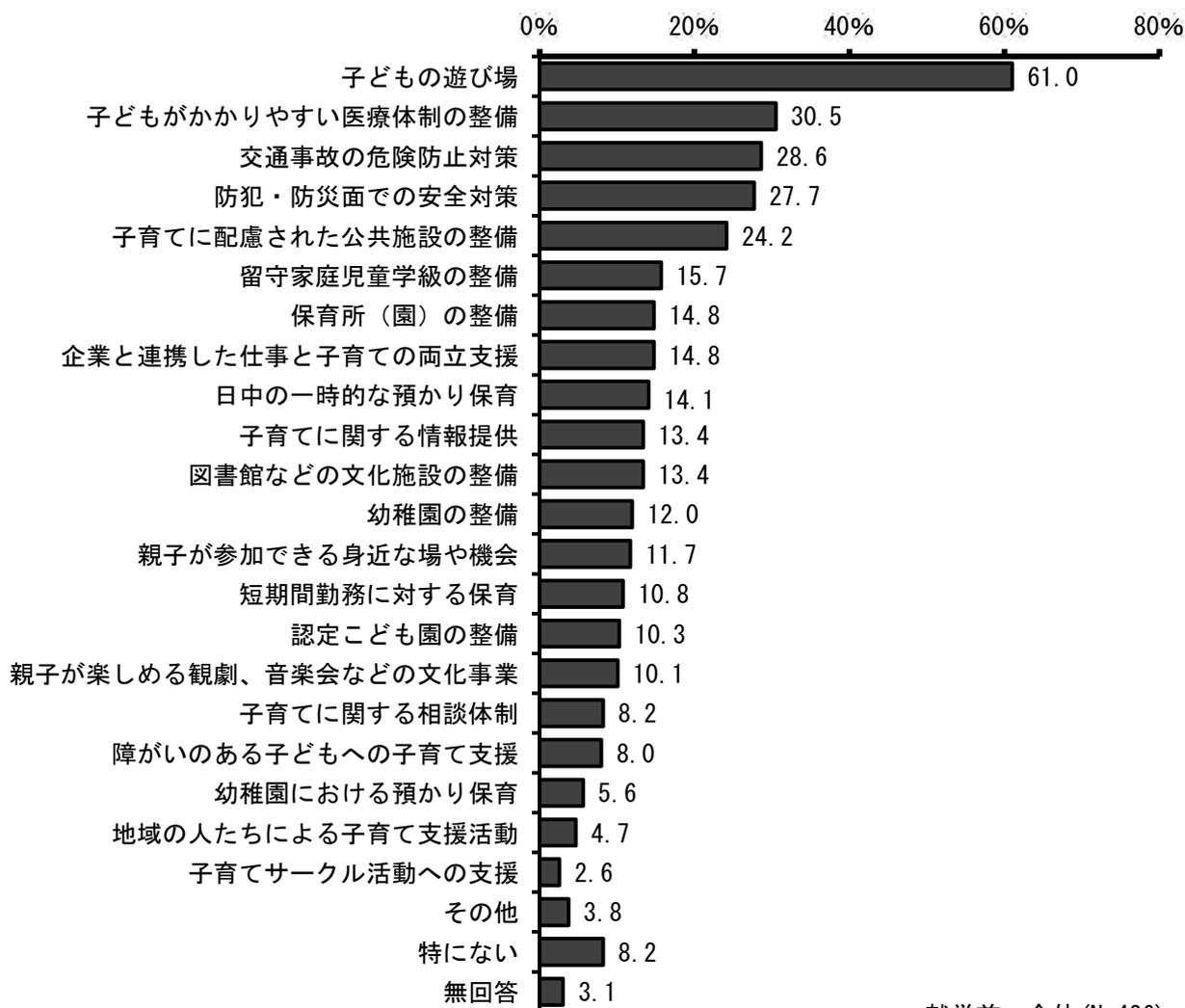
- ・小学生では、「図書館などの文化施設の整備」が20.2%と最も高く、次いで「子どもの遊び場」が18.6%、「幼稚園における預かり保育」と「子どもがかかりやすい医療体制の整備」がともに12.8%、の順です。また、「特にない」が27.8%です。



もっと充実してほしい点（○はいくつでも）

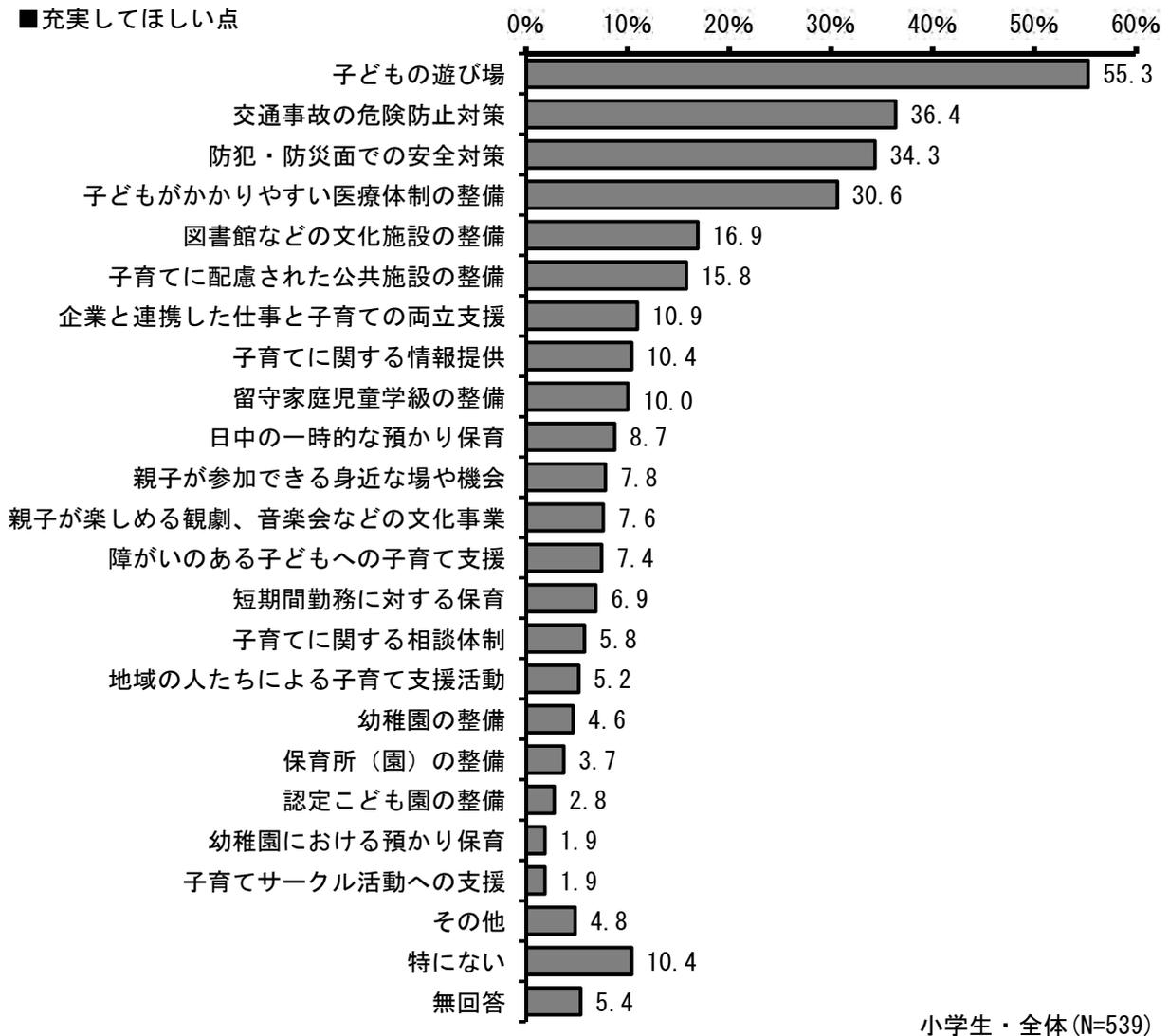
- ・就学前では、「子どもの遊び場」が61.0%と最も高く、次いで「子どもがかかりやすい医療体制の整備」が30.5%、「交通事故の危険防止対策」が28.6%、「防犯・防災面での安全対策」が27.7%、「子育てに配慮された公共施設の整備」が24.2%の順です。

■充実してほしい点



就学前・全体 (N=426)

- ・小学生では、「子どもの遊び場」が55.3%と最も高く、次いで「交通事故の危険防止対策」が36.4%、「防犯・防災面での安全対策」が34.3%、「子どもがかかりやすい医療体制の整備」が30.6%の順です。



2 用語解説

2-1 子ども・子育て支援制度に関する用語

用語	定義
子ども・子育て関連3法	<p>①「子ども・子育て支援法」</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>
幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的に位置づけられた単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国・自治体・学校法人・社会福祉法人に限られる（株式会社の参入は不可）。（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育のこと。</p>
子ども・子育て支援	<p>全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（子ども・子育て支援法第7条）</p>
教育・保育施設	<p>「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のこと。（子ども・子育て支援法第7条）</p>
施設型給付費	<p>認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）における教育・保育に要した費用。（子ども・子育て支援法第11条）</p>
特定教育・保育施設	<p>市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（子ども・子育て支援法第27条）</p>
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（子ども・子育て支援法第19条）</p> <p>【認定区分】</p> <p>1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども</p> <p>2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）</p> <p>3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）</p>
「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（子ども・子育て支援法第31条）</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>

用 語	定 義
地域子ども・子育て支援事業	放課後児童健全育成事業、延長（時間外）保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。（子ども・子育て支援法第59条）
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの利用料が無料になる制度。令和元年10月1日から開始された。

2-2 その他の用語

あ行

◇生きる力

文部科学省では、平成14年度から実施してきた学習指導要領で「生きる力」を育むことを理念にしているが、平成22年度からの小・中学校及び特別支援学校の新学習指導要領では、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことをめざし、「生きる力」とは知・徳・体のバランスのとれた力とし、それぞれの意味を次のように規定している。

知（確かな学力）：基礎・基本を確実に身につけ、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

徳（豊かな人間性）：自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等

体（健康・体力）：たくましく生きるための健康や体力

◇育児休業

働いている人が、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は最長で2歳）に達するまでの間、子どもを養育するために取得できる休暇のこと。父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間、申出により育児休業の取得が可能となっている。

か行

◇子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。

◇子どもの貧困

平成25年6月26日に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としている。また、この法律に基づき、平成26年8月29日には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されている。

さ行

◇支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のことをいいます。

◇次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年 4 月 1 日から施行されている法律のこと。

◇児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

◇生活習慣病

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目してとらえ直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったもの。成人病対策が二次予防といわれる早期発見・早期治療を重視したのに対して、生活習慣病対策は若年からの生活習慣改善のための動機づけや自発的な取組の一次予防を重視したものになっている。

た行

◇地域型保育事業

少人数の単位で、主に満 3 歳未満の乳児・幼児を預かる事業のこと。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4 つがある。

◇DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間における暴力ですが、圧倒的に女性が被害者になることが多いため、一般的には男性からの暴力という意味で使われている。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えること、精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれる。

な行

◇認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えている。

◇放課後子ども教室

地域の多様な人々の参画を得て、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等の取組のことで、具体的な活動内容は地域によって様々。

は行

◇発達障がい

発達障害者支援法上の定義では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」としている。

自閉症：「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴を持つ障がい。自閉症の人の半数以上は知的障がいを伴うが、知能に遅れがない高機能自閉症の人もある。

アスペルガー症候群：広い意味での自閉症に含まれる1つのタイプで、「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、興味・関心のかたよりのがある。

注意欠陥多動性障がい：「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とする発達障がい。

学習障がい：一般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

◇保育所

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設のこと。

- ・認可保育所：国、府が定める基準に適合し、府の認可を受けた定員20人以上の保育所。
- ・認可外保育所：上記以外の認可を受けていない保育所。

や行

◇ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、身体的な能力等の違いに関わりなく、全ての人ができるだけ支障なく使えるように、道具や建物等様々なものをデザインしようとする考え方です。施設や設備等にとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもある。

◇幼稚園

学校教育法に定める、3～5歳児に対して小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校のこと。

◇要保護児童対策地域協議会

保護を必要とする子どもや、支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会のこと。

3 忠岡町子ども・子育て会議

忠岡町条例第20号

忠岡町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、忠岡町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 児童の健全育成を目的とする団体の代表
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、子育て会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 子育て会議の事務局は、当該事務を所管する課に置く。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、子育て会議で協議の上、定めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月16日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月4日条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

忠岡町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属	備 考
◎勝 元 芳 夫	忠岡町民生委員児童委員協議会会長	平成30年度
◎小 島 ゆかり	忠岡町民生委員児童委員協議会会長兼主任児童委員	令和元年度
○上 野 悦二郎	忠岡町立校園長会会長	平成30年度
○大 谷 忠		令和元年度
小 島 ゆかり	忠岡町民生委員児童委員協議会主任児童委員	平成30年度
前 川 知恵子		令和元年度
内 藤 芳 雄	大阪府私立幼稚園連盟 (南海支部)	
吉 田 宏 枝	忠岡幼稚園 P T A 会長	平成30年度
古 谷 睦 美	東忠岡幼稚園 P T A 会長	平成30年度
山 田 幸 恵		令和元年度
田 中 一 人	忠岡保育所保護者会会長	平成30年度
鹿 野 千 夏	東忠岡保育所保護者会会長	平成30年度
串 岡 藍		平成30年度
砂 原 あゆみ		令和元年度
松 木 由 香		令和元年度
道 口 康 子	忠岡幼稚園園長	平成30年度
木 下 浩 美	東忠岡幼稚園園長	
寺 田 綾	忠岡保育所所長	平成30年度
根 来 智 子	東忠岡保育所所長	
井 手 康 之	チューリップ保育園園長	
高 野 眞 紀	ピープル忠岡チャイルドスクール園長	令和元年度
東 祥 子	忠岡町健康福祉部長	
畑 中 孝 昭	忠岡町健康福祉部いきがい支援課主幹 忠岡町健康福祉部地域福祉課長	平成30年度 令和元年度
春 日 正 人	忠岡町健康福祉部保険課主幹	平成30年度
谷 野 彰 俊	忠岡町健康福祉部健康こども課長	令和元年度
立 花 武 彦	忠岡町教育委員会教育部長兼生涯学習課長	
土 居 正 幸	忠岡町教育委員会理事兼学校教育課長	平成30年度
石 本 秀 樹		令和元年度

※名前の前の◎は会長を、○は副会長を表す

みんなで子育て、親も子も地域も 笑顔輝く忠岡
忠岡町子ども・子育て応援プラン2020
(第2期子ども・子育て支援事業計画)

令和2年3月

発行 忠岡町

〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

編集 忠岡町 教育委員会 教育部 教育みらい課
